

この事業は、財団法人全国市町村振興協会の助成を受けて、実施したものです。

地方税における資産課税のあり方に関する調査研究

— 今後の固定資産税のあり方について —

平成21年 3 月

財団法人 資産評価システム研究センター

は し が き

固定資産税は、市町村財政における基幹税目として重要な役割を果たしてきておりますが、課税情報の公開の促進等を背景に、固定資産税制度や資産評価に対する納税者の関心は、ますます高まっております。

当評価センターは、昭和53年5月設立以来、固定資産税に関する調査研究、地方団体職員に対する研修、情報の収集・提供等の業務を行い、今年度は皆様のお力添えにより、創立30周年を迎えることができました。

調査研究事業では、その時々固定資産税を巡る諸課題をテーマに学識経験者、地方団体の関係者等をもって構成する研究委員会を設け調査研究を行っておりますが、本年度は4つの調査研究委員会において固定資産税制度、固定資産評価制度等に関して、専門的な調査研究を行って参りました。

このうち、地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会においては、土地に対する税負担の調整措置のあり方、償却資産の課税のあり方、諸外国における資産課税の現状について検討するとともに、中長期的観点から、今後の固定資産税のあり方について幅広く調査研究を行ってきました。

この度、当委員会の調査研究の成果をとりまとめ、ここに研究報告書として公表する運びとなりました。この機会に熱心にご研究、ご審議いただいた委員の方々に対し、心から感謝申し上げます。

当評価センターは、今後とも、所期の目的にそって、事業内容の充実を図るとともに、地方団体等に役立つ調査研究に努力をいたす所存でありますので、地方団体をはじめ関係団体の皆様のなご一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

平成21年3月

財団法人資産評価システム研究センター
理 事 長 堤 新 二 郎

地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会委員名簿

委員長	金子 宏	東京大学名誉教授
委員	石島 弘	岡山商科大学大学院法学研究科教授
	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	佐藤 英明	神戸大学大学院法学研究科教授
	篠原 正博	中央大学経済学部教授
	渋谷 雅弘	東北大学大学院法学研究科教授
	神野 直彦	東京大学大学院経済学研究科教授
	杉原 正純	アルプスカード株式会社取締役社長
	谷口 進一	新日本製鐵株式会社常務取締役
	西野 萬里	明治大学商学部教授
	堀場 勇夫	青山学院大学経済学部教授
	前田 高志	関西学院大学経済学部教授
	水野 忠恒	一橋大学大学院法学研究科教授
	持田 信樹	東京大学大学院経済学研究科教授
	横山 彰	中央大学総合政策学部教授
	堀内 宣好	東京都主税局資産税部長
	谷口 郁夫	神戸市行財政局主税部長

(順不同、敬称略)

※平成21年3月現在

地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会

【審 議 経 過】

○第１回〔平成２０年７月１０日（木）〕

- （議題）（１）平成２０年度調査研究テーマ・スケジュール
（２）平成２１年度評価替えに向けた負担調整措置のあり方
（３）我が国及び諸外国における償却資産課税の現状

○第２回〔平成２０年１０月２日（木）〕

- （議題）（１）韓国における資産課税の現状について（大韓民国行政安全部人事室年金福祉課書記官 朴 均朝氏プレゼンテーション）

○第３回〔平成２１年２月５日（木）〕

- （議題）（１）フランスの職業税について（篠原委員プレゼンテーション）

○第４回〔平成２１年３月２５日（水）〕

- （議題）（１）平成２１年度税制改正について
（２）船橋市における償却資産実地調査について（千葉県船橋市税務部固定資産税課課長補佐 徳本 悟氏プレゼンテーション）

目 次

はじめに	1
第 1 土地に対する税負担の調整措置のあり方について	1
1 固定資産税収の動向	1
2 現行の負担調整措置の仕組み	2
3 現行の負担水準の分布状況	3
4 下落修正の実施割合の推移	4
5 「H20 課税標準額／H20 評価見込額」の分布状況	5
6 地価公示の圏域別・都道府県別対前年度変動率	6
7 土地の負担調整措置に対する地方団体の主な意見	7
第 2 償却資産の課税のあり方について	8
1 固定資産税における償却資産の概要	8
2 固定資産税の創設と償却資産課税の経緯	11
3 償却資産に係る主な制度改正	13
4 資産税制の国際比較（償却資産関係）	14
第 3 フランスの職業税について	16
（篠原委員）	
第 4 船橋市における償却資産実地調査について	42
（千葉県船橋市税務部固定資産税課課長補佐 徳本 悟氏）	
第 5 韓国における資産課税の現状について	55
（大韓民国行政安全部人事室年金福祉課書記官 朴 均朝氏）	

はじめに

本年度の当委員会は、土地の負担水準の均衡化の促進を目的とした負担調整措置のあり方及び償却資産に対する課税のあり方をテーマとして調査研究を行うこととした。

まず、土地の負担水準の均衡化の促進を目的とした負担調整措置のあり方については、今年度が評価替えであるため、現行の負担調整措置の見直しの必要性等について、最近の地価動向等を踏まえ検討することとした。

次に、固定資産税の償却資産に対する課税については、経済界等から、①国際的にも稀な制度であり、わが国産業の国際競争力を削ぐ、②設備を多数所有する製造業等の特定の業界に負担が偏重しており課税の公平性からの問題が多い、といった意見が出されていることも踏まえ、固定資産税の創設の経緯や償却資産への課税の意義について検討するとともに、諸外国の中で、フランスの職業税における償却資産課税の現状や課題等について、本研究会のメンバーの篠原正博委員により調査を実施した。また、償却資産の調査に関し、実際に調査を実施している実務者である千葉県船橋市税務部固定資産税課課長補佐の徳本悟氏から、実地調査を行う上での課題や留意事項等について発表を受け、議論を行った。

さらに、諸外国の資産課税について、韓国の土地税制等も含めた現状について、大韓民国行政安全部年金福祉課書記官の朴均朝氏から発表を受けながら議論を行った。

第1 土地に対する税負担の調整措置のあり方について

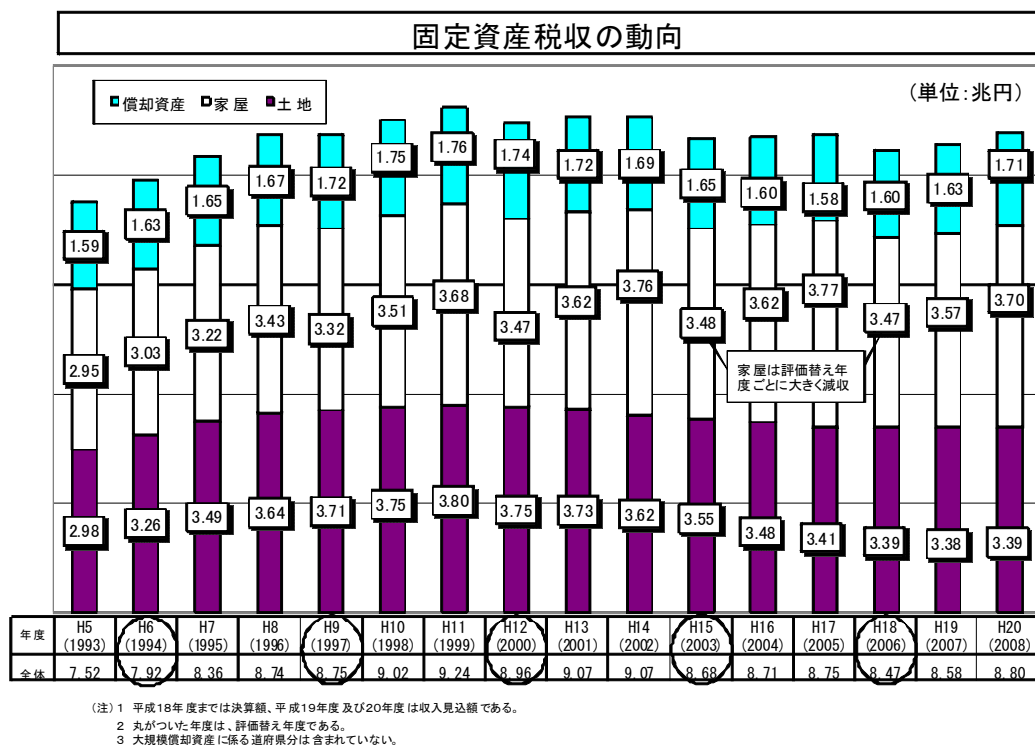
1 固定資産税収の動向

平成20年度の固定資産税収の動向であるが、土地・家屋・償却資産ともに増収を見込んでいる。

土地については、まだ地価が下落していることに伴い税額が減少する土地もあるが、全国的にみると負担調整による上昇の方が若干上回っていることから、わずかながら増収を見込んでいる。

家屋については、新・増築による増収を見込んでいる。

償却資産については、平成20年度はかなり大きな伸びを見込んでいる。これは平成19年中に新たに設備投資がされた部分が平成20年度から課税されることとなり、その伸びが大きいと見込まれたので、やや大きめの税収の増額を見込んでいる。

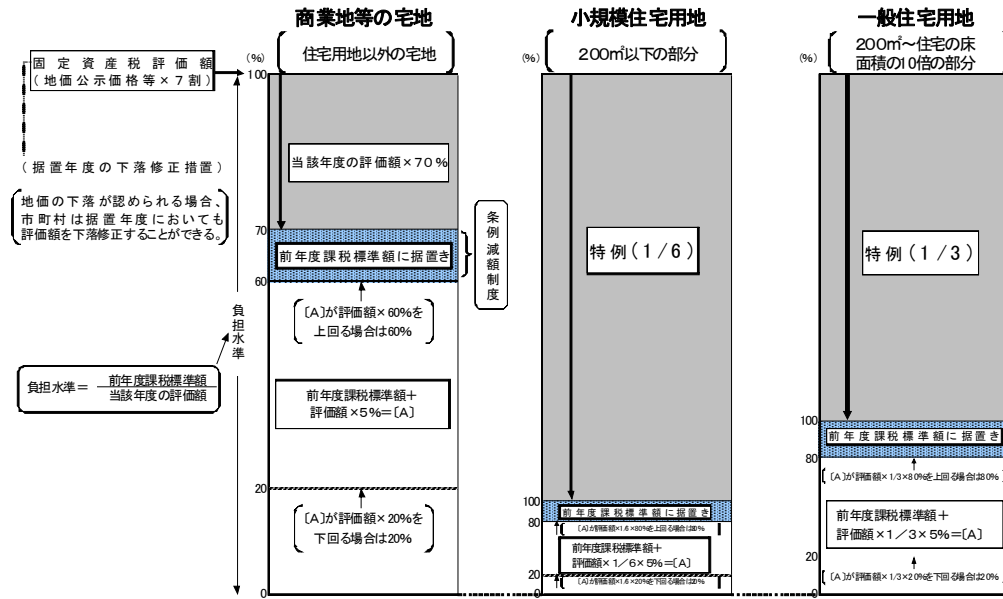


2 現行の負担調整措置の仕組み

平成18年度改正において、課税の公平及び制度の簡素化の観点から土地に係る負担調整措置を現行の仕組みに大幅な見直しを行った。具体的には、商業地等の宅地については、負担水準が高い土地については評価額の70%まで課税標準を引き下げ、負担水準が60%～70%であれば前年度課税標準に据置き、負担水準が20%～60%であれば前年度課税標準に評価額の5%を加える措置をとっている。ただし60%が上限である。そして、評価額に対する課税標準の割合が20%を下回れば評価額の20%までは上げるという仕組みをとっている。また、税負担の上限について、条例で定める場合において、60%～70%の範囲内で引き下げることができる条例減額制度がある。これらの措置は、平成18年度～平成20年度までの措置となっている。

小規模住宅用地及び一般住宅用地についても、特例率が6分の1、3分の1とあって全体が圧縮されているが、基本的な考え方としては同じような仕組みをとっている。ただし、前年度の課税標準が据え置かれるゾーンが80%～100%になっている点と条例減額制度の適用がないという点に違いがある。

商業地等の宅地と住宅用地の課税のしくみ(平成18年度～平成20年度)



3 現行の負担水準の分布状況

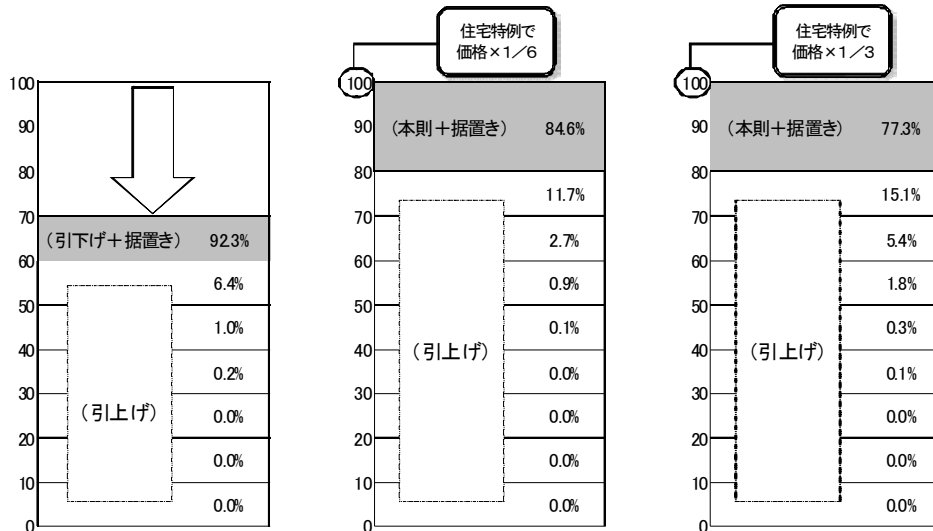
平成19年度の課税標準額ベースで、商業地等については、引下げ又は据置きになっている土地が92.3%に達している。小規模住宅用地、一般住宅用地については、据置きになっている土地が、それぞれ84.6%、77.3%となっている。また、まだ据置きに達していなくても、すぐ下の70%～80%のゾーンがそれぞれ11.7%、15.1%という大きな割合となっているので、概ね今の制度下での均衡化は進んできていることがいえる。

商業地等の宅地と住宅用地の負担水準の分布状況(H19課税標準額ベース)

●商業地等(非住宅用地)

●小規模住宅用地

●一般住宅用地



※1 平成19年度課税標準額/平成20年度評価見込み額による。(平成20年度評価変動割合(法定免税点未満を含む。))による。)

※2 項目ごとに四捨五入しているため、積み上げが100%とならない場合や計が一致しない場合がある。

4 下落修正の実施割合の推移

平成 15 年度～平成 20 年度（予定）で、下落修正措置を行った団体は、18 年度から 20 年度では、全国計で 82.4%から 77.5%になっており、これは、地価上昇を背景として都市部を中心に修正をしなかった団体が増加したものと思われる。

下落修正の実施割合の推移（都道府県別）（H15～H20）

年度 都道府県	平成	（％）					（倍）
	15年度 （実績）	16年度 （実績）	17年度 （実績）	18年度 （実績）	19年度 A（実績）	20年度 B（予定）	対前年度比 B/A
北海道	32.5%	29.7%	27.1%	34.2%	28.9%	30.0%	1.038
青森県	79.1%	79.1%	80.9%	88.4%	80.0%	80.0%	1.000
岩手県	84.5%	91.4%	91.4%	92.7%	91.4%	97.1%	1.063
宮城県	85.9%	82.6%	88.9%	93.0%	94.4%	94.4%	1.000
秋田県	72.5%	82.6%	81.0%	86.2%	80.0%	80.0%	1.000
山形県	81.8%	79.5%	86.4%	82.9%	82.9%	82.9%	1.000
福島県	87.8%	93.3%	94.0%	92.6%	93.3%	95.0%	1.018
茨城県	88.0%	92.8%	100.0%	100.0%	97.7%	97.7%	1.000
栃木県	89.8%	98.0%	97.7%	100.0%	100.0%	100.0%	1.000
群馬県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1.000
埼玉県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.3%	82.9%	0.879
千葉県	100.0%	100.0%	100.0%	98.6%	96.4%	82.1%	0.852
東京都	77.5%	77.5%	77.5%	77.5%	40.0%	7.5%	0.188
神奈川県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.9%	0.879
新潟県	73.0%	91.8%	94.1%	91.9%	94.3%	94.3%	1.000
富山県	77.1%	82.9%	100.0%	93.8%	86.7%	86.7%	1.000
石川県	73.2%	82.1%	90.9%	90.0%	89.5%	94.7%	1.059
福井県	60.0%	61.8%	71.4%	88.5%	76.5%	76.5%	1.000
山梨県	95.3%	98.2%	97.4%	97.1%	96.4%	100.0%	1.037
長野県	83.3%	90.6%	92.2%	94.2%	91.4%	92.6%	1.014
岐阜県	84.8%	86.3%	95.7%	95.6%	97.6%	97.6%	1.000
静岡県	91.9%	92.8%	91.2%	100.0%	100.0%	100.0%	1.000
愛知県	94.3%	95.4%	95.9%	98.5%	96.8%	88.9%	0.918
三重県	87.0%	86.4%	89.4%	87.1%	93.1%	96.6%	1.037
滋賀県	98.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.3%	0.923
京都府	95.5%	97.4%	97.4%	96.7%	100.0%	88.5%	0.885
大阪府	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.0%	69.8%	0.750
兵庫県	92.0%	95.3%	98.3%	97.9%	97.6%	92.7%	0.950
奈良県	66.0%	66.0%	70.5%	71.8%	71.8%	71.8%	1.000
和歌山県	68.0%	64.0%	61.7%	78.1%	73.3%	73.3%	1.000
鳥取県	28.2%	38.5%	45.0%	63.2%	57.9%	47.4%	0.818
島根県	18.6%	16.9%	27.6%	42.9%	42.9%	42.9%	1.000
岡山県	67.9%	70.5%	85.3%	90.6%	85.2%	85.2%	1.000
広島県	66.3%	67.7%	100.0%	96.2%	95.7%	95.7%	1.000
山口県	98.2%	73.6%	78.8%	89.7%	81.8%	81.8%	1.000
徳島県	60.0%	70.0%	77.1%	65.7%	79.2%	75.0%	0.947
香川県	97.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1.000
愛媛県	81.4%	79.0%	91.3%	95.0%	100.0%	95.0%	0.950
高知県	50.9%	54.7%	54.2%	61.4%	60.0%	61.8%	1.029
福岡県	86.6%	90.6%	89.4%	95.2%	95.5%	95.5%	1.000
佐賀県	40.8%	49.0%	54.3%	55.2%	56.5%	60.0%	1.062
長崎県	50.6%	60.6%	68.9%	78.8%	78.3%	82.6%	1.056
熊本県	59.6%	55.2%	55.9%	72.9%	77.1%	77.1%	1.000
大分県	65.5%	74.1%	88.0%	85.7%	88.9%	88.9%	1.000
宮崎県	50.0%	63.6%	63.6%	71.4%	80.0%	80.0%	1.000
鹿児島県	33.3%	39.6%	35.9%	40.7%	42.9%	41.3%	0.964
沖縄県	61.5%	61.5%	61.2%	68.3%	70.7%	68.3%	0.966
合 計	74.0%	76.5%	79.0%	82.4%	80.2%	77.5%	0.967

（注）東京都特別区は一団体として集計している。

5 「H20 課税標準額／H20 評価見込額」の分布状況

商業地等の宅地の場合、負担水準が 60%に達していなければ、評価額の 5 %を前年度課税標準に上乗せする制度であるが、平成 20 年度の評価額に対する上乗せをした後の課税標準の割合を推計すると、商業地等の宅地の全国計で、97%の土地がここに達することが見込まれている

小規模住宅用地及び一般住宅用地については、負担水準が 80%に達していなければ、評価額の 5 %を前年度課税標準額に上乗せをする制度であるが、平成 20 年度の評価額に対する上乗せをした後の課税標準の割合を推計すると、商業地等よりも少し小さい数字になるが、92.9%と 86.3%と、9 割近い土地が負担水準の 80%に達している。

ただし、都道府県ごとに見ると、住宅用地については、まだかなりののばらつきがあり、特に沖縄県が顕著に表れている状況である。

「H20課税標準額／H20評価見込額」の分布状況【H20課税標準額ベース】

(単位: %)

	商業地等		小規模住宅用地		一般住宅用地	
	0.6以上 0.7以下	0.6未満	0.8以上 1.0以下	0.8未満	0.8以上 1.0以下	0.8未満
全国計	97.0	3.0	92.9	7.1	86.3	13.7
北海道	96.2	3.8	92.8	7.2	87.0	13.0
青森県	92.1	7.9	72.2	27.8	82.2	17.8
岩手県	88.6	11.4	73.2	26.8	68.1	31.9
宮城県	99.0	1.0	97.9	2.1	93.9	6.1
秋田県	93.9	6.1	76.4	23.6	85.3	14.7
山形県	98.2	1.8	94.4	5.6	85.3	14.7
福島県	97.2	2.8	92.0	8.0	88.9	11.1
茨城県	94.0	6.0	84.6	15.4	78.0	22.0
栃木県	96.9	3.1	90.6	9.4	81.3	18.7
群馬県	97.2	2.8	85.6	14.4	75.4	24.6
埼玉県	98.6	1.4	90.9	9.1	90.4	9.6
千葉県	97.8	2.2	85.3	14.7	90.3	9.7
東京都	96.2	3.8	97.7	2.3	96.3	3.7
神奈川県	99.8	0.2	98.4	1.6	96.4	3.6
新潟県	97.6	2.4	95.6	4.4	94.2	5.8
富山県	97.0	3.0	90.2	9.8	86.3	13.7
石川県	97.3	2.7	81.8	18.2	79.4	20.6
福井県	91.6	8.4	80.1	19.9	66.0	34.0
山梨県	96.1	3.9	90.1	9.9	79.2	20.8
長野県	98.2	1.8	93.9	6.1	90.1	9.9
岐阜県	97.1	2.9	93.8	6.2	87.7	12.3
静岡県	98.8	1.2	86.9	13.1	84.2	15.8
愛知県	99.6	0.4	95.4	4.6	93.0	7.0
三重県	93.7	6.3	79.6	20.4	69.3	30.7
滋賀県	97.9	2.1	88.6	11.4	85.2	14.8
京都府	98.2	1.8	95.3	4.7	89.1	10.9
大阪府	99.7	0.3	99.9	0.1	99.8	0.2
兵庫県	99.0	1.0	98.0	2.0	93.1	6.9
奈良県	99.4	0.6	99.0	1.0	98.6	1.4
和歌山県	97.8	2.2	92.2	7.8	88.0	12.0
鳥取県	91.7	8.3	60.1	39.9	58.5	41.5
島根県	95.2	4.8	81.3	18.7	80.2	19.8
岡山県	98.0	2.0	93.3	6.7	82.6	17.4
広島県	98.1	1.9	96.6	3.4	89.6	10.4
山口県	97.9	2.1	94.0	6.0	87.4	12.6
徳島県	90.7	9.3	78.6	21.4	60.3	39.7
香川県	96.9	3.1	91.9	8.1	87.2	12.8
愛媛県	93.6	6.4	70.5	29.5	65.8	34.2
高知県	90.2	9.8	58.3	41.7	60.2	39.8
福岡県	97.0	3.0	91.5	8.5	85.5	14.5
佐賀県	90.8	9.2	74.3	25.7	72.8	27.2
長崎県	91.8	8.2	81.4	18.6	64.1	35.9
熊本県	95.4	4.6	82.3	17.7	80.5	19.5
大分県	94.6	5.4	84.4	15.6	84.6	15.4
宮崎県	83.8	16.2	60.3	39.7	67.2	32.8
鹿児島県	80.7	19.3	39.3	60.7	57.1	42.9
沖縄県	59.1	40.9	24.1	75.9	12.9	87.1

※ 平成20年度評価変動割合調を基にH20課税標準額を推計して作成。

6 地価公示の圏域別・都道府県別対前年度変動率

前回の評価替えの価格調査基準日である平成17年1月1日時点の地価公示の対前年度変動率から平成21年度の評価替えの価格調査基準日である平成20年1月1日時点の地価公示の対前年度変動率をまとめた表であり、これで21年の状況が推測できる。

20年度の全国の対前年度変動率は、住宅地では1.3%の増、商業地では3.8%の増となっており、評価替えでは3年分の状況が反映されるので全体としては、評価額が少し増える状況にある。ただし、地方圏では依然として下落傾向にあるので、全国的に見ても下落する地点は相当程度ある状況である。

地価公示 圏域別・都道府県別対前年度変動率								
(単位: %)								
	住 宅 地				商 業 地			
	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年
全 国	△ 4.6	△ 2.7	0.1	1.3	△ 5.6	△ 2.7	2.3	3.8
三大都市圏	△ 3.7	△ 1.2	2.8	4.3	△ 3.2	1.0	8.9	10.4
東京圏	△ 3.2	△ 0.9	3.6	5.5	△ 2.5	1.0	9.4	12.2
大阪圏	△ 5.2	△ 1.6	1.8	2.7	△ 5.0	0.8	8.3	7.2
名古屋圏	△ 3.3	△ 1.3	1.7	2.8	△ 3.3	0.9	7.8	8.4
地方圏	△ 5.4	△ 4.2	△ 2.7	△ 1.8	△ 7.5	△ 5.5	△ 2.8	△ 1.4
01.北海道	△ 4.6	△ 3.1	△ 1.2	△ 1.0	△ 5.2	△ 3.3	0.8	1.0
02.青森	△ 4.0	△ 4.4	△ 3.9	△ 3.9	△ 10.2	△ 10.0	△ 7.8	△ 6.5
03.岩手	△ 3.4	△ 3.8	△ 3.3	△ 3.1	△ 8.1	△ 8.0	△ 7.4	△ 6.5
04.宮城	△ 6.4	△ 5.2	△ 2.6	△ 1.0	△ 9.0	△ 5.1	2.7	7.0
05.秋田	△ 5.3	△ 5.2	△ 4.4	△ 3.5	△ 10.7	△ 10.1	△ 8.3	△ 6.7
06.山形	△ 4.8	△ 5.2	△ 4.7	△ 3.9	△ 8.1	△ 7.5	△ 6.2	△ 5.1
07.福島	△ 5.0	△ 4.2	△ 3.1	△ 2.5	△ 7.7	△ 5.7	△ 3.8	△ 3.0
08.茨城	△ 7.2	△ 5.7	△ 3.6	△ 2.4	△ 9.7	△ 7.3	△ 4.4	△ 3.2
09.栃木	△ 6.3	△ 4.9	△ 3.2	△ 2.2	△ 9.6	△ 7.3	△ 4.5	△ 2.8
10.群馬	△ 5.1	△ 3.5	△ 2.3	△ 1.2	△ 8.0	△ 5.8	△ 4.0	△ 2.4
11.埼玉	△ 3.5	△ 1.7	0.7	3.7	△ 4.3	△ 1.8	1.9	6.0
12.千葉	△ 4.5	△ 1.5	1.6	2.8	△ 5.7	△ 0.8	3.6	6.1
13.東京	△ 1.7	0.8	8.0	9.1	△ 0.9	2.9	13.9	15.8
14.神奈川	△ 3.7	△ 1.9	1.7	4.3	△ 4.4	△ 1.9	4.1	8.2
15.新潟	△ 6.0	△ 4.3	△ 2.6	△ 1.6	△ 8.3	△ 6.5	△ 4.4	△ 3.3
16.富山	△ 7.3	△ 4.4	△ 3.2	△ 2.6	△ 10.2	△ 6.3	△ 4.1	△ 2.8
17.石川	△ 7.4	△ 4.4	△ 2.3	△ 2.0	△ 9.4	△ 5.5	△ 2.5	△ 2.1
18.福井	△ 5.9	△ 5.3	△ 5.1	△ 4.8	△ 9.2	△ 7.7	△ 6.5	△ 5.4
19.山梨	△ 9.0	△ 6.5	△ 3.4	△ 2.5	△ 10.5	△ 7.7	△ 4.3	△ 3.1
20.長野	△ 6.1	△ 5.4	△ 4.0	△ 2.6	△ 9.0	△ 6.5	△ 4.5	△ 3.3
21.岐阜	△ 7.2	△ 5.7	△ 3.2	△ 1.0	△ 9.1	△ 6.9	△ 3.7	△ 1.4
22.静岡	△ 4.6	△ 2.9	△ 1.0	0.5	△ 5.1	△ 3.0	△ 0.6	2.9
23.愛知	△ 3.0	△ 1.1	1.9	3.0	△ 3.3	0.9	7.6	8.2
24.三重	△ 6.0	△ 4.7	△ 2.9	△ 1.7	△ 8.1	△ 6.2	△ 3.5	△ 1.5
25.滋賀	△ 4.3	△ 1.9	1.2	1.8	△ 5.7	△ 2.4	2.1	3.6
26.京都	△ 5.8	△ 1.8	1.6	1.8	△ 4.5	1.7	7.7	4.1
27.大阪	△ 5.3	△ 1.9	1.9	2.5	△ 5.2	1.2	10.3	9.3
28.兵庫	△ 5.3	△ 2.0	0.8	2.5	△ 7.0	△ 2.8	1.3	2.5
29.奈良	△ 5.9	△ 2.8	△ 0.2	1.2	△ 7.0	△ 3.5	△ 0.6	0.8
30.和歌山	△ 6.7	△ 5.5	△ 3.7	△ 2.6	△ 9.0	△ 7.1	△ 4.7	△ 2.7
31.鳥取	△ 5.2	△ 4.9	△ 3.7	△ 3.0	△ 7.6	△ 6.5	△ 5.1	△ 4.1
32.島根	△ 1.3	△ 1.4	△ 1.6	△ 1.7	△ 6.0	△ 5.2	△ 4.3	△ 3.7
33.岡山	△ 5.5	△ 3.5	△ 1.4	△ 0.6	△ 5.4	△ 2.8	△ 0.9	△ 0.2
34.広島	△ 5.7	△ 4.4	△ 2.5	△ 1.7	△ 7.2	△ 4.6	△ 1.6	△ 0.5
35.山口	△ 5.9	△ 4.7	△ 3.8	△ 3.1	△ 8.4	△ 6.3	△ 4.6	△ 3.7
36.徳島	△ 7.3	△ 6.6	△ 5.3	△ 4.6	△ 9.6	△ 8.2	△ 5.8	△ 4.2
37.香川	△ 6.2	△ 6.6	△ 6.8	△ 5.6	△ 9.1	△ 8.3	△ 7.4	△ 5.0
38.愛媛	△ 5.2	△ 3.1	△ 2.1	△ 1.8	△ 6.7	△ 3.7	△ 1.2	△ 1.0
39.高知	△ 1.8	△ 2.4	△ 2.9	△ 3.9	△ 7.6	△ 7.5	△ 6.4	△ 6.0
40.福岡	△ 5.1	△ 4.2	△ 2.6	△ 1.5	△ 7.6	△ 5.7	△ 0.4	1.4
41.佐賀	△ 2.5	△ 2.4	△ 2.1	△ 2.1	△ 5.6	△ 4.9	△ 3.8	△ 3.3
42.長崎	△ 5.4	△ 5.3	△ 4.4	△ 3.4	△ 8.1	△ 7.3	△ 6.0	△ 4.1
43.熊本	△ 5.6	△ 5.8	△ 4.4	△ 3.0	△ 6.9	△ 7.4	△ 5.6	△ 3.2
44.大分	△ 5.2	△ 4.8	△ 4.6	△ 3.2	△ 7.0	△ 5.5	△ 4.4	△ 3.5
45.宮崎	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.0	△ 0.8	△ 4.1	△ 3.9	△ 2.8	△ 2.4
46.鹿児島	△ 1.5	△ 1.7	△ 1.9	△ 2.0	△ 4.3	△ 3.7	△ 3.2	△ 3.1
47.沖縄	△ 5.5	△ 4.0	△ 2.3	△ 1.5	△ 6.7	△ 4.1	△ 1.8	△ 0.2

(注)
 1. △印はマイナスを示す。
 2. 変動率は、各年とも前年と継続する標準地の価格の変動率の単純平均である。
 3. 三大都市圏とは、東京圏、大阪圏、名古屋圏をいう。
 東京圏：首都圏整備法による既成市街地及び近郊整備地帯を含む市区町村の区域。
 大阪圏：近畿圏整備法による既成都市区域及び近郊整備区域を含む市町村の区域。
 名古屋圏：中部圏開発整備法による都市整備区域を含む市町村の区域。
 4. 地方圏とは、三大都市圏を除く地域をいう。
 (以下の表について同じ。)

7 土地の負担調整措置に対する地方団体の主な意見

地方団体からの主な意見は次のとおりである。

土地の負担調整措置に対する地方団体の主な意見

商業地等

- 負担水準0.6以上0.7以下の場合に課税標準額を据え置く措置の見直し
 - ・ 5%加算の上限を0.7に引上げ
 - ・ 0.6の段階的引上げ
- 負担水準0.7超の場合に課税標準額を評価額の0.7に引き下げる措置の見直し
 - ・ 0.7の引上げ

住宅用地

- 負担水準0.8以上の場合に課税標準額を据え置く措置の見直し
 - ・ 5%加算の上限を1.0に引上げ
 - ・ 0.8の段階的引上げ

共 通

- 納税者にとって分かりづらい制度なので「評価額＝課税標準額」とする等早期に簡素な制度になることを望む
- 評価額が大きく上昇した土地についての何らかの激変緩和措置

第2 償却資産の課税のあり方について

1 固定資産税における償却資産の概要

(1) 課税客体となる償却資産

固定資産税は、賦課期日（1月1日）現在において固定資産を所有している者に対し、当該固定資産が所在する市町村において課税する市町村税である。

固定資産税の課税客体となる固定資産は、土地、家屋及び償却資産に分けられる。そのうち、課税対象となる土地とは登記簿又は土地補充課税台帳に登記又は登録されたものであり、課税対象となる家屋とは登記簿又は家屋補充課税台帳に登記又は登録されたものである。

一方、償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法の規定による所得の計算上損金等に算入されるものをいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は除かれている（地方税法第341条第4号）。

(2) 課税客体となる償却資産の範囲

固定資産税の課税客体となる償却資産は、土地や家屋のように事業用であると非事業用であるとを問わず課税客体となるというものではなく、必ず事業の用に供することができるものでなければならない。

①「事業の用に供する」ことの意義

ア 「事業」とは一般に、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいうものであって、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とするものである必要はない。

イ 「事業の用に供する」とは、その本来業務に直接使用するもののみならず、その事業について直接であると間接であるとを問わず使用される資産で税務会計上減価償却できるものであれば、償却資産として課税客体となる。

②「事業の用に供することができる」ことの意義

「事業の用に供することができる」とは、現に事業の用に供している資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供できると認められる状態にあれば足りるものである。したがって、遊休・未稼働資産のようにいつでも稼働し得る状態にあるものは課税客体となり、用途廃止資産のように解体等されていないだけで、今後とも使用されないものは課税客体とはならない。

(3) 申告制度

固定資産税の納税義務者は、賦課期日現在における当該資産の所有者であるが、償却資産については、土地、家屋と異なり登記制度がなく、課税客体及び納税義務者の把握が容易ではないことから、所有者に対して償却資産の申告義務を課している。

(4) 免税点

固定資産税には、免税点制度が設けられており、市町村は、同一の者について、その市町村の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、償却資産にあつては 150 万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができないものとされている。土地については 30 万円、家屋については 20 万円となっており、比較するとかなり高い額の設定となっている。

(5) 償却資産の具体例

橋やダムといった構築物、建設用重機といった機械装置のほか、工具、器具、備品あるいは船舶、車両、航空機などの移動性償却資産などが対象となっている。

資 産 の 種 類	主 な 償 却 資 産 の 例 示
構築物	橋、軌道、ダム、庭園、門塀、広告塔 等
機械及び装置	加工・製造設備等の機械、建設工業機械 等
工具・器具及び備品	冷暖房機器、OA機器、通信設備、看板 等
その他	船舶、車両、航空機 等

(6) 償却資産の評価の基本

固定資産評価基準（以下「評価基準」という。）第 3 章第 1 節一には「償却資産の評価は、前年中に取得された償却資産にあつては当該償却資産の取得価格を、前年前に取得された償却資産にあつては当該償却資産の前年度の評価額を基準とし、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮してその価額を求める方法によるものとする。」と規定され、すなわち取得価額方式によることとされている。なお、この規定に関する考え方を具体化するために、評価基準第 3 章第 1 節二以下において償却資産の実際的评价方法が定められている。

計算式で表すと次のとおりである。

○ 初年度の評価額 = 取得価額 - 控除額 $\times 1/2$ (半年分)

○ 各年度の評価額 = 前年度評価額 - 控除額

① 取得価額の算定（原則）

償却資産の取得価額は、原則として税務会計における減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の方法によることとされており、具体的には、当該償却資産を取得するために、通常支出すべき金額であり、これには機械の据付費といった付帯費の額も含まれるものである。

② 控除額の算定（原則）

「耐用年数に応ずる減価」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた法定耐用年数に応じて、評価基準において定めた減価率により算出される額であり、現行の評価基準制定以来、原則として一律に定率法によることとされている。

なお、平成 19 年度の税制改正において、法人税等については、新しい定率法として「いわゆる 250%定率法」が導入されたが、固定資産税においては旧定率法のままとされたところである。

(7) 償却資産の主な特例

地方税法においは、公用、公共用のものについて課税を除外するために一般的に非課税措置が規定されているが、固定資産税においては、更に経済政策的要請に基づく課税上の特例として課税標準の特例措置が設けられている。すなわち、公共料金の抑制、企業体質の改善、公害対策の充実等の見地から固定資産税の負担がその大きな障害とならないよう、電力、ガス、船舶、航空機、鉄軌道その他の重要基礎産業や企業合理化機械設備、各種公害防止施設等について、課税標準の特例措置が設けられている。主なものは次のとおりである。

償却資産の主な特例

種 類	特 例 率	備 考
電 力	1/3～3/4	送電用施設 1/3
		変電所 3/5 など
ガ ス	1/3～2/3	ガス事業用資産 1/3 など
船 舶	1/15～1/2	国際船舶 1/15
		外国貿易船 1/10
		内航船舶 1/2 など
航空機	1/10～2/3	国際路線専用機 1/10
		国際路線準専用機 2/15
		国内航空機 2/3 など
鉄 道	1/6～3/4	新線立体交差化施設 1/6
		新線構築物 1/3
		新造車両 1/2 など

(注) 1 特例率とは課税標準に乗ずる率であり、適用される期間が取得後数年間というように限定されているものもある。

2 一般的な事業者に適用されるものを記載している。

2 固定資産税の創設と償却資産課税の経緯

(1) 固定資産税以前の事業用償却資産に対する課税経緯

固定資産税制度以前における事業用償却資産に対する課税は、明治2年の船舶に対する課税（国税）に始まり、大正15年には道府県税としての船税、電柱税、市町村税としての船税附加税及び電柱税附加税が創設され、その後昭和15年の市町村における法定外独立税制度の創設により原動機、冷凍機等各種事業用資産に対して課税が行われるようになった。また、昭和22年には、地方財政の窮乏を回復させるため、法定外独立税の拡張を図るということで、新たに道府県税として軌道税が、市町村税として軌道税附加税がそれぞれ創設された。このように現行制度以前においても、多くの事業用資産に対して課税がなされていた。

固定資産税以前の事業用償却資産に対する課税経緯

年月	概要	備考
明治2年	船舶税率制定の件 課税主体: 国 課税標準: トン数	・事業用資産に対する課税の開始。
明治11年	地方税規則制定	・道府県が雑種税として、船に対して附加税を課することが可能に。
明治29年	国税船舶税の廃止	・船舶に対する課税を地方税化。
大正15年	地方税に関する法律制定 ＜船舶＞ 課税主体: 道府県(雑種税)、市町村(附加税) 納税義務者: 所有者 ＜電柱税＞ 課税主体: 道府県(雑種税)、市町村(附加税) 納税義務者: 所有者 課税標準: 本数又は基数 税率: 賦課制限あり	・市町村が船舶附加税を課することが可能に。 ・電柱税の創設。 ・電柱税、電柱附加税ともに賦課制限あり。
昭和15年	地方税法制定 ＜船舶税＞ 課税主体: 道府県 課税客体: 総トン数20トン以上の船舶 納税義務者: 所有者 ＜舟税＞ 課税主体: 市町村 ※総トン数5トン未満の舟(遊船の類を除く)は除外 課税客体: 総トン数20トン未満の舟 納税義務者: 所有者	・船舶は船舶税へ名称変更。 ・市町村が総トン数20トン未満の舟に対して独自に舟税を課することが可能に。 ・市町村に法定外独立税の制度が創設。 → 原動機、冷凍機、織機、抄紙機、製材機、印刷機、軌道車、荷役施設等の事業用資産に対する課税が行われるようになった。
昭和21年		・道府県に法定外独立税制度が創設。
昭和22年	地方税法改正 ＜軌道税＞ 課税主体: 道府県、市町村(附加税) 課税客体: 軌道法等により敷設した軌道等 納税義務者: 所有者 課税標準: 軌道等の延長	・軌道税の創設。 → 当時地方財政が極めて窮乏した状況にあったことに鑑み、法定独立税の拡張が図られたことの一環。

(2) 固定資産税の創設

昭和 24 年のシャープ勧告において、我が国における地方税収に占める地租、家屋税及び地租家屋附加税の割合が、当時のアメリカの郡、市町村の税収に占める財産税の割合と比べて低いこと、また、地方自治の発展上、都道府県よりも市町村の財源を強化することを考慮し、1 つには、課税の全責任は市町村に負わせ、かつ、税収入は全額市町村のものとする、2 つには、課税標準は賃貸価格ではなく資本価格とすること、3 つには、個人所得課税及び法人税において控除を受ける減価償却を認められるあらゆる事業資産を包括することなどを内容とする勧告が行われたところであり、シャープ勧告を契機として行われた昭和 25 年の地方税制度の根本的改革に伴い、地租、家屋税を廃止し、土地及び家屋のほかに償却資産をも併せて課税客体として、土地、家屋及び償却資産の価格を課税標準として課税する固定資産税が創設された。なお、新たに償却資産に対して課税されることとなったのに伴い、従来存した船舶税、電柱税、軌道税及びこれらの附加税は廃止されることとなった。また、法定外税の制度は昭和 25 年以降の税制においてもなお存置されているが、新法の施行の際旧法の規定に基づいてその設定を認められていた法定外独立税の税目のうち、事業用資産に対する課税をその内容とするものは、原則として廃止された。

償却資産を課税客体としたのは、構築物、機械等の償却資産を所有する事業者が、償却資産が所在する市町村から有形無形の行政サービスを受けて、その受益のもとに事業

活動を行っていることに着目したものであり、応益課税の原則を一層貫こうとする考え方に沿って、土地及び家屋のみならず、広く減価償却が可能な事業用資産にまで課税の範囲を拡大することとされたものである。

シャープ勧告（昭和 24 年）第 12 章不動産税（地租家屋税）

～前略～

本税にはまた商業及び工業用施設に対する租税として、地方税としての注目すべき長所がある。本税は、事業主または（本税が高い売価の形で転嫁されるならば）その製品の消費者をして、警察、消防およびその事業がその地方から得るその他の保護の代価を払わしめる。本税は、非居住者が所有し、且つその製品を非居住者に売却するような事業に対して地方政府が手を触れることのできる殆ど唯一の方法である。

～中略～

地租家屋税の改革には次の諸点を含まねばならない。

（１）～（３）略

（４）個人所得税および法人税において控除をうける減価償却を認められるあらゆる事業資産を包括するように本税の範囲を拡張すること。このことは棚卸資産を含まないことを意味する。即ち、棚卸資産を評価することは行政上困難であるから、この除外を勧告するのである。本税の名称は、土地および減価償却可能資産税、或いは多少不明確ではあるが、略して不動産税と改むべきである。

ここで勧告する本税の課税標準の拡張は、社会の他の者との関係において、事業が地方行政の支持のためにどんな貢献をなすべきであるかを更によく測る尺度になる。

3 償却資産に係る主な制度改正

現行の固定資産税の創設以後、償却資産に関して行われた主な制度改正は次のとおりである。

（１）昭和 39 年度税制改正

昭和 36 年の固定資産評価制度調査会の答申を受けてなされた地方税法の改正により、固定資産の評価は固定資産評価基準によって行うこととされ、また、固定資産評価基準の決定、変更等に関し学識経験者等の意見を聞くための場として中央固定資産評価審議会等が設置された。

⇒ 中央固定資産評価審議会での審議を経て固定資産評価基準が制定され、評価方法を全国的に統一（取得価額、耐用年数については国税に準拠）。

(2) 昭和 40 年度税制改正

技術革新の影響等によって一般に耐用年数を経過した資産の価値は相当低くなっていたこと等から、国税において償却可能限度額の引き上げ（取得価額の 90%→95%）及び機械装置を中心とした平均 15%程度の耐用年数の短縮が行われた。

⇒ 固定資産税の償却資産についても、国税の改正に合わせて評価額の最低限度を取得価額の 10%→5%とし、また、評価に当たっては改正後の耐用年数を用いることとされた。

(3) 平成 19 年度税制改正

日本の国際競争力の強化を図るという観点から行われた減価償却制度の抜本的見直しにより、国税において残存価額及び償却可能限度額が廃止され、償却の方法として、従来の定率法等に加えて新たに 250%定率法等が設けられた。

⇒ 固定資産税の償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法（従来の定率法を用いて資産価値の減価を行う）を維持。

(4) 平成 20 年度税制改正

資産の使用実態を踏まえ、国税において機械及び装置を中心に耐用年数省令の資産区分の大括り化が図られるとともに、耐用年数が見直された。

⇒ 固定資産税の償却資産についても、評価に当たっては改正後の耐用年数を用いることとされた。

4 資産税制の国際比較（償却資産関係）

償却資産に対する課税は、日本のほか、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国で行われている。

例えば、アメリカでは、財産税として、土地、家屋のほか、鉄道、電力、ガスなどの公益事業資産をはじめ、機械設備や通信関連資産などを課税対象として、ほとんどの州において課税を行っている。

カナダでは、13 州のうち、多くの州において課税が行われている。

イギリスでは、国が課税して市町村へ交付するといった手法がとられている。

フランスでは、職業税の中で償却資産に対して課税を行っている。

ドイツでは、不動産税として農業用機械設備に課税を行っている。

韓国では、財産税として船舶や航空機に課税を行っている。

このように、諸外国のうち主要な国においても、償却資産への課税制度を有している。

資産税制の国際比較(償却資産関係)	未定稿
--------------------------	-----

	アメリカ	カナダ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
名 称	財産税 Property Tax	財産税 Property Tax	ビジネス・レート Business Rate 〔通称: ノド・マステイクルート Non Domestic Rate〕	職業税 La taxe professionnelle	不動産税 Grundsteuer	財産税
課税団体	州、郡、市町村、 学区、特別区	州、 広域自治体、 地方自治体	国 (市町村等へ交付)	州 (region)、 県 (department)、 市町村 (commune)、 市町村事務組合等	市町村 (Gemeinde)	市、郡、区
課税対象資産	土地・家屋(全州) 公益事業資産※(49州) 機械設備(42州1特別区) 自家用車等の個人資産 (34州1特別区) 通信関連資産(40州) 在庫・棚卸資産(16州)	土地・家屋(全州) 公益事業資産 ※1(5州1準州) 機械設備(3州1準州) 通信関連資産 (7州1準州)	事業用不動産 (土地、建物と 一体をなす構築 物、機械設備を 含む。)	・営業用不動産 ・償却資産 (機械設備等) 〔・売上高(一定の小規 模事業者 ※2 に対し、 償却資産に代えて課税)〕	・不動産A (農業用不動産) (機械設備を含む。) ・不動産B (その他の不動産)	・土地 ・建築物 (これに附属する 施設を含む。) ・住宅 ・船舶 ・航空機
納税義務者	所有者	所有者	使用者	職業を営む 個人又は法人 (資産の使用者)	所有者	所有者

※1 州によって異なるが、主なものとして鉄道、電力、ガス等がある。

※2 従業員5人未満の自由業者、開業医、弁護士等

第3 フランスの職業税について

フランスの職業税

－フーケ委員会報告書を中心に－

2009/2/5

篠原正博（中央大学経済学部）

<目 次>

はじめに

I. 職業税の問題点

1. 地方公共団体間の格差
2. 企業間の競争条件を歪曲
3. 投資・雇用への影響
4. 国際競争力の阻害
5. 国庫負担の増加

II. 職業税の改革

1. 改革案の概要
 - (1) 課税標準の選択
 - (2) 税率
 - (3) 特別措置
 - (4) 州の職業税廃止
2. 改革の影響
 - (1) 地方財政
 - (2) 企業活動

おわりに

はじめに

2008 年 9 月（7 日～13 日）、フランスの職業税に関して現地調査をする機会を得た。ヒアリングを行った場所は、首相府、内務・海外領土・地方自治体省地方自治体総局、予算・公会計・公共部門省公共財政局財政管理部、イッシー市およびアークド・セヌ都市圏共同体である。調査の機会を与えてくださった（財）資産評価システム研究センター、および現地でご協力賜った（財）自治体国際化協会パリ事務所、在仏日本大使館の皆様にご心より御礼申し上げたい。

本稿では、現地調査の結果を踏まえ、2004 年に首相府に提出された職業税改革委員会（フーケ委員会）による報告書の概要を紹介する。現地調査では、この報告書の執筆者の一人であるベナール首相府補佐官（Benard, Y）にもヒアリングする機会を得た。報告書では、職業税の課税標準の大部分を占める、事業用償却資産の賃貸価値の廃止を提言している。わが国においても、現在、事業用償却資産に対する固定資産税の廃止を求める意見が産業界から出されており、報告書は、事業用償却資産を課税客体の一部とするわが国の固定資産税のあり方を議論する際に何らかの示唆を与えるものと考えられる。

本稿の構成は次のとおりである。まず、職業税の問題点を整理する（Ⅰ節）。次いで、報告書で提案されている改革案を概観する（Ⅱ節）。最後に、報告書の内容に対する若干のコメントを述べる。

Ⅰ． 職業税の問題点

1． 地方公共団体間の格差

職業税を企業に課税する根拠は、応益性（d' équivalence）で説明される。地方公共団体にとって、企業の存在は公共サービスの提供の形でコストを発生させる。言い換えれば、企業は地方公共団体の提供する公共サービスから利益を享受するから、その対価として納税を求められる。

職業税は、地方 4 直接税（既建築不動産税、未建築不動産税、住宅税、職業税）の中で、最も税収の偏在度の高い（普遍性の低い）税である。市町村レベルでこのことを見ると、全体の 4.5% の数の市町村（人口ベースでは 38.5%）に、職業税収の 80% が集中している。

企業にとって、税負担は立地選択を行う際の一つの判断基準となる。地方公共団体は、

一定の条件の下で税率決定権の自由が認められているため、理論的には、税率を操作することにより企業の立地選択に影響を与え、財政力格差の是正を図ることが可能である。

しかしながら、現実において財政力の低い団体は、職業税率を引き下げることが困難である。また、職業税は複数の地方団体（州、県、市町村および市町村広域行政組織）により課税されているため、垂直的租税競争により税率が引き上げられる可能性がある。したがって、実際は、税率操作による財政力格差の是正は困難である。

2. 企業間の競争条件を歪曲

2003 年における職業税の全国平均税率（州、県、市町村もしくは市町村広域行政組織の職業税の名目税率の合計額を、各市町村の課税ベースで加重平均したもの）は 24.06% であり、この値を州レベルで見ると、最高が 32.48%、最低が 18.85% となっている。

このような地域間の税率格差の存在は、立地先により税負担を異ならせるため、企業間の競争条件を歪める。各種免除の存在も同様の効果をもたらすと考えられる。

3. 投資・雇用への影響

職業税は、企業の生産コストを上昇させる。例えば、投資サイクルが 10 年の企業の場合、職業税は、製造原価（prix de revient）の 19.7%（黒字企業）もしくは 29.5%（赤字企業）となる。このため、投資が抑制される可能性がある。

さらに、雇用にも影響を与えると考えられる。職業税の課税ベースは資本が中心であるため、同税の課税は、短期的には相対的に資本よりも雇用の利用を促進させるだろう。しかし、それにより労働生産性が低下し、賃金が硬直的な場合、失業が発生することになる。

経済分析・予測局によると、職業税の課税による長期的効果として、経済成長率の 0.9% 低下、資本ストックの 2.6% 低下、雇用時間の 0.5% 低下を、それぞれもたらすと推計されている。

以上のような投資および雇用への影響は、資本集約型産業（製造業、運輸業、エネルギー業）において相対的に大きい。2003 年において、これらの産業の付加価値は全体の 32.8% を占めるにすぎないが、支払っている職業税額は全体の 65.9% を占めている。さらに、職業税は収益を課税ベースとしていないため、赤字企業に重い負担を課している。経済分析・予測局の推計によれば、2001 年において、赤字企業の 34.4% が全職業税収の 25.3% を支払っている。

4. 国際競争力の阻害

EU諸国における企業に対する地方税制度は、①そもそも地方税が存在しない国（スウェーデン、ギリシャ）、②不動産税が存在する国（イギリス、オランダ、アイルランド）、③不動産税および企業活動に対する税が存在するが、地方公共団体は、それらの税の課税ベース、税率を決定できない国（デンマーク、フィンランド、イタリア、オーストリア）、④不動産税および企業活動に対する税が存在し、制約付きではあるが、地方公共団体は、それらの税の課税ベース、税率を決定できる国（フランス、ドイツ、ベルギー、スペイン、ポルトガル、ルクセンブルク）の4種類に分類できる。

このように、企業に対する地方税としては、多くの国で不動産税が課されているが、フランスのように企業投資である事業用償却資産を課税対象としている国は、他のEU諸国には見当たらない。

フランスに立地する企業の税負担は、主要先進諸国と比較して相対的に重い。法人税および地方税の付加価値に対する税負担を比較すると（表1）、フランスの負担率は9.2%で、イタリアよりは低いが、ドイツ、イギリス、アメリカを上回っている。これは、もっぱら地方税（不動産税および企業活動関連税）の負担の違いによるものである。また、企業に対する地方税の負担を産業分野別に眺めると、表2のようになる。フランスでは、コンピュータ、運輸、製鉄などの資本集約型産業に対して相対的に重い負担が課されている。

したがって、職業税の存在は、国内企業の国際競争力を低下させるとともに、海外企業のフランスへの立地を妨げる可能性がある。

＜表1＞ 企業の税負担率の国際比較（%）

	ドイツ	イギリス	アメリカ	イタリア	フランス
法人税/付加価値	5.3 (0.2)	6.3 (0.2)	6.7 (0.2)	6.2 (0.3)	6.6 (0.2)
地方税/付加価値	2.6 (0.6)	0.5 (1.0)	1.4 (0.6)	4.3 (4.3)	2.6 (3.7)
総計	7.9 (0.8)	6.8 (1.2)	8.1 (0.8)	10.5 (4.6)	9.2 (3.9)

（注） カッコ内は赤字企業の場合。

（出所） Commission de Réform de la Taxe Professionnelle[2004b], p. 36.

＜表 2＞ 企業に対する地方税負担率の国際比較（産業分野別：％）

	資本集約度	ドイツ	イギリス	アメリカ	イタリア	4 か国平均	フランス
コンピュータ	145 (306)	2.43 (0.31)	0.57 (0.73)	1.38 (0.31)	4.35 (4.38)	2.18 (1.43)	4.61 (5.24)
運輸	131 (63)	2.31 (0.00)	0.12 (0.33)	1.12 (0.00)	4.29 (4.25)	1.96 (1.15)	4.00 (2.68)
製鉄	103 (159)	2.83 (0.66)	1.87 (1.53)	1.98 (0.66)	4.57 (4.51)	2.81 (1.84)	4.21 (4.88)
繊維	69 (138)	1.88 (0.29)	0.73 (0.67)	1.22 (0.29)	4.37 (4.37)	2.05 (1.41)	2.61 (4.33)
小売	66 (96)	3.32 (0.00)	0.33 (1.17)	1.85 (0.00)	4.33 (4.25)	2.46 (1.36)	2.32 (4.75)
卸売	66 (1)	5.91 (0.00)	0.79 (0.11)	3.10 (0.00)	4.25 (4.25)	3.51 (1.09)	3.33 (1.57)
コンサルティング	1 (13)	2.34 (0.00)	0.26 (0.16)	1.24 (0.00)	4.25 (4.25)	2.02 (1.10)	1.65 (1.59)

（注） ・資本集約度は、付加価値に占める有形固定資産額の割合。

・地方税負担率は、付加価値に占める地方税の割合。

・カッコ内は赤字企業。

（出所） Commission de Réform de la Taxe Professionnelle[2004b], p. 37.

5. 国庫負担の増加

職業税の非課税および軽減措置に伴う地方公共団体の税収損失を補償するための国庫負担が増大している。国の補償額から納税者の支払う徴税費用等を控除した国のネットの補償額が職業税収総額（付加税分を含む）に占める割合は、課税標準から支払い給与額を廃止する段階的措置（1999～2003 年）に伴い、1998 年に 24.9％であったが、2003 年には 38.5％にまで上昇している（表 3）。

＜表 3＞ 国庫負担の推移

	1995 年	1998	2003
非課税および軽減措置に対する補償 (a)	9,010 (100 万ユーロ)	9,680	18,188
徴税費用等 (b)	2,078	2,458	4,405
ネットの国庫負担額 (a-b)	6,932	7,222	13,783
職業税額（付加税分を含む）(c)	25,445	28,981	35,810
(a-b)/c	27.2 (%)	24.9	38.5

（出所） Commission de Réform de la Taxe Professionnelle[2004b], p. 13 および p. 20.

II. 職業税の改革

1. 改革案の概要

（1）課税標準の選択

職業税の課税標準の構成は、2003 年において事業用償却資産の賃貸価値が 79%、事業用不動産の賃貸価値が 17%、事業収入（従業員 5 人未満の事業者の場合）が 4 %となっている。報告書では、この職業税の課税標準に対して、以下のような提言を行っている。

①事業用不動産の賃貸価値の存続

第一に、事業用不動産の賃貸価値は、課税標準として維持する。その理由としては、(a) 応益性の観点（事業用不動産は公共サービスから利益を得ている）から正当化され得るこ

と、(b) 事業用不動産の賃貸価値はすでに不動産税（既建築不動産税、未建築不動産税）の課税標準となっており、事業者には新たな納税事務負担が発生しないこと、(c) 事業用不動産に対する課税は他の OECD 諸国でも普及しており国際競争力を阻害しないこと、などが挙げられている。

ただし、事業用不動産の賃貸価値を課税標準とすることの問題点として、(a) 大規模な不動産を必要とする事業者（ex. ホテル業、大規模小売業）を不利にすること、(b) 評価替えが実施されていないため、賃貸価値が現実を反映していないこと、が指摘されている。

②事業用償却資産の賃貸価値の廃止

第二に、事業用償却資産の賃貸価値は、課税標準から除外する。報告書では、職業税の抱える国際競争力の阻害、税収の地域間格差などの問題を是正するために、以下の３種類の改善策を検討している。

まず、償却資産の評価を、取得原価ではなく、減価償却を反映する簿価に基づいて評価する。しかしながら、この方法には、(a) 税負担は時間とともに小さくなるため、税収中立性を前提とすると、制度移行期には投資抑制効果が働く可能性があること、(b) 投資サイクルの短い企業を相対的に不利にすること、(c) すでに負担の重い資本集約度の高い産業の負担をさらに増加させると予想されること、などの問題点があるとする。また、事業用不動産の賃貸価値と簿価に基づく事業用償却資産の賃貸価値の決定は、中小企業の負担割合を相対的に増加させるとの推計が出されている。

償却資産の評価を簿価に基づいて行くと、課税ベースが縮小する。そこで、課税標準を、事業用償却資産の賃貸価値に加えて、それ以外の外形標準にも拡大することが考えられる。付加価値に応じた納付税額制度が存在し、しかも付加価値の約 6 割は支払給与総額である。したがって、実態はすでに間接的に支払給与総額が課税標準の一部となっていることから、支払給与総額を再び課税標準に加えることも可能性として存在するが、それは以前の制度に戻ることであるから望ましくないとする。

さらに、付加価値に応じた納付額上限制度を見直すことにより、納税額を調整することも検討されている。納付額上限制度は、1990 年代後半以降 2004 年まで、売上高に応じて付加価値の一定割合（3.5%、3.8%、4%）に設定されていたが、実際の税率ではなく 1995 年の税率が基準とされたため、納付額上限制度の適用対象とならない企業が出現する可能性がある。したがって、基準となる税率を現実の税率とし、それに伴う国庫負担の増加を軽減するために付加価値に応じた最低納付額を引き上げることも考えられる。しかし、そ

れは国の介入を増加させるとともに、応益性を弱めることになる。

結局、以上のいずれの手段も問題の根本的解決にはつながらない。国際競争力の阻害、税収の地域間格差などの問題は、職業税の課税標準の約 8 割が事業用償却資産の賃貸価値であることから発生すると考えられる。したがって、事業用償却資産の賃貸価値を課税標準から除外すべき、というのが報告書の立場である。

③付加価値の導入

第三に、事業用償却資産の賃貸価値に代えて、付加価値（総生産高から中間財消費額を控除して求められる）を新たに課税標準とする。付加価値は、特定の産業（金融、保険、メディア、映画など）にとっては、事業活動の指標として適切でないと考えられる。しかし、(a) 景気に対して安定的、(b) 課税ベースが広く、低い税率で多額の税収を確保可能、(c) 生産要素（労働と資本）の選択に対して中立的、などの長所を有する。さらに、付加価値に応じた納税額の上下限制度の存在により、実質的に付加価値に応じた課税がすでに実現されている点も見逃せない。

付加価値を課税標準に加えることにより、雇用への影響が考えられる。前述のように、付加価値の約 6 割は支払給与となっているからである。しかしながら、経済分析・予測局によると、職業税の課税標準を完全に付加価値に変更することにより、投資を促進するのみならず、限定的ではあるが雇用も促進されとの推計が出されている。

報告書では、会計上の課税標準（*assiette comptable*）として、付加価値の他に、売上高、純収益（*résultat net*）、営業黒字（*excédent brut d'exploitation*）に関しても、職業税の課税標準としての可能性を検討している。

まず、売上高は、4 種類の課税標準の中で最も課税ベースが広い。生産工程の意思決定（内部化 or 外部化）に中立であり、また、国内生産業者と輸入業者に対しても中立的である。しかしながら、売上高では生産コストや付加価値、収益が反映されないため、企業の担税力を的確に捕捉できない。

これに対して、純収益は法人税の課税標準としてすでに利用されており、企業の担税力を最も良く反映する。しかし、課税ベースとしてはもっとも狭く、また景気変動に対して敏感である。さらに、課税標準を純収益へ変更することにより税負担の増加が予想され、フランスの国際競争力を低下させる恐れがある。

営業黒字は、付加価値から人件費および租税を控除した概念である。人件費が控除される分、付加価値よりも企業の担税力を反映する。しかし、営業黒字の概念はこれまで課税

標準として全く利用されることがないため、税務当局にとって技術的困難を伴うと考えられる。また、4種類の会計上の課税標準の中で、景気変動に対して最も敏感である。

④従業員5人未満の自由業者の場合

従業員5人未満の自由業者の場合、課税標準は事業収入の6%とされているが、仮に課税標準を付加価値に変更したとしても、事業収入と付加価値との間には強い相関関係が存在するため、負担に大きな変化はないと予測される。しかし、特に収入の低い自由業者にとっては、付加価値の計算は困難である。したがって、従業員5人未満の自由業者の場合には、選択制により現行制度の維持を認める。

(2) 税率

報告書では、職業税の税率のあり方に関して、(a) 全国一律で課税、(b) 地方公共団体が決定(制約なし)、(c) 地方公共団体が決定(制約あり)、の3種類を比較検討している。

(a) の場合、企業にとっては納税額の計算が簡素化される。しかし、地方公共団体にとっては、税率決定権が奪われると同時に、地方公共団体間における負担配分の著しい変化が発生すると予想される。

(b) および(c) は、地方自治の観点から望ましい。また、(a) の場合のように地方公共団体間での負担配分の変化を発生させない。しかしながら、(b) の場合は、地方公共団体間の税率格差を拡大させ、地方公共団体間の競争を激化させる。

以上の理由により、報告書では、(c) が望ましいとしている。(c) は、課税標準の一定割合の形で、国が税率に上限と下限を設定する方法である。これにより地方公共団体間で負担配分の変更が発生するが、それに対しては、補助金で調整するか、もしくは地方公共団体間での税収の再分配システムを構築することが望ましいとする。すなわち、現実の税率が新たに設定された税率の上限を上回る団体(貧困団体)は税率の引き下げを求められるが、それにより失う税収は、現実の税率が新たに設定される下限を下回り、税率の引き上げを求められる団体(富裕団体)の税収増加分によりまかなわれるものとする。言い換えると、各地方公共団体にとって改革前と改革後の税収が等しくなるように、税率の上限と下限が設定されることになる。

職業税の税率と他の地方税(不動産税、住宅税)の税率とのつながりに関しては、事業用不動産の賃貸価値に係る分の税率については、現行制度を維持することが望ましいとする。しかし、新たな会計上の課税標準に係る税率に関しては、明確な提言を行っていない。

（３）特別措置

報告書では、各種の免除および減額措置のあり方に関しても検討し、以下のような提言を行っている。

第一に、国土整備政策および都市政策の観点から設けられている地域的免除（一時的免除）、教育・文化・芸術等の分野に対する恒久的免除、担税力の弱い納税者（職人等）に対する恒久的免除および減額措置は継続する。

第二に、事業用償却資産の賃貸価値を課税標準から除外するため、事業用償却資産に関する優遇措置は廃止する。これには、新規対象施設に対する課税ベースの半額控除、特定の償却資産（線路、ケーブル・配管、トラックおよび自動車、公害対策装置、給排水施設など）に対する非課税措置等が含まれる。

第三に、民間企業との間の競争関係を歪める、各種協同組合（職人組合、共済組合、互助会など）に対する優遇措置は廃止する。また、公共団体に対する優遇措置に関しても、民間企業と競合する場合は、その廃止を検討する。

第四に、農業に対する恒久的免除に関しては、未建築不動産税の廃止と引き替えに、その廃止を検討する。また、各種農業協同組合に対する優遇措置は、担税力の低い場合に限定する。

（４）州の職業税廃止

前述のように、現行制度では、複数の地方団体で職業税が課税されているため、納税者にとってわかりにくい制度となっている。また、国庫負担も大きくなっている（表３）。報告書では、企業および国庫負担の軽減、新たな職業税システムにおいて税率の枠組み（上下限）の設定が容易になることなどの理由から、州段階での職業税を廃止することを提言している。ただし、廃止に伴い発生する財源の減少を補填するための措置に関しては言及していない。

２．改革の影響

（１）地方財政

課税標準および税率の改革により、市町村広域行政組織の職業税収が減少し、逆に市町村の税収は増加すると予測される（表４）。

地方公共団体間における負担配分の変化に対しては、前述のように、補助金の調整もしくは地方公共団体間での再分配システムにより対応されることになる。

＜表 4＞ 職業税改革の地方財政への影響

	改革案 A	改革案 B
改革により税収増となる市町村広域行政組織数	100 (100)	150 (200)
うち増加率 50%	50	70
改革により税収増となる市町村	6,600 (1,000)	8,400 (1,500)
うち増加率 50%	3,000	3,950
改革により税収減となる市町村広域行政組織数	170 (-600)	340 (-950)
うち減少率 50%	15	20
改革により税収減となる市町村	5,300 (-500)	7,400 (-750)
うち減少率 50%	1,100	1,650
市町村広域行政組織の収支	-500	-750
市町村の収支	500	750

(注)・カッコ内は、税収の変化額（単位は不明）。

・改革案 A（課税標準：事業用不動産の賃貸価値および付加価値、税率：1.2～3.2%）

・改革案 B（課税標準：事業用不動産の賃貸価値および付加価値、税率：1.5～2.6%）

(出所) Commission de Réform de la Taxe Professionnelle[2004b], pp.80-81.

(2) 企業活動

課税標準を事業用不動産の賃貸価値および付加価値へ変更し、税率に上下限を設けることにより、資本集約的な工業やエネルギー産業の負担割合が減少すること（49%→44%）が予測され（表 5）、フランス産業の国際競争力の向上に資すると考えられる。

他方、改革により中小企業の負担割合の上昇が予測される。表 6 で示されるとおり、特に売上高 200 万ユーロ以下の企業の負担割合の増加が著しい。この点に関して報告書では、付加価値に対する一定割合の控除を適用することを提言している。

＜表 5＞ 職業税改革の企業活動への影響

産業	企業数	負担割合（2003 年）	負担割合（改革案 A）	負担割合（改革案 B）
工業・エネルギー産業	272,100	49%	45%	44%
商業	278,500	14%	17%	17%
サービス業	376,900	32%	32%	33%
金融業	11,300	5%	6%	6%
総計	938,800	100%	100%	100%
売上高（1,000 ユーロ）	企業数	負担割合（2003 年）	負担割合（改革案 A）	負担割合（改革案 B）
0～2,000	828,800	13%	17%	17%
2,000～10,000	82,100	12%	13%	13%
10,000～50,000	21,600	16%	14%	14%
50,000～	6,300	60%	56%	57%
総計	938,800	100%	100%	100%

(注)・改革案 A（課税標準：事業用不動産の賃貸価値および付加価値、税率：1.2～3.2%）

・改革案 B（課税標準：事業用不動産の賃貸価値および付加価値、税率：1.5～2.6%）

(出所) Commission de Réform de la Taxe Professionnelle[2004b], p.92.

おわりに

フーケ委員会報告書では、職業税に関して、各種の免除および減額措置の見直し、州段階での課税の廃止に関しても提言を行っているが、議論の中心は、課税標準の抜本的見直しにある。その骨子は、①事業用償却資産に対する課税は、他のEU諸国と比較して特異であり、それが、国際競争力の阻害、企業投資・雇用の抑制、税収の地域間格差の原因となっている。したがって、課税標準から事業用償却資産の賃貸価値を除外して、付加価値を新たに導入すべきである、②事業用不動産の賃貸価値は存続する、③従業員5人未満の自由業者の課税標準に関しては、付加価値もしくは現行の事業収入のいずれかの選択を認める、というものである。ただし、報告書の提案どおり課税標準を付加価値に変更したとしても、付加価値の中には事業用償却資産を賃借している場合の賃貸料も含まれるから、事業用償却資産の賃貸価値が完全に課税標準から消え去るわけではない点には注意が必要である。

さて、報告書では、課税標準変更の効果に関して、納税者間および地域間における負担配分の変化を詳細に分析している。また、企業投資および雇用に対する影響については、経済分析・予測局の分析結果を引用している。

しかしながら、課税標準変更の根拠の一つである、職業税のもたらす国際競争力への影響に関しては、必ずしも説得力のある説明がなされているわけではない。ヒアリング調査では、「産業界は国際競争力を阻害していると主張するが、明確な証拠がない」、「フランスへの直接投資額は世界第3位であり、職業税の影響は小さい」といった、否定的な見解があった。償却資産に対する課税の負担は、確かに資本集約度の高い特定の業種に偏ると考えられる。しかし、国際競争力への影響に関しては、まず社会保険料（雇用主負担分）やあらゆる企業関連税を含む総合的な企業負担の実態を、国際比較の視点も含めて明らかにすることが必要である。さらに、企業の国際立地に影響を与える社会保険料や税以外の要因も考慮し、それぞれの影響度を実証的に分析することが求められよう。

<参考文献>

Bouvier, M. [2008], *Les Finances Locales 12^e édition*, L. G. D. J.

Commission de Réform de la Taxe Professionnelle [2004a], *Rapport au Première Ministre : Rapport d' étape*.

Commission de Réform de la Taxe Professionnelle [2004b], *Rapport au Première Ministre : Rapport définitif*.

フランスの職業税

(la taxe professionnelle)

〔未定稿〕

職業税 (la taxe professionnelle) の制度概要

1. 課税主体

- ① コミューン (commune)
- ② 固有の税源を有する広域連合(コミューンに代替して域内統一の税率の職業税を賦課する場合又はコミューン職業税の付加税を徴収する場合)
- ③ 県 (département)
- ④ 州 (région)

2. 納税者

日常的に非給与的な職業活動を行う自然人及び法人

3. 課税免除

(1) 恒久的免除

- ① 農業、手工業等の分野
- ② 芸術関連の事業、スポーツ関連事業など
- ③ 公共サービスのうち文化・教育・福祉・衛生・スポーツ・観光関連の行政的活動

(2) 臨時的免除の例

- ① 地域的免除・・・国土計画・都市政策上等の配慮に基づく免除(概ね5年間)
- ② 分野的免除・・・新規起業者、医療等(2～5年)及び環境政策・廃棄物排出対応の施設に対する免除

4. 課税標準

(1) 基本的な課税標準:「法人資産の賃貸価格」及び「自由業収入の一部」

- ① 不動産・土地の賃貸価格
 - ② 動産・設備・機械等、その他の法人資産の製造原価の16%
 - ③ 自由業者(一定の規模事業者(従業員5人未満の自由業者、開業医、弁護士等))の事業収入の6%
- ※ 給与総額部分については1999年から段階的に廃止(2003年に完全廃止)

(2) 主な控除・減額措置

- ① 課税標準に関する一律16%の控除
- ② 新規設備投資資産について、初年度100%、2年目66%、3年目33%の課税標準を免除
- ③ 従業員3名未満の一定の条件を満たす手工業者及び事業活動の一定割合を国外で実施する企業に対する減額
- ④ 農業協同組合等、農業関連の団体は、評価額の50%
- ⑤ 製造、改造、修理業の職人で、年商の50%以上がその事業によってもたらされている場合、一人雇用の場合3/4、二人雇用の場合1/2、三人雇用の場合1/4

5. 税 率

以下の条件の範囲内で、各段階の地方公共団体が任意に設定

- ① 前年度の全国市町村平均税率の2倍以内に収まる必要(2008年の全国平均:15.80%、上限:31.60%)
- ② 主要4直接税(職業税、住居税、既建築不動産税及び未建築不動産税)の税率を一律に変更する場合には、当該年度における4直接税の所要額を前年度における同税の税額で除した係数を、前年度の税率に乗ずることにより当該年度の税率を計算する。
- ③ 主要4直接税の税率を異なる変化率で変更する場合には、納税者間の負担配分の著しい変化を避けるため、その決定権は次の2つの制限がある。
 - ア. 各税について制限税率が設定されていること
 - イ. ある税の税率変更が他の税のそれとリンクされていること

【職業税の税率の留意事項】

- 1. 県及び市町村、市町村連合においては、職業税の税率の変化率は、住居税の税率の変化率もしくは住居税及び不動産税を加えた税額の変化率のどちらか大きい方を上回ることができない。ただし、2003年度より、県及び市町村、市町村連合に関しては、住居税若しくは不動産税の税率を引き下げてから3年が経過している場合には、住居税の税率の変化率もしくは住居税と不動産税の合計税額の変化率のどちらか大きい方の1.5倍、州に関しては既建築不動産税の税率の変化率の1.5倍、をそれぞれ上限として職業税の税率を引き上げることが認められている。
- 2. 県及び市町村、市町村連合は、特定の条件(当該団体における前年度の職業税の税率が市町村の平均値を下回ること、及び前年度に不動産税及び住居税の平均税率が市町村の平均値を上回ること)を満たす場合、職業税の税率を前年度の全国平均税率の5%を超過しない範囲で引き上げることができる。
- 3. 州においては、職業税の税率の変化率は、既建築不動産税の税率の変化率と等しくなければならない。

6. 納付額

(1) 最低納付額

職業税最低基準(コミュン評議会により指定された基準建物に係る前年度の住居税の理論値)について、当該年度の職業税の税率を適用した額

(2) 付加価値に応じた最低納付額

売上高7.6百万ユーロ(税抜)以上の課税客体について、企業の産んだ付加価値の1.5%水準に達するまで職業税納付額を上積み

(3) 付加価値に応じた納付額上限

当該年度の職業税の税率で算定された納付額に関し、企業の産んだ付加価値の3.5%を上限

7. 徴収

国の税務当局(地方に配置される国の公会計事務所)

※ 国による補てん、課税標準の確定、徴収事務等の経費として、国は職業税総額の8%(徴収コスト4.4%相当、代替・徴収不能分に係るコスト3.6%相当)を領収

職業税の創設経緯・沿革

○職業税は、1975年に誕生

○職業税の前身は営業税であり、その起源は18世紀末まで遡る

もともと国税であったが、1917年税制改正により国税が廃止され、地方税の付加税部分のみが存続することとなったもの

○創設当時(1975年)の職業税

(1) 支払給与(給与総額の20%)

ただし、自由業については事業収入(収入額の1/8)

(2) 事業用固定資産及び償却資産の賃貸価格(取得価格の16%)

○創設当時(1975年)における職業税への批判

(1) 自治体間の不公平(税負担格差)

(2) 業種間の不公平(特定産業への負担集中)

(3) 雇用と設備投資を抑制する効果

○その後の主な是正措置等

1979年－納税額を付加価値額の一定割合で打ち切り(実質的な付加価値標準の導入)

1980年－(1)「事業収入」標準に算入される収入の割合を1/10へ引き下げ

(2) 最低限納税額制度の導入

(3) 課税標準の算定年度を、前年度から前々年度に変更

(4) 全国平均の2.5倍での制限税率の廃止

- 1982年－(1)「支払給与」標準に算入される給与総額の割合を18%へ引き下げ
 (2)「投資減税」(物価上昇を上回る「資産賃貸価格」標準の増大は、初年度に増大分の50%を削減)の導入
- 1983年－新規に開業した事業の2年間の免税(地方団体の任意の免税)
- 1985年－納税額の1割削減
- 1987年－課税標準全体の16%削減
- 1988年－「雇用・投資減税」(物価上昇を上回る課税標準の増大は、初年度に増大分の50%を削減)の導入
- 1991年－施設の新設・拡張・郊外分散に対する5年間の免税(地方団体の任意の免税)
- 1996年－付加価値額の一定割合での最低限納税額制度の導入
- 1997年－租税評議会が職業税に関する報告書を大統領に提出
- 2003年－給与総額部分の課税廃止(1999年から段階的に実施)
- 2004年－職業改革検討委員会(フーケ委員会)が最終報告書を大統領に提出
- 2005年－付加価値の3.5%を法人からの職業税収の上限とし、地方団体が議決した税率に基づき算定される税額との不足分を国が補てん
 新規設備投資に対する課税を、1年目100%、2年目66%、3年目33%免除
- 2006年－国の補てん分を地方団体が負担する仕組みを導入
 経済社会評議会が報告書(ヴァルトゥー・レポート)を発表
- 2007年－サルコジ大統領就任し、内務大臣及び予算担当大臣に宛てたミッションレターで、職業税の抜本改革に取り組むべき旨を指示
- 2008年－サルコジ大統領が、2008年10月23日から2010年1月1日までの新規設備投資に対する課税を100%免除する旨発表

非課税とされるもの

- 土地、家屋、償却資産のすべてに対して、キャパシティの少なくとも9/10が、灌漑のために用いられているもの
- 非課税償却資産
 - ・壊れる、譲渡されるなどして使用されなくなったもの
 - ・産業施設以外のケーブル、線、用水路などで不動産税の対象とならないもの
 - ・絵画、美術品などの一部
 - ・償却資産に関しては、自由業、エージェンなどで、5名以下の従業員しか持たず、法人税の対象にならないものには課税されない。
- 償却資産は、税込売り上げが152,500€以下のすべての納税者には課税されない。

移動性の償却資産

- 職業上利用されていれば、課税対象
- 一般に交通会社は、土地と施設を所有する場所において、そこに所属する移動性資産についても課税される。
- 自動車・・・主たる定置場(駐車場など)の所在する団体
- 鉄道車両・・・主たる定置場(車庫など)の所在する団体、運行路線の沿線の団体が課税(決まった車庫がない場合、施設及び土地がその企業の運営に使用されているすべてのコミュニティで、その使用されている施設及び土地の賃貸価値に応じて配分)
- 船 舶・・・主たる定置場(船籍港など)の所在する団体、入港する港の所在する団体が課税(船が入港する港でその企業の取引の大きさ(客の数、荷の量)に基づいて配分)
- 航空機・・・主たる定置場(駐機場など)の所在する団体、離発着する空港の所在する団体が課税

地方税(職業税)の賦課・徴収

- 地方税について、その賦課決定を行うのは、国の機関である経済財政産業省主税総局(その地方機関である税務署)である。
- 地方税の徴収についても、地方直接税の徴収は、経済財政産業省公会計総局(その地方機関である国庫出納事務所)、地方間接税の徴収は主税総局と国の機関が所掌している。
- 日本のような地方公共団体自身の税務当局は存在していない。
- 土地、不動産価格の評価に際しても、主税総局(その中に登記部が存在)が、重要な役割を果たしている。
- 国は、地方税の徴税コストとして、税額の4.4%相当分を地方税税収に上乗せして徴収している。
- さらに、代替や徴収不可能分にかかるコストとして3.6%相当分も上乗せして徴収しており、合計8%を地方税の税収に上乗せして徴収している。

国による地方税収の補てん

○地方直接4税については、国がその判断で一定の軽減を行う場合があり、その場合、地方公共団体の歳入に影響を与えないよう国がその軽減に伴う税収減を地方公共団体に補てんする仕組みが採られている。

(1)代替:

特定の納税者向けに税の軽減を行った場合、国が当該納税者の地方公共団体向けの納税を代替して支払うもの

(2)補てん:

税の非課税に伴う税収減について、国からの交付金で補てんするもの

代表的なものに「職業税補てん交付金」があり、1982年に課税標準である支払給与20%を18%に引き下げた際の減収額の補てん、コミューンにおける職業税の税率の上限設定(全国平均の2倍)による補てん、職業税の課税標準からその16%分を軽減する一般控除による補てん、雇用と投資向け軽減の補てんがある。なお、同交付金は2004年に総合経常交付金へ移行した。

このほか、2004年の交付金制度改革において、最も大きな補償であった「職業税給与ベース廃止補償」が総合経常交付金に統合された。

資 料 編

地方公共団体の状況

○フランスの地方公共団体の数(2008年)

州 (région) 26 団体 (本土 21、コルズ(コルシカ島) 1、海外 4)
 県 (département) 100 団体 (本土 96、海外 4)
 市町村 (commune) 36,783 団体 (本土 36,569、海外 県 114、
 海外領土 48、特別地位 52)

○共同体の数(2008年)

大都市共同体 (CU) 14 団体
 都市圏共同体 (CA) 171 団体
 コミューン共同体 (CC) ... 2,393 団体
 新都市組合 (SAN) 5 団体
 市町村事務組合等 13,190 団体
 単一目的事務組合 11,739 団体
 多目的事務組合 1,451 団体

国と地方公共団体の会計(2005年)

(単位: 10億ユーロ)

			国	地方公共団体				
				合計	州	県	コミューン	広域行政組織
歳出合計			296. 66	211. 64	19. 52	54. 22	84. 46	53. 45
	経常支出		260. 80	137. 45	10. 45	39. 42	55. 88	31. 70
		人件費	60. 95	40. 06	0. 62	6. 60	27. 85	4. 99
		利払費	41. 96	4. 87	0. 39	0. 62	3. 03	0. 82
		移転支出（地方向け）	—	43. 01	8. 10	26. 99	7. 92	—
	投資支出		35. 87	75. 28	9. 08	14. 79	29. 66	21. 75
		民間直接投資	5. 69	41. 61	2. 58	7. 31	19. 40	12. 32
		債務償還		16. 68	1. 37	2. 79	8. 25	4. 27
		投資補助	15. 90	nd	nd	nd	nd	nd
歳入合計			249. 11	216. 40	19. 56	54. 60	85. 02	57. 22
	租税収入		341. 04	91. 65	6. 93	30. 83	37. 39	16. 50
		うち純税収入	271. 62	—	—	—	—	—
	還付・補填等(国)		-133. 82	—	—	—	—	—
	税外収入		41. 89	124. 75	12. 63	23. 77	47. 62	40. 73
		貢献資金、移転	5. 82	nd	9. 84	17. 03	nd	20. 05
		借入		21. 79	2. 11	3. 90	9. 39	6. 38
財政収支(国)			-47. 55					
回転資金の変動(地方)				4. 76	0. 03	0. 38	0. 56	3. 78

地方公共団体の歳出・歳入（1996年－2005年）

（単位：百万ユーロ）

		1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
歳出合計		113,400	115,615	118,440	122,306	123,065	126,080	131,648	137,618	150,569	158,195
	経常部門支出	73,912	75,718	77,474	79,128	78,685	80,474	86,563	89,792	99,828	104,665
	人件費	24,192	25,249	26,341	26,870	27,908	29,123	30,691	31,728	33,554	35,072
	地方債利子支払	6,231	5,578	4,585	4,192	4,045	4,111	3,656	3,299	3,123	2,958
	移転支出	19,809	19,621	20,597	21,089	26,119	26,585	30,194	32,032	40,327	43,008
	投資部門支出	39,488	39,897	40,966	43,179	44,380	45,605	45,085	47,826	50,741	53,530
	地方債元本償還金	11,034	12,110	11,602	12,387	11,238	11,245	11,249	11,548	11,554	12,418
	直接投資	18,833	19,155	20,554	21,350	23,941	24,394	23,673	25,309	27,603	29,286
歳入合計		114,292	116,322	118,392	123,434	123,206	125,700	132,797	138,638	150,510	159,173
	経常部門収入	90,866	94,686	97,558	101,635	101,862	103,309	109,166	113,354	123,091	129,476
	税収	52,634	55,562	57,979	58,730	57,998	57,307	58,828	60,961	68,791	75,150
	主要 4 税収	40,839	42,813	44,321	44,513	43,484	41,054	40,633	41,612	42,943	45,591
	国庫支出金	19,297	19,673	19,998	21,089	20,775	22,906	25,032	24,836	33,897	34,738
	投資部門収入	23,425	21,636	20,834	21,799	21,344	22,391	23,631	25,284	27,419	29,697
	国庫支出金	8,194	8,020	8,126	8,190	8,944	9,179	9,605	9,701	9,954	10,904
	地方債	12,167	11,118	10,058	10,628	9,528	10,006	11,123	12,331	13,936	15,401

（出典）Les Collectivités locales en chiffres 2008 P59-60

コミューンの歳出・歳入（1996年-2005年）

（単位：百万ユーロ）

		1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
歳出合計		67,356	68,199	70,428	72,266	74,663	76,053	76,475	78,440	81,454	84,366
	経常部門支出	46,670	47,586	48,464	49,174	49,288	50,066	51,893	52,180	53,384	54,927
	人件費	20,496	21,401	22,271	22,518	23,327	24,220	25,397	25,999	26,852	27,898
	地方債利子支払	4,188	3,886	3,020	2,775	2,746	2,810	2,581	2,340	2,089	1,972
	移転支出	9,958	9,335	9,826	9,792	8,564	8,300	8,435	8,251	8,364	8,369
	投資部門支出	20,686	20,613	21,964	23,092	25,375	25,987	24,582	26,260	28,070	29,439
	地方債元本償還金	6,559	7,311	6,672	7,043	7,167	7,573	7,599	7,951	8,069	8,160
	直接投資	11,722	11,934	13,394	14,065	16,332	16,154	15,061	16,216	18,021	19,405
歳入合計		67,942	68,698	70,084	73,139	74,630	75,974	77,218	79,508	81,989	85,189
	経常部門収入	54,238	56,097	57,486	59,420	59,694	60,337	61,910	63,055	64,403	66,095
	税収	29,176	30,753	31,803	32,178	31,120	32,920	33,892	34,819	36,015	37,393
	主要 4 税収	24,907	26,128	27,007	27,058	25,690	24,162	23,406	23,483	23,975	24,681
	国庫支出金	12,844	12,767	12,941	13,362	11,881	11,965	12,261	12,388	15,340	15,737
	投資部門収入	13,704	12,601	12,598	13,719	14,936	15,637	15,308	16,453	17,586	19,094
	国庫支出金	4,987	4,735	4,859	4,914	5,635	5,834	6,057	6,309	6,614	7,172
	地方債	6,602	6,305	6,039	6,791	7,185	7,319	7,248	7,740	8,425	9,256

（出典）Les Collectivités locales en chiffres 2008 P61-62

県の歳出・歳入（1996年-2005年）

（単位：百万ユーロ）

		1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
歳出合計		34,794	35,488	36,300	37,699	36,121	37,339	40,198	43,415	51,836	54,305
	経常部門支出	22,653	23,068	23,615	24,315	23,636	24,258	27,118	29,706	37,431	39,291
	人件費	3,403	3,532	3,732	3,983	4,183	4,474	4,822	5,207	6,131	6,555
	地方債利子支払	1,414	1,196	1,092	975	887	902	732	649	727	595
	移転支出	6,667	6,668	6,785	7,083	13,217	13,617	15,833	17,835	25,189	26,540
	投資部門支出	12,141	12,421	12,684	13,383	12,485	13,081	13,080	13,709	14,405	15,014
	地方債元本償還金	3,483	3,774	4,017	4,037	3,016	2,682	2,583	2,689	2,676	2,885
	直接投資	4,723	4,784	5,023	5,160	5,478	6,088	6,332	6,656	6,899	7,299
歳入合計		34,920	35,765	36,413	37,964	36,280	37,030	40,396	43,783	51,392	54,426
	経常部門収入	28,075	29,357	30,505	32,087	31,991	32,481	34,992	37,767	45,104	47,604
	税収	17,615	18,709	19,843	20,543	20,790	19,126	19,846	21,113	27,526	30,828
	主要 4 税収	12,360	13,004	13,535	13,655	13,846	13,802	14,210	15,063	15,750	16,906
	国庫支出金	4,352	4,455	4,512	5,017	6,261	8,184	8,797	9,066	11,736	11,217
	投資部門収入	6,845	6,408	5,908	5,877	4,289	4,549	5,404	6,016	6,288	6,822
	国庫支出金	2,024	2,102	2,078	2,041	2,062	2,086	2,110	2,234	2,215	2,306
	地方債	4,106	3,502	3,108	3,059	1,662	1,935	2,645	3,149	3,484	4,039

（出典）Les Collectivités locales en chiffres 2008 P63-64

州の歳出・歳入（1996年-2005年）

（単位：百万ユーロ）

		1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
歳出合計		11,250	11,928	11,712	12,342	12,281	12,688	14,975	15,763	17,279	19,524
	経常部門支出	4,590	5,065	5,394	5,638	5,761	6,150	7,552	7,906	9,013	10,447
	人件費	293	317	338	368	398	429	472	522	571	619
	地方債利子支払	629	496	472	442	412	400	343	310	307	391
	移転支出	3,185	3,618	3,987	4,214	4,338	4,668	5,926	5,946	6,774	8,099
	投資部門支出	6,661	6,863	6,318	6,704	6,520	6,537	7,423	7,857	8,266	9,077
	地方債元本償還金	992	1,025	913	1,307	1,055	990	1,067	908	809	1,373
	直接投資	2,388	2,436	2,137	2,126	2,131	2,152	2,280	2,437	2,683	2,582
歳入合計		11,429	11,860	11,896	12,331	12,296	12,696	15,183	15,347	17,129	19,558
	経常部門収入	8,553	9,232	9,568	10,128	10,177	10,491	12,264	12,532	13,584	15,777
	税収	5,843	6,100	6,333	6,008	6,088	5,261	5,090	5,029	5,250	6,929
	主要 4 税収	3,572	3,681	3,778	3,800	3,948	3,091	3,017	3,066	3,218	4,004
	国庫支出金	2,101	2,451	2,545	2,710	2,633	2,757	3,974	3,382	6,821	7,784
	投資部門収入	2,876	2,627	2,328	2,203	2,119	2,205	2,919	2,815	3,545	3,781
	国庫支出金	1,183	1,183	1,189	1,235	1,247	1,259	1,438	1,158	1,125	1,426
	地方債	1,458	1,311	910	778	681	752	1,230	1,442	2,027	2,106

（出典）Les Collectivités locales en chiffres 2008 P65-66

地方税の構成(2006年)

(単位: 10億ユーロ、%)

	コミューン及び 広域行政組織		県		州		合計	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比
主要 4 税	37.73	71.68	18.13	55.55	4.36	52.34	60.22	64.33
住居税	9.44	17.93	4.53	13.88	0.00	0.00	13.97	14.92
既建築不動産税	11.65	22.13	5.50	16.85	1.59	19.09	18.74	20.02
未建築不動産税	0.75	1.42	0.05	0.15	0.01	0.12	0.81	0.87
職業税	15.89	30.19	8.05	24.66	2.76	33.13	26.70	28.52
その他	14.91	28.32	14.51	44.45	3.97	47.66	33.39	35.67
合計	52.64	100.00	32.64	100.00	8.33	100.00	93.61	100.00

(出典) Les Collectivités locales en chiffres 2008 P73

地方直接税の推移(主要4税、本土のみ)①

コミューン及び広域行政組織

(出典) Les Collectivités locales en chiffres 2008 P81-82

(単位: 百万ユーロ)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
住居税	6,426	6,685	6,878	7,057	7,345	7,704	8,133	8,504	8,929	9,321	9,736
既建築 不動産税	7,882	8,290	8,576	8,810	9,041	9,486	9,993	10,440	10,957	11,436	11,914
未建築 不動産税	745	749	765	775	788	814	836	858	882	741	762
職業税	14,082	14,567	14,196	14,183	13,923	13,330	13,546	14,080	14,489	15,142	15,640
合計	29,136	30,291	30,415	30,825	31,098	31,334	32,508	33,882	35,257	36,642	38,052

県

(出典) Les Collectivités locales en chiffres 2008 P81-82

(単位: 百万ユーロ)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
住居税	2,850	2,953	3,042	3,118	3,196	3,405	3,640	3,826	4,127	4,468	4,699
既建築 不動産税	3,303	3,464	3,604	3,706	3,778	4,037	4,341	4,540	4,915	5,376	5,643
未建築 不動産税	31	31	32	33	33	35	38	39	42	45	47
職業税	6,362	6,607	6,497	6,482	6,303	6,238	6,497	6,764	7,297	7,945	8,312
合計	12,546	13,055	13,174	13,338	13,309	13,715	14,516	15,169	16,380	17,833	18,701

地方直接税の推移(主要4税、本土のみ)②

州

(出典) Les Collectivités locales en chiffres 2008 P81-82

(単位: 百万ユーロ)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
住居税	795	816	836	883	—	—	—	—	—	—	—
既建築 不動産税	869	900	933	984	1,016	1,050	1,090	1,129	1,407	1,555	1,649
未建築 不動産税	8	8	8	9	9	9	9	10	12	12	13
職業税	1,922	1,974	1,940	1,994	1,971	1,895	1,900	1,962	2,488	2,740	2,887
合計	3,594	3,698	3,717	3,869	2,995	2,954	2,999	3,101	3,873	4,308	4,549

地方公共団体計

(出典) Les Collectivités locales en chiffres 2008 P81-82

(単位: 百万ユーロ)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
住居税	10,071	10,455	10,755	11,057	10,541	11,109	11,773	12,181	13,056	13,789	14,435
既建築 不動産税	12,054	12,654	13,113	13,500	13,834	14,573	15,424	16,109	17,279	18,367	19,206
未建築 不動産税	784	787	805	816	830	858	883	907	936	798	821
職業税	22,367	23,147	22,633	22,659	22,197	21,463	21,943	22,806	24,274	25,827	26,839
合計	45,276	47,043	47,306	48,032	47,403	48,003	50,023	52,152	55,510	58,783	61,301

地方直接4税の税率(2007年)

(単位: %)

	住居税	既建築 不動産税	未建築 不動産税	職業税	TPU	TPZ
コミューン	13.79	17.71	39.50	12.46		
共同体 (EPIC)	2.17	3.08	9.10	2.76	16.72	10.25
県	6.98	9.88	23.38	8.36		
州	s. o.	2.61	6.29	2.75		
全体	21.44	29.95	47.84	27.00		

(出典) Les Collectivités locales en chiffres 2008 P78

地方税率の平均と上限(2008)

(単位: %)

	コミューン		県	州
	平均	上限	平均	平均
住居税	14.48	36.2	6.98	—
既建築不動産税	18.6	46.5	9.88	2.61
未建築不動産税	44.43	111.08	23.49	6.3
職業税	15.8	31.6	8.36	2.75

(出典) 経済産業省資料より自治体国際化協会作成

職業税の平均税率

(単位: %)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
コミューン	12.50	12.23	11.99	12.21	12.32	12.34	12.41	12.50
コミューン＋共同体	14.79	14.89	15.05	15.20	15.36	15.44	15.49	15.76
県	6.82	6.78	7.02	7.37	7.47	7.82	8.24	8.38
州	1.95	1.97	1.99	2.02	2.04	2.48	2.68	2.76

(出典) Les Collectivités locales en chiffres 2008 P84

職業税における課税標準別税收構成比の推移

(単位: %)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
事業用不動産の 賃貸価値	12.5	12.5	12.5	13.4	14.0	14.8	16.0	17.0	17.2	17.4	17.5
償却資産の 製造原価	50.4	50.7	51.0	55.5	58.7	63.5	70.6	79.0	79.3	80.0	79.9
支払給与額	33.9	33.6	33.3	27.7	23.7	17.8	9.2	0.0	0.0	0.0	0.0
売上高(事業収入)	3.2	3.2	3.2	3.4	3.6	3.9	4.2	4.0	3.5	2.6	2.6
総 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出典) Les Collectivités locales en chiffres 2008 P86

国による地方直接4税の税收の代替・補てん額

(単位: 10億ユーロ、%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
税收	56.26	58.16	61.43	64.63	57.19	60.63	64.09
納税者負担	39.9	40.3	41.3	42.2	43.6	46.3	47.9
%	70.9	69.3	67.2	65.3	76.2	76.4	74.7
国負担	16.4	17.8	20.2	22.4	13.6	14.3	16.2
%	29.1	30.7	32.8	34.7	23.8	23.6	25.3

(出典) Les Collectivités locales en chiffres 2008 P87

国による地方税収の補てん・代替の推移

(単位: 10億ユーロ、%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
補てん	7.20	9.84	12.35	13.51	3.67	3.76	3.86
居住税	1.14	2.04	2.09	2.11	1.14	1.16	1.18
既建築不動産税	0.25	0.33	0.32	0.34	0.36	0.37	0.38
未建築不動産税	0.34	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.49
職業税	5.47	7.13	9.61	10.73	1.84	1.89	1.80
代替	9.16	8.00	7.82	8.93	9.95	10.53	12.36
居住税	3.21	2.25	2.33	2.36	2.73	2.77	2.92
既建築不動産税	2.04	2.05	2.07	2.07	2.09	2.15	2.21
未建築不動産税	0.03	0.08	0.15	0.34	0.56	0.50	0.56
職業税	5.92	5.68	5.34	6.24	6.66	7.26	8.88
国の総負担	16.36	17.84	20.17	22.44	13.62	14.29	16.22
居住税	4.35	4.29	4.42	4.47	3.87	3.93	4.10
不動産税	0.62	0.75	0.81	1.01	1.25	1.20	1.43
職業税	11.39	12.81	14.95	16.97	8.50	9.15	10.68
代替手数料	1.62	1.62	1.63	1.68	2.20	n.d	n.d
国の純負担	16.36	17.84	20.17	22.44	13.62	n.d	n.d

(出典) Les Collectivités locales en chiffres 2008 P88

地方直接4税の概要

○住居税(taxe d'habitation)

- 2007年度の住居税の税収は約144億ユーロで、このうち7割近くがコミューン及び広域行政組織の財源となり、残りはデパルトマンによって徴収されている。なお、レジオンの住居税は2000年度をもって廃止された。
- 住居税は居住用の家屋に対して課税され、毎年1月1日現在の家屋の居住者(家屋の所有者であるかは問われない)が納税義務者である。
- 課税標準は家屋の土地台帳上の賃貸価額評価額である。
- 評価替は、制度上は6年ごとの総評価替、3年ごとの修正、毎年の物価上昇率に応じた修正が行われることとなっている。しかし、評価替えを実施したときに高い税負担が予想される納税者が強く反対しており、実際には評価替えはあまり実施されておらず、毎年の物価動向などを考慮した一律の係数によって評価額を一括調整している。

○既建築不動産税(taxe sur le foncier bâti)

- 既建築不動産税はコミューン、デパルトマン、レジオンの義務税であり、その税収は約192億ユーロである。
- 既建築不動産税の課税客体は建築物及びその用に供される土地で、毎年1月1日現在の既建築不動産の所有者が納税義務者である。
- 課税標準は土地台帳上の賃貸価額評価額から、経費等を考慮して50%を控除した額である。
- 土地台帳上の賃貸価額評価額と実際の賃貸価額に差がある場合には、1970年1月1日の賃貸料を基礎として算出された額か、課税機関による評価によって定められた額が評価額となる。
- 評価替は住居税と同様の方法によって行われるものとされているが、長く実施されておらず、現在では物価変動を考慮して毎年一括調整を行っている。

○未建築不動産税(taxe sur le foncier non bâti)

- 未建築不動産税はコミューン、デパルトマン、レジオンの義務税となっている。
- 税収は、地方直4 税の中で最も少なく、約8 億ユーロである。
- 未建築不動産税は農地や空地等の建物の敷地の用に供されていない土地に対して課税され、毎年1 月1 日現在の非建築地の所有者が納税義務者である。
- 課税標準は土地台帳上の賃貸価額評価額から、土地が賃貸されない場合のリスクとして一律20%を控除した額である。
- 評価額は土地の時価、近隣コミューンの賃貸価格、課税機関による直接評価等に基づき算定され、評価替は住居税、既建築不動産税と同様である。

○職業税(taxe professionnelle)

- 職業税はコミューン(一部の広域行政組織を含む)、デパルトマン、レジオンの義務税であり、その税収は約268 億ユーロである。
- 課税客体は事業用固定資産と支払給与であったが、このうち支払給与については段階的に廃止されることが決定し、課税標準からの控除額を1999 年から段階的に増やし、2003 年に支払給与部分が全廃された。
- 支払給与部分の廃止は地方財政に与える影響が大きかったため、中央政府は減収補填措置として、減収額と同額の交付金を創設し、各地方団体に交付することとした。なお、2004 年からはこの減収補填措置はDGF (Dotation Globale de Fonctionnement)の中に組み込まれている。
- 納税義務者は給与所得者としてではなく、営業として職業活動を通常行う自然人又は法人である。
- 課税標準は事業用に納税者によって使用される有形固定資産の賃貸価額の評価額である。

フランス第5共和政憲法における地方税財政関係の規定(抜粋)

第72条の2 地方公共団体は、法律の規定するところにより、自由に行使することのできる財源を享受する。

2 地方公共団体は、あらゆる性質の税収の全て又は一部を収入とすることができる。法律により、その規定する範囲内で当該税収に係る課税標準及び税率を設定することができる。

3 地方公共団体の税収及びその他の固有の財源は、各地方公共団体の種類において、その収入全体の決定的な割合を占めるものとする。この原則が実施される条件は、組織法律により定める。

4 国と地方公共団体間の権限の委譲は、当該権限の行使に用いられていた財源に相当する財源の付与を伴うものとする。地方公共団体の支出を増加させるいかなる権限の創設及び拡大は、法律により規定された財源を伴うものとする。

5 法律により、地方公共団体間の平等に資する平衡交付金の措置を規定するものとする。

償却資産の実地調査について

船橋市税務部固定資産税課

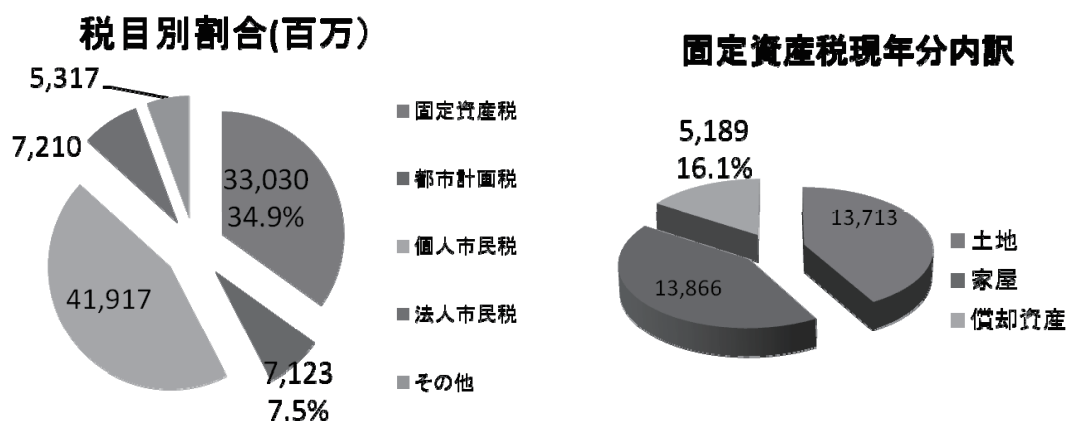
課長補佐 徳本 悟 副主幹 神田 克義

船橋市の紹介 ①

- 人口59万の中核市
- 東京近郊の住宅商業都市
 - ・位置(東京湾最奥部、東京から25km圏内)
 - ・面積 85.64km²(宅地46%)
 - ・湾岸部に食品コンビナートと倉庫群(成田と東京の中間)
 - ・北部地区に中規模な工業団地
 - ・内陸部では都市近郊農業
 - ・東京湾では海苔の養殖、いわし、あさり漁
 - ・鉄道の発達(9路線、35駅)

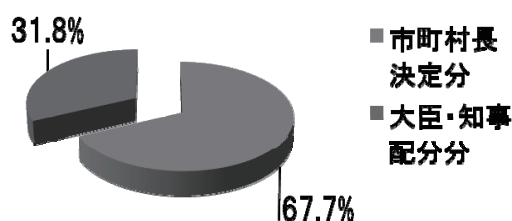
船橋市の紹介 ②

○ 一般会計決算(H19) 1,535億円
市税総額 946億円 (61.6%)

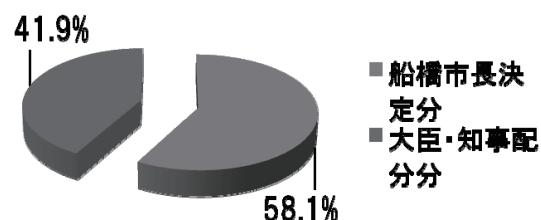


償却資産課税状況(H20年度) ①

課税権者比率(全国)



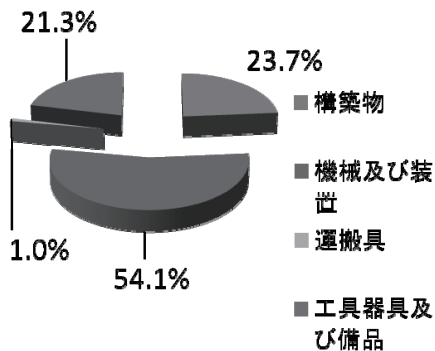
課税権者比率(船橋)



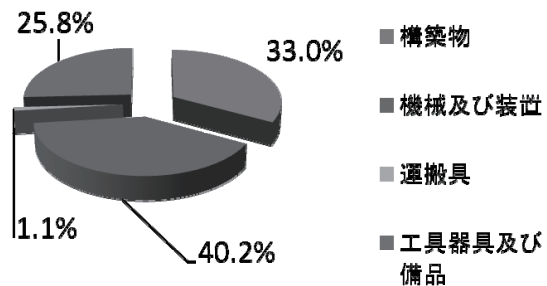
配分の比率が10%程度高いが、鉄道関係だけで14%分に相当。課税標準額の上位5社中4社、同10社中7社が配分

償却資産課税状況(H20年度) ②

種類別比率(全国)



種類別比率(船橋)

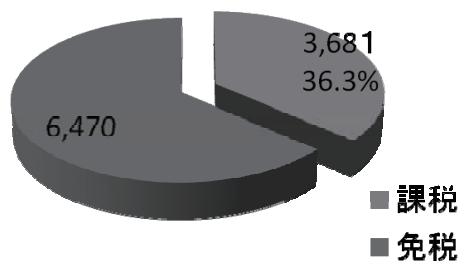


※ 機械装置が少なく、構築物が多いのは、当市の製造業が少ない、住宅・商業都市という性格等からと推測

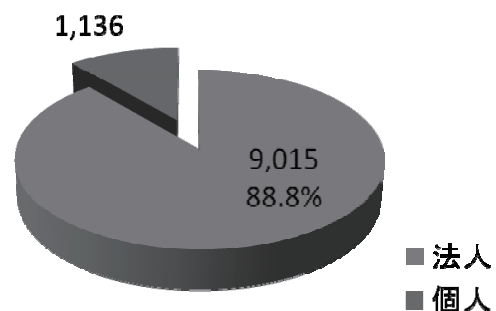
償却資産課税状況(H20年度) ③

○ 納税義務者数 10,151人

課税者の割合



法人・個人割合



法人市民税納税義務者数 12,001人(同、比率84.6%)
事業所統計 (法人)9,015人 (個人) 5,803人

船橋市の償却資産課税 ①

年間スケジュールの概要(船橋市の場合)

月	事務の概要
11月～ 12月	○申告書送付リスト作成のため対象者調査(新規事業所等) ○申告書の送付(資産なし等は一部送付保留の扱いも)
1月～ 3月	○申告書受理、審査、簡易接触、申告漏れ分過年度課税 ○台帳登録(端末機またはバッチ処理)
4月	○納税通知書発送 ○年間調査計画の策定、調査対象の抽出、返戻分調査
5月～ 10月	○重点調査業種や抽出事業所に対面実地調査 ○文書または電話でのお訊ねによる資料の提供依頼等

船橋市の償却資産課税 ②

基本スタンス

① 法令遵守	○例外のない除斥期間(5年間)の適用等
② 適正かつ公平な評価・課税	○実地調査を基本に(現況＝実質主義) ○税収増を直接の目的としない ○高額、悪質優先と、非協力者への厳正な対応等
③ 納税者の信頼の確保・向上	○実地調査は文書で通知(制度等の丁寧な説明) ○修正指導における担当者への配慮等 ○懲慥による自発的な適正申告実現を基本に ○納税者の権利尊重と権力的な対応を自戒
④ 納税環境の整備・向上	○制度の周知努力(資料や説明会) ○出先機関でも申告書の配布と受理 ○税法等の改善要望(国税資料閲覧、法人会や国税局への要望等)

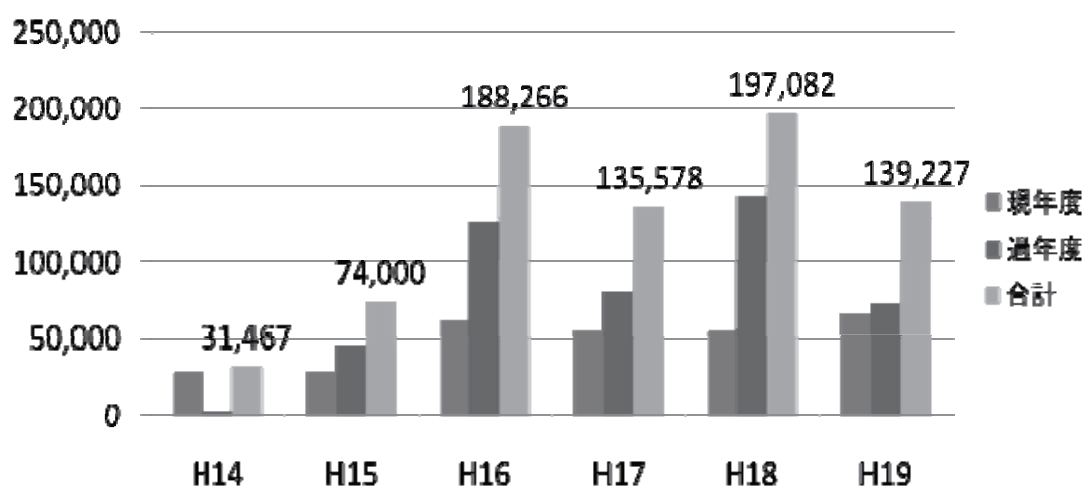
実地調査の概要 ①

重点調査業種および申告態勢の推移

年度	実地調査の概要
H14	○ 要綱、要領の制定(高額・悪質優先)と、関係団体への周知 ○ 試行的な調査に着手(主に関係帳簿の提供依頼方式)
H15	○ 娯楽業、ホテル業、医業、葬祭業、消費者金融業等
H16	○ 未申告法人把握と申告態勢、金融保険業、保健所許可台帳等
H17	○ 大規模製造業、大型特殊自動車等
H18	○ 不動産業の国税資料閲覧と申告態勢、高額悪質者等
H19	○ 同上の継続
H20	○ 個人の事業所得者国税閲覧、大型商業施設等

実地調査の概要 ②

調査等による追加課税額 各年6月以降分(単位千円)



H14年度から本格的に調査着手(この間係員5人。庶務兼務)

実地調査の概要 ③

納税者および関係者の概要(船橋市の経験から)

① 個人事業者	○ 業種を問わず申告義務を含む制度の不知が非常に多い ○ 自発的な申告義務の履行者は少ない ○ 但し、該当資産なしや、免税点未滿が圧倒的多数
② 法人	○ 小規模事業者(個人または家族等)は不知が多い ○ 制度自体は、税理士関与の法人や中企業以上には概ね浸透 ○ 規模業種問わず、厳密な意味での適正申告は少ない
③ 税理士	○ 課税庁が求めたいレベルの申告ができる方はそう多くない ※関係図書等が少なく、課税庁の努力不足(地域差有)も原因 ※家屋との区分の困難性や「お客さん有利に」の動機も
④ 国税	○ 減価償却費のチェックは十分とは言えないという印象 ※遁脱、脱税の主要手段でなく人員と調査時間不足が原因か
⑤ 市町村	○ 実地調査を含む適正課税努力は十分とは言えない ※人員不足(兼務多い)と、人事異動による経験継承の困難性

実地調査の概要 ④

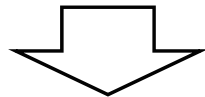
実地対面調査の実際(船橋市の場合)

① 事前準備	1) 調査対象の抽出(業種選定、申告内容疑義者等) 2) 審査(申告内容・同業比較・外観調査等)と質問項目整理 3) 調査通知発送(多資産法人は、事前に資料提供を依頼)
② 当日	1) 通常2名で訪問(その場で外観確認。時間短縮と経験継承) 2) 挨拶、調査趣旨等の説明、依頼した関係帳簿の確認 3) 事業や会計処理概要聴取。帳簿類の照合と確認調査 4) 調査内容に基づき質問。結果の講評と修正等の要請
③ 要する時間	1) 中小法人は1～2時間。資産多く問題もありは午後も 2) 問題が多い場合で、かつ事業所と本社の資産管理部門が別の場合は、本社と所在地の2回以上になる場合も
④ 事後処理	1) 調査結果は口頭伝達が多い(但し文書希望には文書で) 2) 修正の申告書を受理後、ただちに更正処理 3) 追加課税または還付の通知
⑤ その他	★ 実地調査は、業種悉皆調査か、疑義が強く、電話や書類提供依頼では適正な申告(評価)が困難な場合にほぼ限定

個別事例における課題等 ①

○ 不動産所得者(個人)の場合(1)

- 1) 地元税務署で悉皆閲覧(約15,000件)
- 2) 課税の見込み分(除斥期間内)複写(約1,100件。8%)
- 3) 既申告内容と照合し、未申告者と不適正申告者を抽出
(申告義務対象者約420件。閲覧者比率2.8%)
- 4) 土地、家屋データから抽出(法人含め約490件)
- 5) 両者による申告義務および調査(910件)



ただし、様々な課題や困難が……

個別事例における課題等 ②

○ 不動産所得者(個人)の場合(2)

相当激しい抵抗
や抗議もあった。
中には、担税力
の乏しい方も。

- 1) 所有者の反応
 - 土地と建物しか保有していないのに何故?
 - そんな税金いつ出来た。建築会社の説明もなかった
 - 植栽を条例や要綱で強制し、それにも税金をかけるのか
 - 過去に申告指導がないのに、5年遡及は厳しすぎる等
- 2) 国税等の関係資料の状況
 - 家屋と償却資産の区分等不十分。資産の所在地不明等
 - 工事内訳書が不十分な場合も(取得価額算定等が困難)
 - 意識的な長い耐用年数適用も(赤字にできないなど)

個別事例における課題等 ③

○ 不動産所得者(個人)の場合(3)

この例は比較的
良く区分されて
いる方です。

資産名称	取得年月	取得価格	耐用年数
〇〇〇アパート	S56. 02	62, 000, 000	20年
〇〇〇マンション	H16. 11	280, 000, 000	47年
駐車場	H16. 11	4, 000, 000	10年
給排水工事	H10. 03	1, 500, 000	15年
外構工事一式	H16. 12	20, 000, 000	15年
アパート改修	H02. 12	5, 000, 000	20年
エアコン	H02. 12	900, 000	6年

★ 1)市内のものか。2)アパートの外構工事は。3)マンションの外構工事等の内訳は(受変電設備は。植栽の耐用年数は20年、アスファルト舗装は10年など)。4)駐車場はマンション併設か。5)エアコンは単価が10万未満だと少額資産で対象外だが。6)工事内訳があるか、等々

個別事例における課題等 ④

○ 不動産以外の事業所得者(個人)の場合

- 1) 地元税務署で悉皆閲覧(約12, 000件)
- 2) 課税の見込み者(除斥期間内)の複写(約900件。8%)
- 3) 既申告内容と照合し、未申告者と不適正申告者を抽出(申告義務対象者(約700件。対閲覧者比率6%))

ただし、課題も

効果、効率と公平上の問題 ⇒ 無資産が多数。保有でも
免税点未満か、課税でも数年で免税点未満化が大多数

※ パソコン1台や大工道具だけでも申告義務を課すかなど

個別事例における課題等 ⑤

○ 逋脱意図の明確な悪質納税者および税理士 (概要)

1) 調査非協力を含む激しい抵抗は3～5社のみ(過去6年)
2) 業種は娯楽業等(関与税理士にも問題あり)
3) 原因は市町村の調査指導努力不足とペナルティーの弱さ等
4) 要注意は娯楽業、急成長企業、テナント、不動産所得者等

(対応)

1) 推計課税を含む厳正な姿勢堅持(税理士の資格停止も視野)
2) 5年の除斥期間内は、一切の例外をつくらず遡及課税
3) 虚偽申告や調査非協力には延滞金の徴収を要領に明記
4) 国税や他都市との連携(再発防止と他都市に調査普及のため)

個別事例における課題等 ⑥

○ ある娯楽業の例

実際の例です
※取得年月と
価格は調整

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数
電気設備工事	H18. 7	9, 164, 000	15年
空調設備工事	H18. 7	8, 288, 000	15年
給排水衛生設備	H18. 7	5, 474, 000	15年
簡易舗装駐車場	H18. 7	12, 305, 000	3年
立体駐車場	H18. 7	50, 115, 000	15年
合 計		85, 346, 000	

●法人概要。①首都圏で数十店舗展開し、年商数千億円の法人。②当市の店舗は郊外型の大規模店(中規模店以上の開業には通常土地代除き約5億円以上が必要)。

●申告審査。①屋内、屋外の区分なし。②アスファルト舗装は10年。③立体駐車場は45年(省令改正で今年から15年)。④通常は娯楽機器(この法人はリース)以外にも広告物、備品その他多数ある。⑤本社、現地含め3回の実地調査。電話等の連絡は数十回(工事内訳等の資料の提示なし。経理担当は連続退職。帳簿管理はでたらめ。関与税理士の対応なし。但し国税は3年おき位で調査)等々。⑥他都市や国税等と連携して対処。

個別事例における課題等 ⑦

○ 金融機関、大規模製造業、大型商業施設

(概要)

- 1) 業種、規模を問わず「完全な申告書」は非常に少ない
- 2) 主な修正内容は家屋と償却資産の区分、一部の耐用年数
- 3) 原因は資産区分の困難性と管理部門縮小等の影響など

(対応)

- 1) 丁寧な制度説明と担当者に配慮した修正指導

(その他の問題)

- 1) 特例が多種多様。把握し、届出しきっていない法人も散見
- 2) M&Aや時価評価、不動産の証券化やリース取引の急速な拡大下での、所有者認定と「適正な時価」評価の矛盾等

まとめ(1) この間の制度や事務改善等

① 納税者への制度周知、納税環境の整備	1) 説明資料の独自作成等(P26参照) 2) 関係団体等に積極的な申し入れと説明会の開催 3) 申告書配布を市内40ヶ所に、受理を14ヶ所に拡大
② 庁内における事務改善等	1) 法人市民税、家屋担当等との連携強化 2) 調査記事記録、過年度処理等の電算システム改善 3) 関係図書の実質と、知識・経験の係内共有の努力 4) 申告書に関係資料の提供依頼を明記 5) 申告漏れ分の年度内早期過年度課税(3月まで) 6) 電子申告の開始(H21年度～)
③ 制度改正等の要望その他	1) 「特定附帯設備のみなし」法定化(H16) 2) 国税資料閲覧の法定化(H18) 3) 新設法人用の小冊子における記述改善 4) 国税局に資料閲覧に関する取扱いの改善要望 5) 他都市との連携強化を意識的に追求等

まとめ(2) 償却資産課税の負担率

償却資産課税の負担率(耐用年数5年。単位円)

取得価額	評価額 翌年度	評価額 2年目	評価額 3年目	評価額 4年目	評価額 5年目
10,000,000	8,150,000	5,142,650	3,245,012	2,047,602	1,292,037
税 額	114,100	71,900	45,400	28,600	0

※償却資産税率は1.4%で試算。減価率は旧定率法。免税点は150万)

○通算の償却資産課税額総計 260,000円(取得価額比2.60%)

○法人税率40%の場合の実質負担額 156,000円(実質負担率1.56%)

耐用年数10年の場合(9年目から免税点未満)

○通算の償却資産課税額総計 512,900円(取得価額比5.43%)

○法人税率40%の場合の実質負担額 307,700円(実質負担率3.07%)

まとめ(3) 現場で感じている制度的な課題

① 税法関連	1) 「基準(枠)法」と課税自主権の制限(課税標準の特例等) 2) 税法改正日程(日切れ法案、自治立法権と専決処分等) 3) 共有物の連帯納税義務(分割課税不可だが、応能、応益を超える過大な義務になる場合も) 4) 申告制度下の賦課課税(申告内容の尊重、虚偽申告のペナルティー、廃業、転出、総資産処分等の届け出義務なし等)
② 償却資産課税の主体性(国税準拠等)	1) 国税準拠主義(但し現行制度ではやむを得ないと認識) ※ 資産の種類区分、取得価額、取得時期、耐用年数、少額資産含む国税の特別措置の適用可否、国税における誤り等の見落としと修正、決算期と申告時期等 2) 土地・家屋以外 ※ 償却資産の申告のためだけの資産区分、家屋評価の対象資産変更等による影響、納税者の選択容認等
③ 税の性質と担税力	1) 応益原則に立脚した物税たる財産税(収益性にも着目) 2) 応能原則の側面(可処分所得)から要請される人的要素や課税客体の性質については基本的に考慮なし(免税点是有) ※ 住宅用地、新築住宅、公共用道路、減額措置等

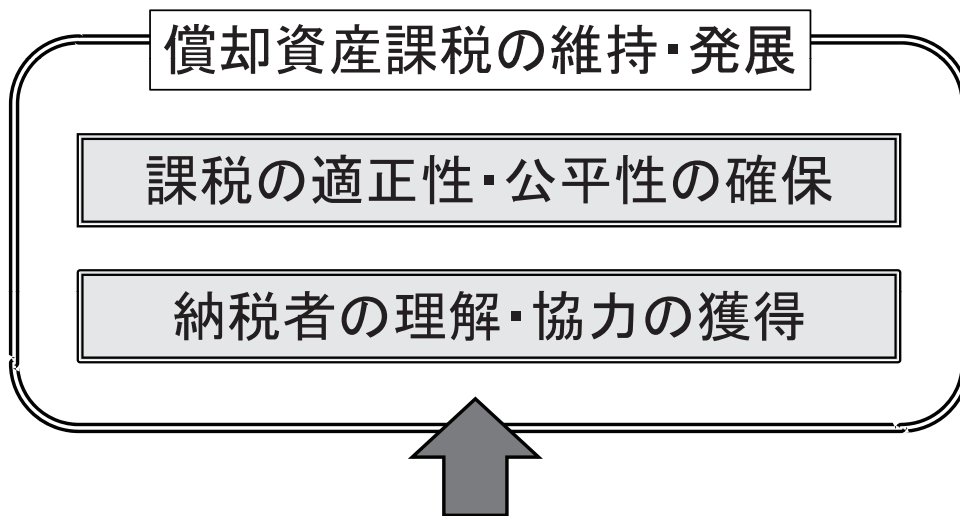
まとめ(4) その他の課題等

- ① 電子申告337件(当市H21年度)。対申告書送付数比2.8%
- ② 法定耐用年数の変更(一部に対応できていない状況も散見)
- ③ 国税資料閲覧数と複写の可否における各税務署判断の相違等
- ④ 全国の市町村における適正な評価、課税努力の不足
 - ※ 人員不足(兼務が多数)と、人事異動による知識経験継承の困難性
 - ※ 広域連携の仕組み創設の可能性は？
- ⑤ 実務現場の悩みは些細な問題が多い(以下、例)
 - 1) 耐用年数誤りへの対処(国税や決算とも関係)
 - 2) 所有者の選択によって変わる課税客体(土地造成費、少額資産)
 - 3) 特例、増加償却等の実務上の煩雑さ、システム変更予算の制約
 - 4) 免税点未満者の申告義務と履行懸念
 - 5) 調査非協力や関係資料がない場合の推定課税の困難性
 - 6) 家屋と償却資産区分や、放送車の機械設備等々

評価・課税に係わる問題意識の具体例(私見)

① 地方税法と課税自主権 ※ 新自治法下の自治立法権の範囲は？ (税率、免税点、法定外税etc.)	1) 非課税の高速道路への課税は？ 2) 「緑化設備」特例の適用範囲拡大は？ 3) 共有者への分割課税は？ 4) 申告書への関係資料(固定資産台帳等)の添付義務化は？ 5) 免税点未満者の申告義務免除は？ 6) 償却資産にも都市計画税を課すことは？ 7) 一部応能性も考慮に入れた制度と運用は？(減免その他) 8) 行政手続き条例の原則適用は？
② 国税および家屋との区分その他の運用等	1) 一部、国税の扱い(取得価額等)よらない評価は？ ・資産性のない費用の除外(土地造成、立木撤去費等) ・10万未満の資産を少額資産にしなかった個人の扱い ・適正を欠く取得価額の是正(中古扱いでなく、当初取得価額採用方式や再取得価額等との比較方式の検討は) 2) 家屋評価との関係(評点項目外資産と3要件関係) ・LAN配線、電話配線、光ケーブル。エコ給湯設備。駅舎やスタンドの上屋と路面。ナースコールや窓ふきゴンドラ等 ★土地7割、家屋6割？、償却10割(二重課税と過大に注意)

最後に(願いと決意)



- 納税者の信頼を得るための不断の努力。
- プロとしての自覚に基づく、専門性の向上と経験の蓄積。組織としての継承および他都市との連携強化。

(参考資料)

1. 償却資産(固定資産税)の評価・課税要領(別紙)
2. 償却資産に係る実地調査要領(別紙)

(その他、独自に作成している納税者向け説明資料)

1. 償却資産(固定資産税)申告の手引(A4・P24)
2. 評価基準(償却資産部分)(A4・P4)
3. 償却資産(固定資産税)の申告と照合の確認調査等に関する法令要旨及び説明(A4・P4P)
4. 償却資産の資産区分等に関するQ&A(A4・P1)
5. 償却資産に関するQ&A(2) 家屋等との区分編(建築設備における一般的な区分例一覧含む)(A4・P3)
6. 償却資産申告書、種類別明細書(増加・全資産用、減少資産用)(A4・各P1)

※ 以上は、窓口で自由にお持ちいただけるよう常備するとともに、ホームページでもダウンロード可能に。同時に、実地調査や税理士会などの関係団体への説明会などに利用。

第5 韓国における資産課税の現状について

大韓民国行政安全部年金福祉課書記官の朴均朝氏から発表していただいた。

韓国の盧武鉉前大統領は、財産の保有課税の強化を国政の最大課題として決定し、税制改革をしたが、今の李明博大統領は、国税である総合不動産税の課税対象の緩和などを検討している。

1 地方財政・税制の現況について

①地方予算規模は約 125 兆ウォン（2008 年 10 月 31 日現在、1 円は 12.93 ウォン）。

②依存財源は 47.8 兆ウォン（38.3%）。

うち、地方交付税が 24.1 兆ウォン（19.3%）。

国庫補助金が 23.7 兆ウォン（19.0%）。

③自体財源は 77.1 兆ウォン（61.7%）。

うち、地方税が 43.5 兆ウォン（34.8%）。

地方債が 3.5 兆ウォン（2.8%）。

④地方税の規模・比率が 43 兆ウォン（4.8%）。

⑤財政自立度は全国平均で 53.9%。

⑥財政自主度は全国平均で 79.5%。

⑦地方税収入で人件費未解決団体は 131 団体。

韓国の基礎自治団体は 245 団体で市・郡・区から構成されている。

⑧自体収入で人件費未解決団体は 30 団体。

⑨市道税、広域税は 30.5 兆ウォン（70%）。

基礎自治団体の税は 13.0 兆ウォン（30%）。

7 割対 3 割ぐらいの比率。

⑩及び⑪は後ほど説明。

⑫国税と地方税の比率は約 8 対 2 で、韓国の場合は 2 割自治と言われている。

⑬総財政使用額の国家と地方の比率は、約 4 対 6 となっている。

⑭首都圏（ソウル、ソウルの周りの京畿道、仁川広域市）と非首都圏の比率は、約 6 対 4 で、首都圏のほうが多くを占めている。

⑯財産課税は 21 兆 2,686 億ウォン（48.8%）日本と比べて差が少しある。

2 地方行政の現況について

⑤日本は 47 都道府県であるが、韓国の場合は広域自治団体が 16 個。うち、広域市が 5 個、道が 9 個。

⑥基礎自治団体数は 230 個。

⑦住民登録人口は、約 5,000 万人です（2008 年度基準）。

⑧首都圏の人口は、約 2,400 万人（48.6%）。ソウルの人口は、約 1,000 万人。

首都圏と非首都圏の均衡、発展のために、首都圏の規制緩和要求が出されている。

例えば首都圏の場合は、開発、税金の問題がある。首都圏の周りにグリーンベルト（開発制限区域）が残っていること、税金が重なる制度や、工場に対する財産税が一般税率の5倍ぐらい賦課がされる制度がある。

3 地方財政の現況について

2008年度の当初予算規模は約125兆ウォンとなっている。その内依存財源は約48兆ウォン（38.3%）、自体財源は77兆ウォン（61.7%）となっている。

4 地方税の基本現況について

2008年度の当初予算のうち総税収規模は約43.5兆ウォン（34.8%）。対前年度比で14.4%の増となっている。

韓国の地方税の特徴としては、

- i 税額が零細し、地方自治団体間の税収の不均衡が生じている。例えば韓国の場合は、地方税の数は16税目あるが、免許税、農業所得税等7税目が税収1兆ウォン未満となっている。そして、首都圏において、全体の約60%を占めており、非首都圏においては約40%を占めている。首都圏においては人口も2分の1以上を占めている。
- ii 財産課税の比率が大きく、所得・消費課税の比率が低い。財産課税は、取得税、登録税、財産税などで税収全体の48.8%で、所得・消費に関する課税は税収全体の32.1%を占めている。
- iii 日本と同じように、地方税の制度は行政安全部が所管し、課税行政は、246個の自治団体別に独立的にしているが、多様性とか、自主性とかは少し難しく、統一性と効率性間の調和が必要だと考えられている。

つまり、地方税は、地方の行政需要を充足するには不足し、地方の所得・消費活動と税収の連携が不足していると考えられている。

(1) 地方税収現況について

① 地方税の税目

地方税の税目は16個となっている。うち、特別市（ソウル市）・広域市税は13個、自治区税が3個となっている。ソウル特別市の場合は、25個の自治区という地方自治団体がある。また、広域市の中にも自治区がある。

道税は7個、市・郡税は9個になっている。

(P. 76<図>主要税目別税収規模 参照)

② 年度別、自治団体別の現況

韓国では1995年度に首長の直接選挙があり、約76%であった市道税は2008年度には約70%まで減少し、約24%であった市郡区税は2008年度には約30%まで増加している。それは、基礎自治団体から要求されて、それがだんだん上がっているところである。

(P. 76<表>年度別／自治団体別現況 参照)

③ 租税の中での地方税の比率

国税と地方税の2008年度の比率は8対2となっている。

(P. 77<表>租税中 地方税 比重 参照)

④ 地方税の性質別区分

所得課税は16.3%、消費課税は15.8%、財産課税は48.8%を占めている。

地方の自主性向上・自立強化のためには、地方所得税や地方消費税を導入したい
と思ひ検討されているが、なかなか困難な状況である。

(P. 77<表>地方税 性質別 区分 参照)

⑤ 税目別の税収現況

主なものは、登録税が7兆1,432億ウォン(16.4%)、住民税が7兆1,085億ウォン(16.3%)、そして、取得税が6兆8,987億ウォン(15.8%)となっている。
農業所得税は、3年間猶予されて税額がゼロになっている。

(P. 78<表>税目別 税収現況 参照)

(2) 地方税の税目配分体系

① 市税と自治区税

市税と自治区税は、ソウル特別市と釜山、大邱などの広域市のシステムである。

市税は13税目、区税は3税目となっている。区税の場合は、普通税として免許税、財産税があり、目的税として事業所税がある。ソウル市は今年から自治区の間の財産税の不均衡を解消するために特別市と自治区の間に財産税を共同で課税することになっている。

(P. 79<図>市税と自治区税(特別市・広域市) 参照)

② 道税と市郡税

道税は7税目、市郡税は9税目となっている。

(P. 79<図>道税と市郡税(道) 参照)

5 地方予算の現況

① 地方予算現況

2008年度の予算規模は、約125兆ウォン。

(P. 80<表>歳入財源別予算規模 参照)

② 国家財政と地方財政の比較

予算規模は、国家は54.5%、地方は45.5%となっている。

財政使用額は、国家は 40.3%、地方は 59.7%となっている。

6 地方財政調整制度

① 地方交付税

地方交付税は、2008 年度、約 29 兆ウォンとなっている。その内、約 25.8 兆ウォンが法定分で内国税の 19.24%であり、この率は法律で決めている。韓国の場合は、国税の中に関税と内国税があるが、関税を除いて内国税の 19.24%が地方交付税になっている。（日本の場合は、地方交付税は所得税及び酒税の 32%、法人税の 32%、消費税の 29.5%、たばこ税の 25%となっている。）法定分に 3.2 兆ウォン規模の総合不動産税を含めて地方交付税になっている。

（P. 83<表>地方交付税：29.0 兆 参照）

② 国庫補助金

国庫補助金は 25 兆ウォンである。

7 地方税の非課税・減免状況

① 非課税・減免の総括

規模は 8.1 兆ウォンである。

（P. 84<表>非課税・減免総括 参照）

② 年度別の非課税・減免現況

非課税・減免の規模は、地方税総額に対して 16.4%を占めている。

地方税法等の他の法律によって減免しているのが 88%、地方自治団体の条例によって減免しているのが 12%となっている。非課税・減免については、国家の政策によって全部決まるので地方の自主性は低くなっている。日本の場合は、地方税法の中で非課税とか、減免するときに、地方団体の条例により決定される制度があるが、韓国の場合は、例えば地方自治団体から、何か地方税を非課税とか、減免とかするときには、行政安全部長官の許可を受け、地方議会の議決を受けて、減免とか、非課税することになっている。本制度についても、問題があり、現在も検討しているところである。

（P. 84<表>年度別 非課税・減免 現況 参照）

8 租税の規模

地方税と国税の税目別に図のようになっている。

韓国の場合は、日本のように法定外税は、現在、課税していない。

国税の付加価値税の収入が地方税全体より多いのがわかると思う。

（P. 85<図>参照）

9 韓国の地方税の税目別概要

(P. 86「韓国の地方税の概要」参照)

(1) 取得税

取得税は、不動産などの取得にかかわる税金である。日本の場合は国税であるが、韓国も日本のように、租税の法律主義を採用しており、「憲法であらゆる国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うこと」、「私たちが納める税金は、私たちが選んだ代表による議会で定める法律や条例によってのみ課税化されるということ」を法則している。

不動産は、韓国の場合は、土地、建築物、車、機械装置、立木、航空機、船舶、漁業権、総合体育施設利用券、乗馬会員券などを取得したときにかかる税金である。一般税率は、取得した価格の2%になっており、個人間の有償取引取得の住宅の場合は、取得税額の50%が減免になる。これは、取引税は下げ、保有税は上がるという政策から50%を減免することとしている。

大都市内での工場の新設とか、本店の事業用不動産については、一般税率の3倍を重課する制度となっている。例えば別荘、ゴルフ場、高級住宅、高級娯楽場、高級船舶の場合は、一般税率の5倍を重課されている。課税標準は、取得したものの不動産の価格、いわゆる時価標準価格になっている。

(2) 登録税

登録税は、財産権とか、そのほか権利の取得、移転、変更に関する事項を公簿に登録または登録する行為に対して課税する税金である。日本は国税になっている。韓国の場合も、もともとは国税であったが、1976年度に付加価値税を導入し、現在も付加価値税の税率は10%になっているが、その時に食べ物等が地方税になっている部分があったが、それが付加価値税になって、登録税を国税から地方税に変え、その後、付加価値税は国税になっている。税率は登録の形によって異なっている。

(3) レジャー税

レジャー税の課税対象は、競輪、競馬の勝者投票券などを発売し、投票的中者に対してお金を払う行為にかかる税金である。納税義務者は、課税対象に該当する事業を営む者である。税率は発売金の総額の10%になっている。このレジャー税は、競馬等の所在地と市道に按分している。現在は、所在地に60%、市道に40%となっている。

(4) 免許税

免許税は、特定の営業設備とか、または行為に対する権利の設定とか、禁止の解除をする行政処分と申告の受理とか、登録などの行政行為についてかかる税金である。日本の場合は国税である。

(5) 住民税

住民税は、日本と同じシステム・構造になっているが、均等割の納税義務者は、市郡内に住所、事業所を持っている個人、法人になっている。所得割の納税義務者は、所得税、法人税、農業所得税である。農業所得税は、現在は3年間停止した後、廃止するという検討をしている。現在、韓国で一番問題になっているのが、個人均等割・個人均等割は、一人当たり1万ウォンの範囲内で自治団体の条例で定める税率で賦課されることとなるが、現在、賦課されている自治体は一つのみである。1998年度の選挙のときに忠清北道の報恩郡チョンチュンブクトのボウングンという郡の郡守がこの住民税の税率を1万ウォンに上げて、次の選挙に落ちたことがある。住民税の税率については、国民、住民の声が強い。

(6) 自動車税

自動車税は、自動車を所有しているときにかかる財産税の一種である。課税対象は、自動車管理法に登録、申告する車である。乗用自動車の場合は、排気量掛けるCCにより1年度の税額が決定される。1,600CC未満の場合は、現在、CC当たり約220ウォンとなっている。この自動車税も、アメリカとのFTA（自由貿易協定）の締結によって廃止が予想されている。そして、次の自動車税の納期とか、期間別の日割によって計算される制度を持っており、1年度の税額を一時納税する場合は、残り期間の自動車税の10%税額が減額になる。

(7) 走行税

交通税は国税であるが、走行税は、ガソリン、軽油の交通税の税金の納税義務者に対して地方税を課税するものであり、精油会社と油類を輸入している方に賦課する税金である。

(8) たばこ消費税

たばこ消費税は、日本と同じように、たばこの消費に対して課する税金で、たばこの価格の中に含まれている。例えば韓国の2,500ウォンのたばこではたばこ消費税は640ウォンぐらい、価格の約25%を占めている。

(9) と畜税

と畜税は、牛、豚の屠殺行為に対して課される税金であり、税率は1%になっている。この税目も、韓国とアメリカのFTAの締結によって廃止が予想されている。

(10) 事業所税

事業所税は、市郡内に所在する事業所が課税対象であり、財産割と従業員割に分かれている。日本も同じシステムだと思いう。

(11) 地域開発税

地域開発税は、日本と少し違う税目である。日本の場合は、法定外税があるが韓国にはないので、1995年度の首長直接選挙とともにこの地域開発税が導入されている。課税対象は、発電用水、地下水、地下資源、コンテナ、原子力発電である。日本の鉱産税と似ている税金だと思っているが、この中で、現在、地下資源課税対象は約97%を石灰石で占めている。コンテナの場合は、コンテナ1TEU当たりで1万5,000ウォンの税率になっており、原子力発電の場合は、1キロワット当たり0.5ウォンの税率になっている。

(12) 地方教育税

韓国は、日本とは異なり、一般自治と教育自治に分かれており、教育に必要な税金を与えるために導入された税金である。国税にも教育税という名前の税金がある。課税標準と税率は、現在、登録税額の20%、レジャー税額の60% (2009年度から40%)、住民税均等割の10% (人口50万以上の市の場合は25%)、財産税の20%、自動車税の30%、たばこ消費税の50%が地方教育税となっている。

(13) 農業所得税

農業所得税は、現在は政策的な目的から2008年まで3年間停止しているが、アメリカと韓国の貿易協定締結によって、廃止されることが予想されている。現在は、今年の定期国会で地方税法が改正されることになっている。

(14) 財産税

財産税は、土地、建物、住宅、船舶、飛行機、そうしたものに課税されるものであり、課税基準日は6月1日となっている。納期は7月、土地の場合は9月、住宅の場合は、7月と9月の2回に分けている。この財産税は、毎年6月1日現在で、基礎自治団体に土地とか、住宅を所有している方に課税される税金である。日本と同じだと思っている。

(15) 都市計画税

都市計画税は、日本とちょっと似ている税目である。都市地域内の土地、建物にかかる目的税であるが、使用目的は、一般の税のように使用されており、財産税とあわせて告知します。

(16) 共同施設税

共同施設税は、消防施設、汚物処理施設などに課する目的税である。

(17) 地方税につく附加税（サータックス）

サータックスは、取得税の中には、不動産などについて2%であるが、サータック

スとして、農業特別税（国税）、取得税額の 10%、取得税減免税額の中に 20%が入っている。そして、登録税も 0.2%ぐらいから 2%のような税率とか、3,000 ウォンという税率があるが、農業特別税は国税として登録税減免税の 20%を含めている。レジャー税は 10%の税率であるが、農業特別税として国税は 20%を含めている。その農業特別税が何で導入されたかという、税金で農業を助けようということで、それを特別附加税として農業特別税を導入した経緯となっている。

10 韓国の保有資産（住宅・土地）課税（地方税）

(1) 課税標準

住宅の場合は、住宅公示価格の 55%が課税適用比率となっている。

土地の場合は、個別公示地価の 65%が課税適用比率となっている。

課税標準は地方税法で定めており、毎年 5%ずつ上がることによって、住宅の場合は、2017 年に 100%適用になり、土地の場合は、2015 年に 100%適用になる形となっている。

住宅の保有税実効税率 1%達成が一番の目標である。それは家族別に合算して課税標準が 6 億ウォンを超える住宅の実効税率を 1%になるという形に、その制度を導入している。なお、住宅の場合は、2005 年度から国家が価格を公示しているが、日本の一戸建てのような単独住宅の場合は、基礎自治団体が調査をして公示をしている。日本の場合はマンションという共同住宅、韓国の場合はアパートと言われているものの場合は、民間ではなく、政府が指定した韓国鑑定院が調査をして国土海洋部長官から告示されている。

土地の場合は、日本と同じ、基礎自治団体が調査をして告示している。標準地と標準住宅の価格は、国家が決定し、告示されることになっている。共同住宅の場合は約 20 万戸、標準地は約 50 万筆になっている。

(2) 財産税の賦課徴収

告知書は、納期開始日 5 日前まで発給することになっており、告知書 1 枚当たり 2,000 ウォン未満の場合には徴収されていない。

賦課原則は、現況賦課であり、事実上の現況で賦課し、課税衡平の原則が適用されている。

(3) 税負担の上限制度

この制度は、2005 年度の取引税率を下げ、保有税率を上げることによって導入された制度である。税が昨年の税より 50%以上超える場合、100 分の 150 に該当する金額を当該年度において徴収する税金になる制度である。その中で、住宅の場合は公示価格の 3 億ウォン以下は 5%、そして、3 億ウォン超過 6 億ウォン以下は 10%、そして、6 億ウォンを超過するときは 50%になる。これは、例えば昨年の住宅の財産税が 100 円であったら、今年の住宅の財産税は 150 円以下になるシステムです。

税負担の上限適用がある税目は、財産税、都市計画税、共同施設税の3つになっている。税負担の上限制限を導入した理由は、昨年度対比、急激な税負担の増加を抑えるためである。アメリカ等はこのような制度があるが、それは保有税改革によって課税標準が上がり、その税金が上がっていることから、国民税負担を減らすために導入された制度である。

(4) 住宅の財産税

地方税の住宅は、住宅法の第2条に規定されている。

税率は、課税標準 4,000 万ウォン以下は 0.15%。別荘のような高級住宅の税率は、通常より重課しており 4%になっている。

(5) 土地の財産税

土地の財産税は、現在、分離課税、別途合算課税、総合合算課税の3つの区分に分けて課税している。

① 分離課税

土地の価格を課税標準として、筆地別に土地の利用用途によって税率を変更し課税することになる。例えば、農地、牧場、工場の用地などの生産的な土地には低い税率を適用し、別荘、ゴルフ場用地などの土地については4%の高い税率になっている。

② 別途合算課税

対象土地の価格を合算して課税標準を計算して、累進税率を適用して課税することになる。課税対象は、一般建物の土地について賦課されるのが一番になっており、税率は0.2から0.4%まで3段階で累進税率を適用している。例えば課税標準として2億ウォン以下の場合0.2%の税率になっている。別途合算課税と総合合算課税では、総合合算課税のほうが税率は高くなっている。

③ 総合合算課税

対象土地の価格を合算して課税標準を計算して、累進税率を適用して課税することになる。総合合算課税は、別途合算課税、分離課税対象の土地を除いた土地に対して、納税義務者が自分の市や郡内に所在する総合合算課税対象の土地の価格を合算した価格が課税標準になっている。税率は0.2から0.5%の3段階であるが、累進税率を適用している。例えば別途合算課税の場合は、課税標準2億ウォン以下は0.2%の税率が適用されているが、総合合算課税の場合は、5,000 万ウォン以下は0.2%の税率が適用されているので、総合合算の場合、税率が高くなっている。

11 韓国の保有税制改革と税制運用

前の盧武鉉政府のときには不動産価格が上がり、税金等の問題を解決する政策が必要

であった。これを解決するために、国策によって不動産問題を解決することとされたことが推進の背景となったところである。2004 年度以前の住宅の場合は、住宅に対する面積別に課税する形だったので、税負担の不均衡が発生した。それは時価を反映しないもので低い住宅所有者から不満が出て、不動産などの投機を抑えるための税制強化が必要になったことからである。2004 年以前の財産税実効税率は、土地の場合は 0.1% ぐらいで、その時日本では 0.3%～1% ぐらい、アメリカでは 1%～2% ぐらい、それに対して、韓国は、日本とかアメリカより低いと思い、保有税について高くすることになっている。

(1) 財産税制の改編比較

① 課税対象

2004 年の前の課税対象は、土地、建物、船舶、航空機となっているが、2005 年に変更しており、土地、建物、住宅、船舶、航空機となっている。変更点としては、住宅を新設することになっている。

② 課税標準

2004 年度の土地の課税標準は、個別公示地価掛ける適用比率が全国平均 39.2% となっているが、税制改革によって、2005 年の土地の場合、個別公示地価の 50% になっている。それが一番重要な部分である。

そして、2006 年度から毎年 5% ずつ上がって、2008 年には 65%、そして、2015 年には、個別公示地価の 100% になることとなる。

建物の課税標準は、新しいものをつくるときに、1 平米当たり 18 万ウォンであるが、それが上がって、2005 年には 46 万ウォンになり、2008 年には 51 万ウォンになっている。

住宅の課税標準は、2004 年以前は、建物に含めて財産税を課税されていたが、住宅は別の課税として導入することとして、住宅公示価格の 50% になっている。これも今年から毎年 5% 上がって、2017 年度には 100% になることとなる。住宅公示価格であるが、例えばとあるアパートの場合、売買価格は約 3 億 3,000 万ウォンであるが、今年、政府が公示した価格は 2 億ウォンぐらいである。そして、80% ないし 90% くらいになっている。面積が広くて、値段が高いアパートは 90% を適用し、庶民的なアパートは 80% を適用して公示されている。

③ 税負担の上限制

税負担の上限制は、2004 年度以前にはないが、2005 年度に導入して、2006 年度から変更されている。2005 年度の場合は、50% 以上はできないことになっているが、住宅の場合、2006 年度から住宅公示価格をベースに 5%、10%、50% になっている。

(P. 102 資料－1【財産税制 改編 比較】参照)

(2) 保有税制改革の基本方向

財産保有税改革をするときに、同じ価格は同じ税金にすることを1番に考えた。面積別に財産税を課税するので、例えばソウル市内に存在しているアパートと地方に存在しているアパートとは値段が違うが、地方に存在しているアパートとか、住宅とかの面積が広ければ、税金がソウルより高くなるので、それは国民の問題になっている。それを解決するために、同じ値段の場合は同じ税金を実現することが導入されている。

そして、2番目に考えたのが、地方自治団体の財政調整役割を強化すること。そして、財政自立度（2008年度の全国平均53.9%）を向上させること。そして、国家政策機能を支援すること。これが保有税改革の基本方向になっておりました。それが何か不動産の投機を抑えることになって、最終的には取引税は下がり、保有税は上がることになっている。そして、税率とか、課税標準が変更されている。

改革をするとき、今も同じ話が出ているが、韓国の場合、保有税が3割、取引税が4割ぐらいで、アメリカとか、日本とかのように先進国と比べて9対1ということが出て、取引税は緩和し、保有税は強化することが目的として導入されている。

(3) 保有税制改革の主要内容

① 住宅に対する土地と建物の統合評価

- ・ 住宅に対する土地と建物は、それを含めて評価されている。日本の固定資産税は、土地と建物で分けて評価をしているが、韓国は、住宅に対しては、一般の建物を含めて課税されている。
- ・ 評価体系を原価方式から時価方式に変更している。
- ・ 住宅の公示価格制度を導入して、価格情報等を国民に対して提供するとともに、課税の基準価格として活用されている。
- ・ 課税の現実化に伴い、登録税、取得税などの税率を引き下げることになっている。例えば、取得税の場合、一般税率は2%ですけど、住宅に対しては1%として、50%を減免することになっている。取引税率が下がり、保有税が上がるのが主なシステムだと考えられる。
- ・ 住宅の公示価格は、国税の場合は総合不動産税、譲与税などに使用されており、地方税の場合は財産税、登録税、取得税に使用されている。また、保険料の算定の基礎資料としても使用されている。

② 2007年度の住宅価格公示結果

韓国の場合、現在、住宅は全部で1,333万戸になっている。共同住宅は903万戸、単独住宅（一戸建て）は430万戸となっている。それは国家（中央政府）から全部告示されている。（単独住宅は、地方自治、基礎自治団体や首長から告示されている。）前年に対しての価格上昇率は、共同住宅の場合は22.8%、単独住宅の場合は6.2%となっている。また、地域別に見れば、共同住宅価格は、ソウル特別市の江南区などの5つの区の場合31%上がった。これはアパートの値段が上がったとい

うことでなくて、国家（中央政府）から発表された公示価格が昨年度と比べて 30% 上がったことによるものである。

そして、果川市というソウル市内の衛星都市があるが、この都市も約 50% 上昇している。この果川市は、工場が無い都市で、計画都市として政府庁舎の建物だけである。

そして、城南市もベッドタウンとして約 47.3% 上昇している。今年の場合も約 10% 上昇することが予想されている。

そして、昨年度の個別公示地価は、全国平均で 11.6% ぐらい上がるになっている。

③ 住宅公示価格別税制（2008 年現在）

- ・ 財産税額上限は、公示価格 3 億ウォン以下の場合は、前年度税率に対して 5 % が上限。3 億ウォンから 6 億ウォンまでの場合は 10% が上限、6 億ウォン以上の場合は 50% が上限となっている。6 億ウォン以上の場合は、高級住宅なので税金負担が増えている。
- ・ 総合不動産税の課税対象は、住宅公示価格 6 億ウォン超える住宅に対してのみ課税されており、上限は、世帯別に合算して 3 倍ぐらいになっている。例えばソウル市内に共同住宅を一戸、釜山、光州等地域別に住宅を持っているときに、この住宅の価格を全部合算して 6 億ウォン以上の場合、総合不動産税がかかってくることとなる。税の上限は 300% となっており、制度的に 3 倍以下になっている。
- ・ 住宅購入資金の申告は、6 億ウォン以下の場合は申告制度はないが、6 億ウォン以上の住宅を購入するときは、税務署に申告することが法律で決められている。それも不動産の投機を抑えるために導入された制度だと思う。

（P. 104 資料— 3 【住宅公示価格別税制（2008 年 10 月現在）】 参照）

④ 総合不動産税（国税）の新設

ア 課税対象

課税対象は、公示価格 6 億ウォンを超える住宅であり、全国の住宅を世帯別に合算して課税する形になっている。総合不動産税の課税対象は住宅と土地だけであり、課税対象別に一定金額を超える部分について課税することになっている。分離課税の土地については、総合不動産税は課税せず、全国の別途合算土地、総合合算土地に対して、その土地を世帯別に合算して課税されることになっている。

イ 財産税と総合不動産税賦課

○ 住宅

住宅の場合は、アパート、一戸建て、多世帯、多家口に課税する。住宅の場合は財産税も課税するし、総合不動産税も課税する。オフィステールの場合も同様である。別荘の場合は、高い税率を通じて財産税を賦課するので、総合不

動産税は課税しない。

○ 建築物

一般建物の場合は、商業用、事務室、工場の場合は、財産税は課税するが、総合不動産税は課税しない。それは、企業を支援するために制度をつくったとき、導入されたものである。

○ 土地

土地の場合は、分離課税の場合、農地や林野などの土地は、財産税で財産税率は 0.07% ぐらい。ゴルフ場や高級娯楽場用などの土地の場合は、4% と高い財産税率が適用されている。なお、ゴルフ場、高級娯楽場の土地に対して総合不動産税は課税しない。

(P. 105 資料—4【財産税と総合不動産税 賦課】参照)

○ 総合不動産税税率

住宅分の税率であるが、住宅公示価格が課税標準になっており、3 億ウォン以下の場合、例えば適用率は今年の場合 55% であるが、それは公示価格に 0.55 を掛けて、税率は 0.1% となる形になっている。これはもちろん総合不動産税であるから、全部合わせて 6 億ウォンを超える住宅に対して課税することになっている。土地に対しても同じ形となっている。

(P. 106 資料—5【住宅分 総合不動産税 税率】参照)

(P. 106 資料—6【土地分 総合不動産税 税率】参照)

⑤ 税負担の上限制度

2005 年当初は、税負担の上限は全部 50% になっていたが、2006 年度から地方選挙によって変更され、住宅の場合は、5%、10%、50%、総合不動産税は、全部 300%、土地の場合は 150% になっている。

⑥ 不動産価格公示及び鑑定評価に関する法律の制定

不動産価格公示及び鑑定評価に関する法律を定めることになっており、住宅価格の公示権者は、共同住宅の場合は韓国鑑定院、単独住宅（一戸建て）の場合は基礎自治団体と、法律で価格公示権者を決めている。

⑦ 土地と住宅の課税現実化率の目標設定

住宅の場合は、2017 年度に 100% を適用することになっており、土地の場合は、2015 年に 100% を適用することになっている。財産税として土地の課税現実化率を見ると、2004 年度に全国平均で 39.2% であったが、2005 年度から 50% になっている。

⑧ 地方交付税法規定

総合不動産税は、全税金を地方に交付することになっており、それは地方交付税法に規定されている。これは課税標準引き上げと取引税率引き下げによって生じた税收減少分を補てんすることになっている。例えば、アパートや住宅などの価格を見れば、ソウルや周辺の京畿道、仁川などの地域が 90%以上を占めているので、首都圏の地域から総合不動産税をもらって、それを地方へ移転する形になっている。これは盧武鉉政権から、地域の均衡発展のための政策を実現するために導入されたものであるが、首都圏の周りに集中している問題を緩和して、全国的に均衡的な発展をするために制度的な面で導入したものである。

12 保有税制改革の効果

(1) 不動産価格の安定

不動産の政策側面からは、現在、住宅などの不動産価格は3年間くらい安定している。学者、研究者によっては、税金制度を導入して、それが安定されたと言われているが、政策面では安定している。

(2) 地方財政の強化

2007 年度の財産税賦課状況ですが、財産税は3兆ウォンぐらいで、2006 年度と比べて 20%増加している。住宅分の場合は、18.3%、土地分の場合は 25.7%増えている。また、総合不動産税（名前は国税、使用は全部地方が使用するので地方税のような税目）は、2.4 兆ウォンで、2006 年度に比べて 80%増えている。2007 年度の国税の場合、平均増加率は 17.0%になっているが、これに対して総合不動産税は 80%の増だから4倍ぐらい差があることとなる。この当時、財産税が増加している主な理由としては、土地、建物の課税適用比率変更があげられる。2006 年の場合は 55%であったが、5%上がって 60%となったことも影響されている。そして、建物基準価格も上昇したことも影響していると思う。

13 今後の展望

(1) 経済活力のために総合不動産税を変更することを検討

住宅について懲罰的な税金として総合不動産税が導入された経緯があるが、それをなくすほうがいいか、例えば今の総合不動産税の課税標準は6億ウォンですけども、9億ウォンに下げて、それが国民の負担を下げることになるか悩んでいる。

住宅の課税対象の場合、6億ウォン超から9億ウォン超に変更することを検討している。また、土地、住宅の合算を世帯別から個人別に変更することを検討している。さらに、住宅価格の下落に対して住宅所有者の保護のために住宅の課税適用比率 55%を 50%と定めることも検討している。

(2) 取引活性化のための対策

現在、ハンナラ党が与党で、国家議員の中で4分の3がハンナラ党議員となっている。しかし、支持率は低下しているので、住民の反発を避けるために、総合不動産税を含めた税金の問題について、政治的な面で検討している。

14 韓国の地方税制の今後の運用方向

(1) ソウル特別市の財産税の共同課税

ソウル特別市の場合は、今年から財産税が共同課税になっている。以前は、財産税は、基礎自治団体、区の税金であったが、昨年に法律が改正され、ソウル特別市分、そして、自治区分の財政に分けることになっている。ソウル市税の共同課税率は、2008年度の場合40%、2010年度以降は50%になっている。この制度は、自治区間の財産税収格差を緩和するために導入されている。これを導入したことで、今年の財産税収は、江南区と道峰区では、その格差が17倍から6倍に縮まっている。そして、税収減少の自治区には、財政衝撃緩和の対策として40%、45%、50%と少しずつ上げることになる。

(2) 地方税税目の体系を簡素化

地方税法の分法が現在検討されている。今年の定期国会にこれを提出して、まだ検討されている。問題としては、取得税と登録税の統合する等重なる課税の整備、また、財産税、都市計画税、事業税等の似ている税目の統合、更に、課税目的が似ている地域開発税と共同施設税との統合等細かい税目を廃止することを検討している。そして、サータックスの地方教育税を本税に統合することになっている。

地方税は、韓国でも日本と同じように一つの法律ですけど、総則、税目、減免の3つの分野に分かれている。改正案は、地方税基本法、(新設)地方税法、地方税特例制限法を新設することを検討している。韓国の場合、総則事項は国税基本法を準用していますから、それを検討している。

(P. 108<図>地方税法 分法 法案 参照)

(3) 地方税の非課税、減免整備

地方税の規模に対する非課税の比率は、全部の中で16.4%ぐらいである。規模と内容を把握するために、何か民主的な装置を導入して、財政健全化を含めて、地方税支出予算制度をすることになっている。地方税の非課税などを国民に対して公開することを検討している。現在、韓国では、地方税、非課税、減免のための地方税支出を予算書の形で地方議会に提出する制度が導入されている。この制度は2010年度から全面的に運営されることになっているが、今年の場合、126個機関で示範運営されている。

韓國の地方自治 關聯 主要統計

'08 地方財政・稅制 現況(要約)

	主要 內容	數 字		主要 內容	數 字
1	地方豫算規模(當初, 純計)	124兆 9,666億	12	租稅 中 地方稅 比重 (國稅 : 地方稅)	79.2 : 20.8
	- 地方豫算(總計)	161兆 2,021億		- 외국의 지방세 비중('03기준)	
	- 國家豫算	195兆 1,003億		(영국) 94.1 : 5.9, (프랑스) 79.3 : 20.7,	
				(일본) 58.1 : 41.9, (미국) 52.7 : 47.3,	
				(독일) 51.6 : 48.4	
2	依存財源	47.8兆(38.3%)	13	總財政使用額 比重 (國家 : 地方)	40.3 : 59.7
	- 地方交付稅	24.1兆(19.3%)	14	首都圈	59.9%(26兆 646億)
	- 國庫補助金	23.7兆(19.0%)		非首都圈	40.1%(17兆 4,851億)
3	自體財源	77.1兆(61.7%)	15	1兆 未滿 稅目 (總 16個 稅目)	7個 (免許稅, 農業所得稅 等)
	- 地方稅	43.5兆(34.8%)	16	財產課稅	48.8%(21兆 2,686億)
	- 稅外收入	30.1兆(24.1%)		所得・消費課稅	32.1%(13兆 9,951億)
	- 地方債	3.5兆(2.8%)		(OECD 平均) 財產課稅	31.5%
4	地方稅 規模・比率	43兆 5,497억 (34.8%)		所得・消費課稅	62.0%
5	財政自立度(全國平均)	53.9%	17	地方稅 稅目	16
6	財政自主度(全國平均)	79.5%		特別・廣域市稅 13, 自治區稅 3/ 道稅 7, 市郡稅 9	
7	地方稅 收入で 人件費 未解決團體	131	18	<세출예산 중점분야>	
				① 사회복지	17.3%(21.7조)
				② 수송・교통	13.0%(16.3조)
				③ 환경보호	10.3%(13.7조)
				④ 국토・지역개발	10.3%(12.9조)
8	自體收入(地方稅+稅外收入) で 人件費 未解決團體	30	19	地方債務('07年)	18兆 2,076億
9	市道稅 30.5兆(70%), 市郡區稅 13.0兆(30%)		20	지방기금	20조 3,249억
10	登録稅 7.1兆(16%), 住民稅 7.1兆(16%), 取得稅 6.9兆(16%), 財產稅 4.6兆(11%), 地方教育稅 4.4兆(10%)				
11	租稅 規模(國稅+地方稅)	209兆 1,120億			
	- 國稅 規模	165兆 5,623億			
	- 地方稅 規模	43兆 5,497億			

'08 地方行政 現況(要約)

	주요 내용	수 치		주요 내용	수 치
1	지방자치법 제정	'49. 7. 4	14	시도 출연연구원	연구원 15개 여성정책개발원 2개
2	제1회 전국동시지방선거 (민선단체장)	'95. 6.27	- 서울시정개발연구원, 경기개발연구원 등 - 여성정책개발원 : 충남, 충북		
3	제1회 민선단체장 취임	'95. 7. 1	15	새마을금고 수	금고 1543개 연합회 1개 (13개 지부)
4	제4회 전국동시지방선거	'06. 5.31 (*현 민선4기)	16	지방공기업('07.6)	367개
5	廣域自治團體 數	16個(市道)			
6	基礎自治團體 數	230個(市郡區)			
7	住民登録人口數	4927万名			
8	首都圏 人口數	2396万名 (48.6%)			
- Seoul 1019万(20.7%), 京畿 1111万(22.5%), 仁川266万(5.4%)					
9	지방자치단체 공무원 수 ('07)	28만 887명 (국가직 79명)			
10	지방광역의회 의원정수(5기)	738명 (지역 660, 비례 78)			
11	지방기초의회 의원정수(5기)	2888명 (지역 2513, 비례 375)			
12	제17대 대통령선거	'07.12.19 (투표율 63%) *제16대 70.8%			
13	제18대 국회의원선거	'08. 4. 9			

'08 地方財政 現況

□ 歳入 財源別 豫算規模

'08年 当初豫算 124兆 9,666億 円(100%)				
依存財源 47兆8,195億 円(38.3%)		自體財源 77兆 1,471億 円(61.7%)		
地方交付税 241,296億 (19.3%)	國庫補助金 236,899億 (19.0%)	地方税 435,497億 (34.8%)	税外收入 301,004億 (24.1%)	地方債 34,970億 (2.8%)

□ 地方財政 分析

○ 財政自立度：全國 平均 **53.9** ('07年 對比 0.3%p 増加)

○ 財政自主度：全國 平均 **79.5** ('07年 同一)

※ 財政自立度 = (地方税+税外收入) / (一般會計 豫算規模) × 100

財政自主度 = (地方税+税外收入)+(地方交付税+財政補填金+調整交付金) /
(一般會計 豫算規模) × 100

○ 地方税 収入で 人件費 未解決 團體(131個, '07 對比 9個 減少)

區分	計	市道	市	郡	自治區
團體數	246	16	75	86	69
未解決	131 (53%)	-	16 (21%)	66 (77%)	49 (71%)

○ 自體收入(地方税+税外收入)で 人件費 未解決 團體(30個 8個 減少)

區分	計	市道	市	郡	自治區
團體數	246	16	75	86	69
未解決	30 (12%)	-	2 (3%)	18 (21%)	10 (14%)

'08 地方税 基本現況

税 収 規 模

○ '08 総規模：43兆 5,497億 ('07年 対比 14.4% 増)

- 当初予算(一般+特別, 純計) 124兆 9,666億の 34.8%
- 市道税 30.5兆(70%), 市・郡・区税 13.0兆(30%)
- 登録税 71,432億(16%), 住民税 71,085億(16%),
取得税 68,987億(16%), 財産税 46,472億(11%) 等

○ 総 租税(209兆 1,120億)中 地方税：国税 = 20.8：79.2

地 方 税 特 徴

○ 税額が 零細し 地方自治団体間 税収の 不均衡

- 1兆 未満 税目 7個 税目(免許税, 農業所得税 等)
- 首都圏 26兆 646億(59.9%), 非首都圏 17兆 4,851億(40.1%)

○ 財産課税 比重が大きく, 所得・消費課税 比重が 低い

- 財産課税(取得・登録・財産税 等)：48.8%(21兆 2,686億)
- 所得・消費課税(Tabaco・走行税 等)：32.1%(13兆 9,951億)

○ 制度は 行政安全部, 課税行政は 246個 自治団体別, 獨立的

- 多様性・自主性 ⇔ 統一性・効率性 間 相對的 調和 必要

➡ 地方税は 地方の 行政需要を充足するには 不足し
地方の 所得・消費活動と 税収の 連繫性 不足

1	'08年 地方稅收 現況
---	--------------

□ 地方稅：16個 稅目

○ 特別市・廣域市稅 13, 自治區稅 3/ 道稅 7, 市・郡稅 9

< 主要稅目別 稅收 規模 >

・ 登錄稅	7兆 1,432億원(16%)
・ 住民稅	7兆 1,085億(16%)
・ 取得稅	6兆 8,987億(16%)
・ 財產稅	4兆 6,472億(11%)
・ 地方教育稅	4兆 3,973億(10%)
・ 走行稅	3兆 3,325億(8%)
・ Tabaco消費稅	2兆 6,618億(6%)
・ 自動車稅	2兆 3,608億(5%)
・ 其他	4兆 9,997億(12%)

□ 年度別 / 自治團體別 現況

區 分	'95	'00	'05	'06	'07	'08
總計	15.3兆	20.4兆	36.0兆	41.2兆	40.7兆	43.5兆
市道稅	11.6兆	13.6兆	25.8兆	29.8兆	28.2兆	30.5兆
市郡區稅	3.7兆	6.8兆	10.1兆	11.4兆	12.5兆	13.0兆

※ 2006までは 決算額, 2007年度 最終豫算額, 2008年度 當初豫算額

□ 租稅中 地方稅 比重

區 分	'03	'04	'05	'06	'07	'08
國 稅	79.8	79.2	79.5	79.3	79.5	79.2
地方稅	20.2	20.8	20.5	20.7	20.5	20.8

※ '08年 租稅總額：209兆 1,120億（國稅 165兆 5,623億，地方稅 43兆 5,497億）

□ 地方稅 性質別 區分

計	所得課稅	消費課稅	財產課稅	その他
43兆 5,497億 (100%)	7兆 1,085億 (16.3%)	6兆 8,866億 (15.8%)	21兆 2,686億 (48.8%)	8兆 2,860億 (19.1%)

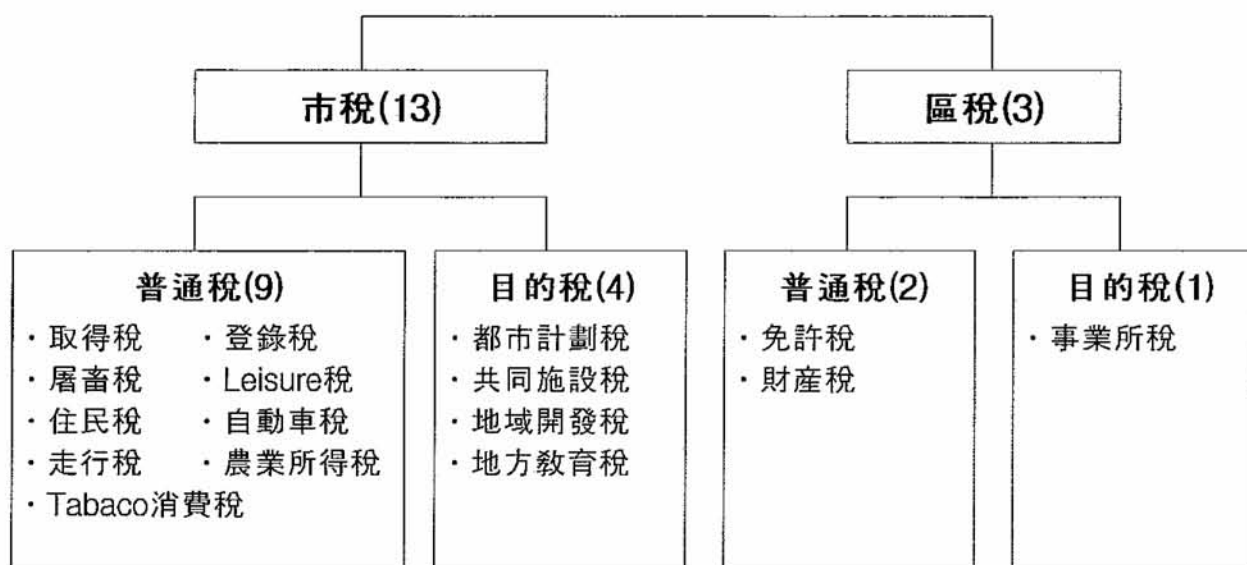
※ OECD 平均 所得・消費課稅 62.0%，財產課稅 31.5%，其他 6.5%

□ 稅目別 稅收現況

區分		稅額	比重	備考
總計		43兆 5,497億	100.0%	
普通稅	小計	35兆 1,208億	80.6%	
	取得稅	6兆 8,987億	15.8%	
	登錄稅	7兆 1,432億	16.4%	
	免許稅	758億	0.2%	
	住民稅	7兆 1,085億	16.3%	
	財產稅	4兆 6,472億	10.7%	
	自動車稅	2兆 3,608億	5.4%	
	農業所得稅	0	0%	
	屠畜稅	424億	0.1%	
	Leisure稅	8,499億	2.0%	
	Tabaco消費稅	2兆 6,618億	6.1%	
	走行稅	3兆 3,325億	7.7%	
	小計	7兆 7,721億	17.8%	
目的稅	都市計劃稅	2兆 211億	4.6%	
	共同施設稅	5,584億	1.3%	
	事業所稅	7,094億	1.6%	
	地域開發稅	859億	0.2%	
	地方教育稅	4兆 3,973億	10.1%	
	過年度 收入	6,568億	1.5%	

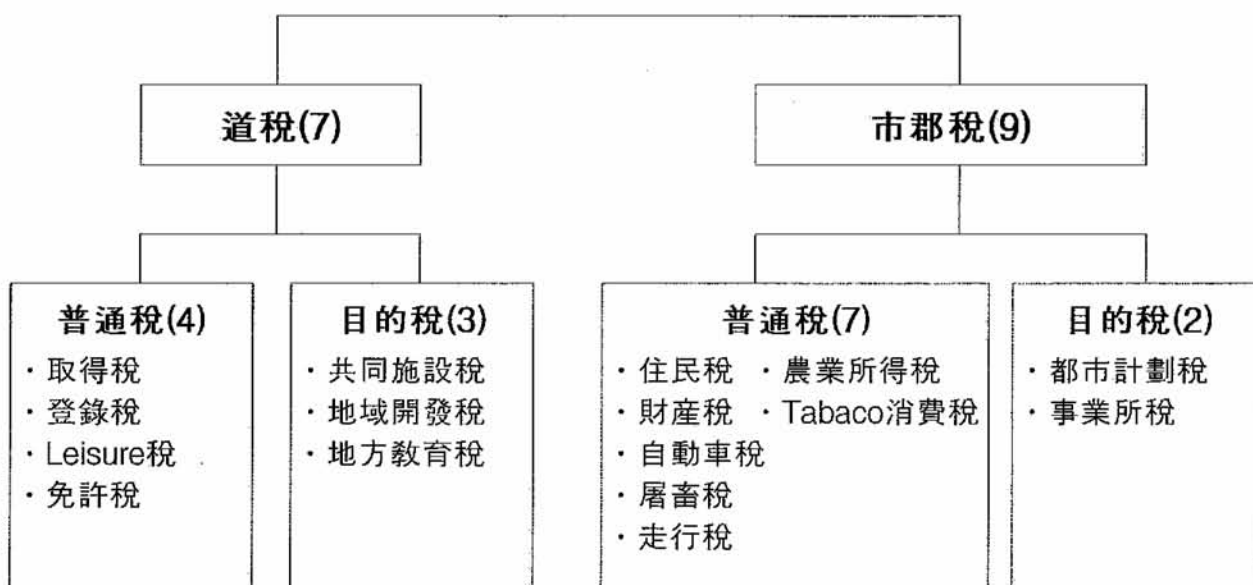
2 地方税 税目 配分 體系

□ 市税と自治區税(特別市・廣域市)



※ Seoul市は 特別市と 自治區間 財産税を共同で課税(2008年- 不均衡 解消)

□ 道税と市郡税(道)



□ 豫算規模：124兆 9,666億원 ('07年 對比 11.6% 增加)

※ 國家豫算：195兆 [一般 152兆(78%), 特別 43조(22%)]

※ 地方 總計豫算：161兆 2,021億

□ 豫算規模(純計)：124兆 9,666億 ('07年 對比 11.6% 增加)

○ 一般會計 98兆 4,446億(78.8%), 特別會計 26조 5,220億(21.2%)

○ 市道：78兆 3,260億(62.7%), 市·郡·區：46兆 6,406億(37.3%)

* 國家豫算：195兆 1,003億원 /一般 152兆 3,038億(78%), 特別 42兆 7,965億원(22%)

* 地方 總計豫算：161兆 2,021億

○ 歲入財源別 豫算規模

區分	'07年 當初豫算	比重(%)	'08年 當初豫算	比重(%)	增加率(%)
計	111兆 9,864億	100	124조 9,666億	100	11.6
自體財源	69兆 4,191億	62.0	77조 1,471億	61.7	11.1
地方稅	38兆 732億	34.0	43조 5,497億	34.8	14.4
稅外收入	27兆 8,509億	24.9	30조 1,004億	24.1	8.1
地方債	3兆 4,950億	3.1	3조 4,970億	2.8	0.1
依存財源	42兆 5,673億	38.0	47조 8,195億	38.3	12.3
地方交付稅	21兆 4,083億	19.1	24조 1,296億	19.3	12.7
國庫補助金	21兆 1,590億	18.9	23조 6,899億	19.0	11.9

□ 國家財政と 地方財政 比較

○ 豫算規模 : 國家 54.5 : 地方 45.5 ('07년 54.8 : 45.2)

구 분	'03예산	'04예산	'05예산	'06예산	'07예산	'08예산
중앙정부예산	1,556,659	1,594,343	1,673,186	1,753,882	1,767,561	1,951,003
(비중)	59.9	57.8	57.6	57.0	54.8	54.5
지 방 예 산	781,425	872,840	923,673	1,013,522	1,119,864	1,249,666
(비중)	30.1	31.7	31.8	32.9	34.8	34.9
지방교육예산	258,541	290,578	306,370	311,484	336,309	378,524
(비중)	10.0	10.5	10.6	10.1	10.4	10.6

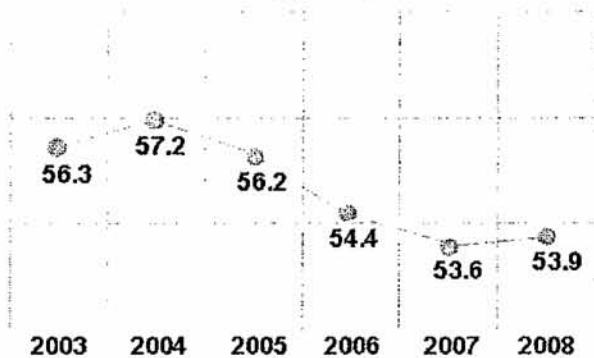
○ 財政 使用額 : 國家 40.3 : 地方 59.7 ('07年 42.3 : 57.7)

구 분	'03예산	'04예산	'05예산	'06예산	'07예산	'08예산
중앙정부	1,054,536	1,059,118	1,085,522	1,111,272	1,048,450	1,105,467
(비중)	50.5	48.4	47.2	46.1	42.3	40.3
자치단체	748,754	826,354	888,928	976,066	1,080,497	1,235,229
(비중)	35.9	37.7	38.6	40.5	43.6	45.1
지방교육	283,154	304,518	327,642	324,699	350,831	399,919
(비중)	13.6	13.9	14.2	13.4	14.1	14.6

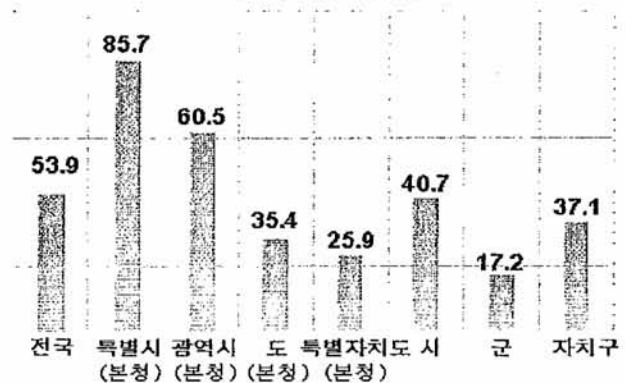
□ 財政自立度 : 全國 平均 53.9 ('07年 對比 0.3%p 增加)

$$\text{※ 재정자립도} = \frac{\text{지방세} + \text{세외수입}}{\text{일반회계 예산규모}} \times 100$$

< 연도별 >



< 자치단체별 >

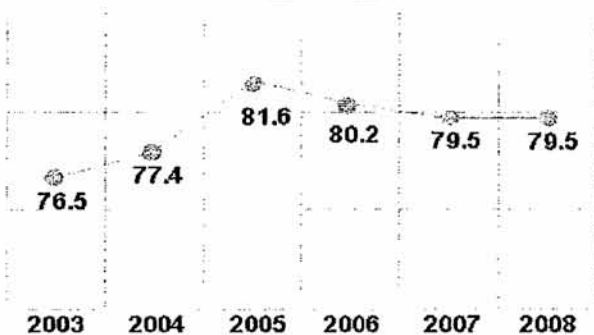


구 분	광역단체 (본청)			기초단체		
	특별시	광역시	도	시	군	자치구
최 고	서울(85.7)	인천(71.2)	경기(66.1)	성남(74.0)	울산울주(56.9)	서울종구(86.0)
최 저	-	광주(47.8)	전남(11.0)	상주(10.8)	완도·신안(6.4)	부산영도구(13.0)

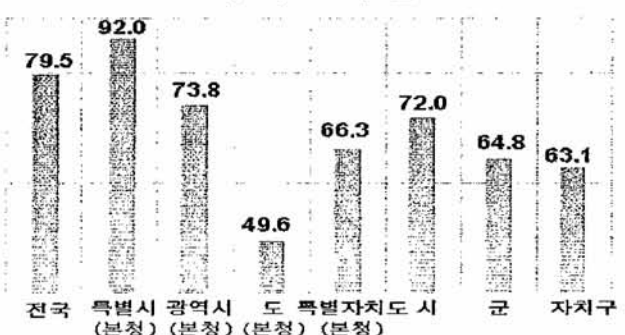
□ 財政自主度 : 全國 平均 79.5 ('07年 同一)

$$\text{※ 재정자주도} = \frac{(\text{지방세} + \text{세외수입}) + (\text{지방교부세} + \text{재정보조금} + \text{조정교부금})}{\text{일반회계 예산규모}} \times 100$$

< 연도별 >



< 자치단체별 >



구 분	광역단체 (본청)			기초단체		
	특별시	광역시	도	시	군	자치구
최 고	서울(92.0)	인천(77.2)	경기(67.6)	과천(90.4)	홍천(76.9)	서울종구(89.7)
최 저	-	광주(68.8)	전남(33.2)	나주(59.6)	신안(49.7)	부산북구(36.4)

□ 地方交付税：29.0兆[25.8兆(内国税の 19.24%) + 3.2兆(総合不動産税額)]

(単位：百万円 / %)

区分	内国税 対比率	'07豫算額	'08豫算案	増減	増減率
合計		24,513,426	28,956,707	4,443,281	18.1%
法定分合計	19.24%	22,624,220	25,779,696	3,155,476	13.9%
普通交付税	17.59%	20,692,123	23,573,381	2,881,258	13.9%
財政不足額補填	16.96%	19,842,123	22,723,381	2,881,258	14.5%
道路補填分	0.63%	850,000	850,000		-
特別交付税	0.71%	826,756	946,808	120,053	14.5%
分権交付税	0.94%	1,105,341	1,259,507	154,165	13.9%
不動産交付税	総合不 動産税 額	1,889,206	3,177,011	1,287,805	68.2%
内国税 ('08推定+'06精算)	'08推定額+ '06精算額	117,589,500	133,990,105	16,400,605	13.9%

※ '07豫算額- '07年 当初豫算

□ 国庫補助金：25.0兆 (一般 17.8兆 + 均特 5.9兆 + 基金 1.3兆)

□ 非課稅・減免 總括

	計			非課稅			減免		
	件數	金額	比重	件數	金額	比重	件數	金額	比重
計	31,814千	80,882億	100.0%	20,514千	22,778億	28.2%	11,300千	58,104億	71.8%
地方稅法	24,582千	67,765億	83.8%	20,514千	22,778億	28.2%	4,068千	44,987億	55.6%
租特法	145千	3,264億	4.0%	-	-	-	145千	3,264億	4.0%
條例	7,087千	9,853億	12.2%	-	-	-	7,087千	9,853億	12.2%

- ※ - 지방세법 : 주택거래에 대한 감면, 산업단지에 대한 감면 등
 - 조특법 : 창업중소기업에 대한 감면 등
 - 감면조례 : 국가유공자 등 장애인소유 자동차에 대한 감면 등

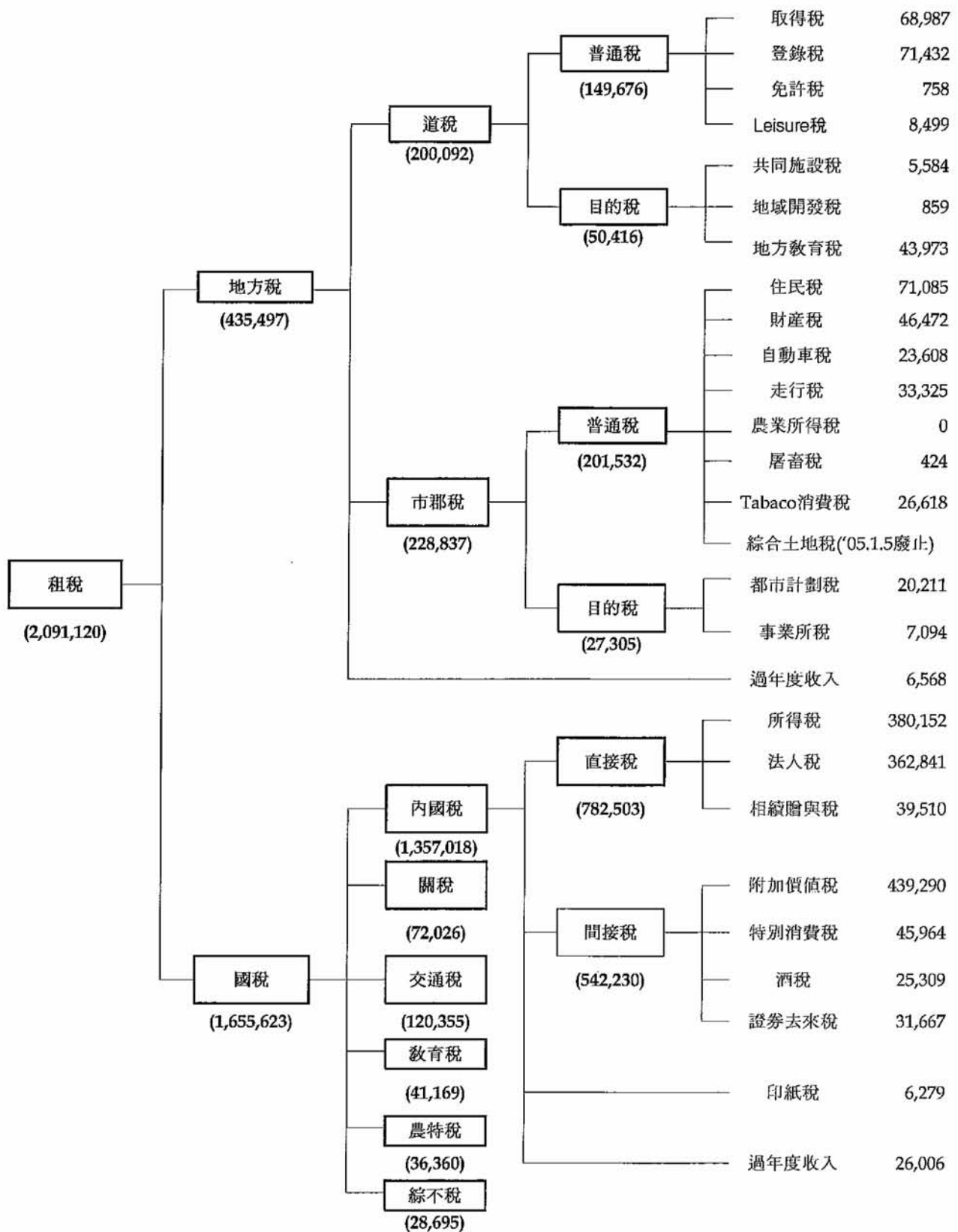
□ 年度別 非課稅・減免 現況

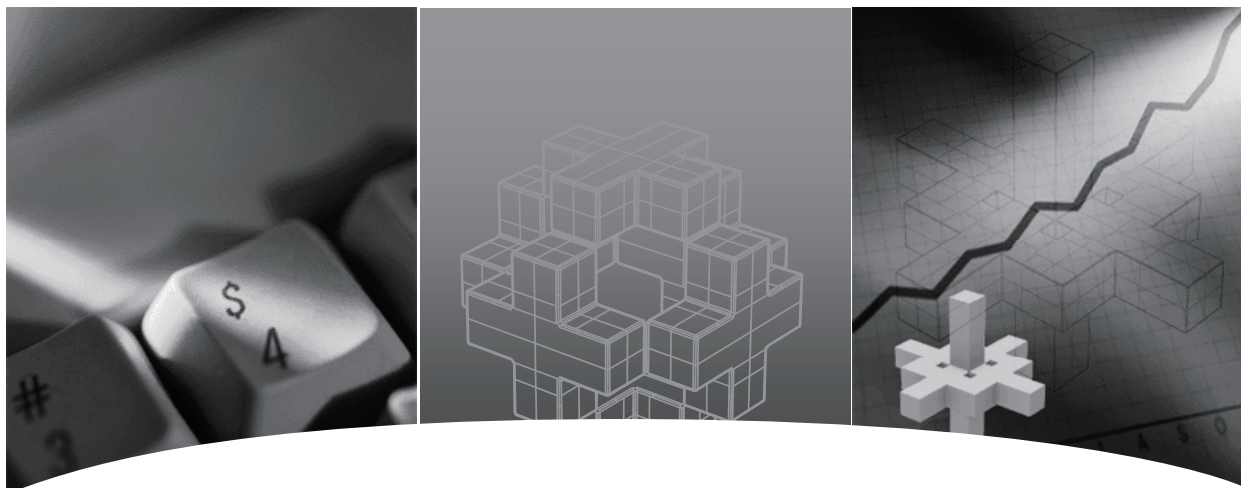
○ 8.1兆 : 地方稅 總額 對比 16.4%

○ 「法律」 減免 88%, 「條例」 減免 12%

(單位 : 億圓)

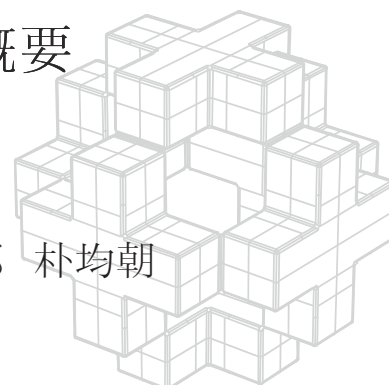
區分	2003	2004	2005	2006
地方稅 徵收額(A)	33兆 1,329	34兆 2,017	35兆 9,774	41兆 2,937
非課稅・減免額(B)	2兆 6,726	3兆 2,150	5兆 2,922	8兆 882
非課稅・減免率(B/A+B)	7.5%	8.6%	12.8%	16.4%
- 지방세법	1조 5,855 (59.3)	1조 9,402 (60.3)	3조 1,202 (59.0)	6조 7,766 (83.8)
- 조세특례제한법	3,191 (11.9)	5,083 (15.8)	5,228 (9.9)	3,264 (4.0)
- 감면조례	7,680 (28.7)	7,665 (23.8)	1조 6,492 (31.2)	9,852 (12.2)





韓國の地方税 概要

大韓民國 行政安全部 朴均朝



大韓民國 行政安全部 朴均朝



目 次



1. 地方税 税目別 概要

大韓民國 行政安全部 朴均朝

韓國の地方税

1. 取得税

○ 課税対象：不動産(土地・建築物), 車輛, 機械裝備(建設機械 等), 立木, 航空機, 船舶, 鑛業權, 漁業權, 綜合體育施設利用・乗馬會員券取得等

○ 税 率

－ 一般税率：2%(取得した價格)

※ 個人間 有償去來 取得の 住宅：取得税額の 50% 減免(1%)

－ 大都市内 工場の新増設, 本店 事業用 不動産：3倍 重課

－ 別荘, Golf場, 高級住宅, 高級娛樂場, 高級船舶：5倍 重課

大韓民國 行政安全部 朴均朝

韓國の 地方税

2. 登録税

○ 課税対象：財産權, その他 權利の取得・移轉・變更に關する事項を公簿に登記 又は登録する行爲

○ 税率

不動産 登記の場合

・ 有償承繼 取得

－ 農地：0.1%

－ 기타：0.2%

・ 無償承繼 取得

－ 相續：農地 の場合 0.3%

－ 기타：0.8%

・ 所有權 保存：不動産 價額の0.8% 等

大韓民國 行政安全部 朴均朝

3. Leisure税

- 課税対象：競輪. 競艇. 競馬の 勝者投票券 等を 發賣し
投票 的中者に 還給金 等を 交付する 行爲
- 納さめる方：課税対象に 該当する 事業を 営む者
- 税率：勝者. 乗馬投票券等の 發賣金 總額の 100分の10
- 納期：勝者. 乗馬 投票券 等の 發賣日 次月の 10 日,
申告納付 (特別徴收)
* 競馬場 所在地と 市道に 按分

大韓民國 行政安全部 朴均朝

4. 免許税

- 課税対象：特定な 營業設備 又は 行爲に對する 權利の
設定 . 禁止の 解除をする 行政處分と 申告の 受理. 登録
等の 行政行爲
- 納税 期間
 - 定期分：毎年 1. 16 ~ 1. 31 納期
 - 隨時分：免許證書を交付する 時 申告 納付

大韓民國 行政安全部 朴均朝

5. 住民税

○ 納税義務者

- 均等割：市 郡内に 住所、事業場/ 個人、法人
- 所得割：所得税、法人税、農業所得税の 納税義務者

○ 税率

- 所得割：所得税額、法人税額、農業所得税額の 10%
- 個人均等割：10,000원 範囲 以内/ 条例で 定める 税率
- 個人事業者 均等割：50,000원

大韓民國 行政安全部 朴均朝

6. 自動車税

○ 課税対象：自動車管理法/ 登録、申告する 車輛

○ 税率

① 乗用自動車：排氣量×cc當 稅額 = 年稅額

② その他 乗用自動車(年稅額)

營業用	非營業用
20,000원	100,000원

③ 乗合自動車(年稅額)

區分	營業用	非營業用
高速 Bus	100,000원	-
小型一般 Bus	25,000원	65,000원

大韓民國 行政安全部 朴均朝

韓國の 地方税

○ 納期, 納税義務者

- 納期 月1 日 現在~~の~~ 自動車 所有者
- 自動車税~~の~~ 所有 期間別/ 日割 計算
 - 1期 : 6. 16 ~ 6. 30
 - 2期 : 12. 16 ~ 12. 31
- ※ 年税額 一時 納付者/ 残餘期間~~の~~ 自動車税
10% 税額 控除

大韓民國 行政安全部 朴均朝

韓國の 地方税

7. 走行税

- 納税義務者 : 揮發油, 輕油~~の~~ 交通税 納税義務者
 - 精油會社 5 個社, 油類 輸入者
- 税率 : 揮發油. 輕油/ 交通税額~~の~~ 24%
- 納付方法 : 納税義務者~~は~~ 精油 製造場, 税關 所在地 市長.
郡守(特別徴收 義務者)~~へ~~ 次月 末日~~まで~~ 納付
- 市郡別 配分方法
 - 送金 : 特別徴收義務者/ 次月 10日~~まで~~ 蔚山市~~へ~~ 送金
 - 配分 : 蔚山廣域市長~~は~~ 次月 25日~~まで~~ 全國 市郡~~へ~~ 送金
 - ※ 配分基準 : 自治團體別 前年度 自家用乗用車分 自動車税 徴收額
比率で 按分

大韓民國 行政安全部 朴均朝

8. Tabaco消費税

○ 課税対象：Tabaco

※ 課税標準：Tabacoの本数 又は 重量(g)

大韓民國 行政安全部 朴均朝

9. 屠畜税

○ 課税対象：牛・豚の屠殺行為

○ 税率：牛・豚 時價の1,000 分の10

○ 納付方法

－ 屠畜場 經營者の 特別徴收した 前月分 屠畜税を 翌月
5日まで 市長・郡守へ 申告納入

* 韓米 FTA 締結による 廢止 豫定

大韓民國 行政安全部 朴均朝

10. 事業所税

- 課税対象：市郡内に 所在する事業所
- 税率
 - 財産割：事業所 又は 事務所用 建築物 延面積 1㎡當 250원
(延面積 330㎡ 以下 除外)
 - 従業員割：従業員 給与 總額の 1000分の 5
- 納付方法
 - 財産割：7. 1 ~ 7. 31 納期, 申告納付
 - 従業員割：毎月 納付税額を 翌月 10 日まで 申告納付

大韓民國 行政安全部 朴均朝

11. 地域開發税

- 課税対象：發電用水(揚水 發電用水は 除外), 地下水, 地下資源, container, 原子力發電
- 税率
 - 發電用水：發電 利用水, 10㎡ 當 2원
 - 地下水
 - 飲用水 : 1㎡ 當 200원
 - 溫泉水 : 1㎡ 當 100원
 - その他 用途 : 1㎡ 當 20원
 - 地下資源：鑛物價額の 1,000分の 5
- ※ 現在 地下資源 課税対象：石灰石(97.4%), 高嶺土, 珪石, 珪砂
- container : container 1TEU當 15,000
- 原子力 發電 : 1kwh 當 0.5

大韓民國 行政安全部 朴均朝

12. 地方教育税

- 納税義務者：登録税, Leisure税, 住民税の均等割, 財産税, 非營業用乗用自動車の自動車税, Tabaco 消費税の納税義務者
- 課税標準, 税率
 - 登録税額：20%
 - Leisure税額：60%('09年/ 40%)
 - 住民税 均等割 税額：10%
(人口 50 萬 以上 市/ 25%)
 - 財産税額：20%
 - 自動車税額：30%
 - Tabaco 消費税額：50%

大韓民國 行政安全部 朴均朝

13. 農業所得税：2008年まで 保留

14. 財産税

- 課税対象：土地, 建築物, 住宅, 船舶, 航空機
- 納期, 課税基準日

區 分	課税基準日	納 期
- 建築物	6.1	7. 16 ~ 7. 31
- 土地	6.1	9. 16 ~ 9. 30
- 住宅	6.1	(7月, 9月 2回)
- 船舶	6.1	7. 16 ~ 7. 31
- 航空機	6.1	7. 16 ~ 7. 31

大韓民國 行政安全部 朴均朝

15. 都市計畵税

- 課税対象

都市地域 内~~の~~ 土地, 建築物, 目的税

- 税率: 時價標準額~~の~~ 1,000 分~~の~~ 1.5

- 納付方法

- 普通徴収(賦課告知)
- 財産税と併記して 告知

大韓民國 行政安全部 朴均朝

16. 共同施設税

- 消防施設, 汚物處理施設 等に課する目的税

- 課税対象: 建築物, 船舶 (6.1日 所有者)

- 標準税率

- 一般課税(遞次 累進課税): 0.05% ~ 0.13%

※ 知事~~の~~ 税率 加減 調整: 條例, 標準税率~~の~~ 100 分~~の~~ 50 範圍

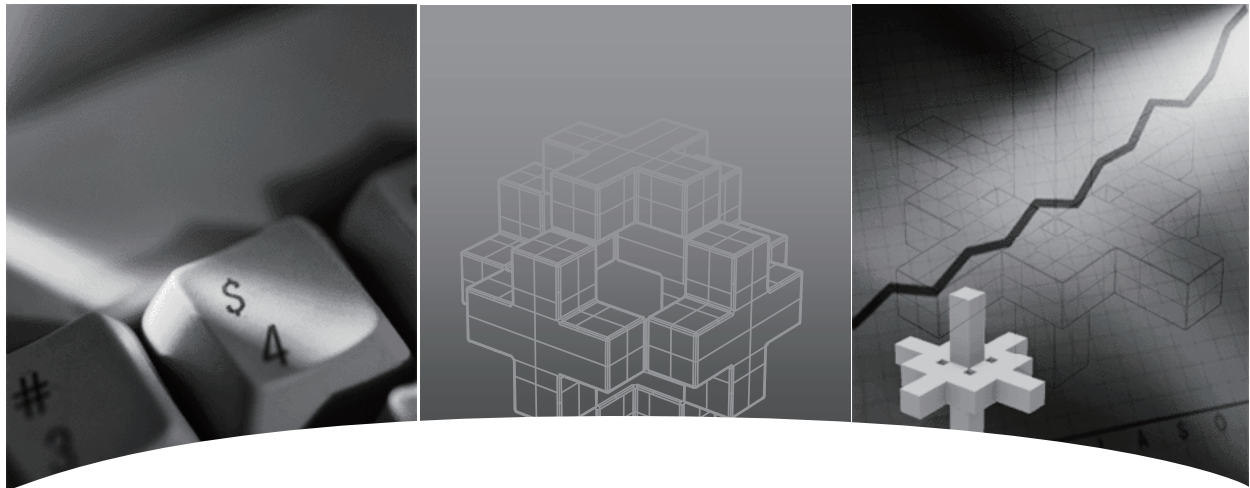
- 納付方法: 財産税 併記 (7. 16 ~ 7. 31)

大韓民國 行政安全部 朴均朝

17.地方税に 付く 附加税(sur tax)

税目	課税対象・税率	附加税額
取得税	○ 不動産 等：2%	○ 農業特別税(國税) - 取得税額の10% - 取得税 減免税額：20%
登録税	○ 不動産 登記 等 - 定率税：0.2% ~ 2% - 定額税：3,000원	○ 農業特別税(國税)：減免税額；20%
Leisure 税	○ 投票券 發賣總額：10%	○ 農業特別税(國税)：Leisure 税額：20%

大韓民國 行政安全部 朴均朝



韓國の保有資産(住宅.土地) 課税

한국사이버대학교 지방세법 박균조



1. 課税標準(住宅.土地)

- 住宅：住宅公示價格の 55%(課税適用 比率)
- 土地：個別公示地價の65%
- * 住宅- 2017年 100% 適用,
土地- 2015年 100% 適用
- * 住宅の 保有税 實效稅率 1% 達成 目標
- * 單獨住宅: 市長,郡守,區廳長(國海部 長官), 共同住宅(韓國鑑定院,
國海部 長官), 土地: 市長,郡守,區廳長(國海部 長官)

한국사이버대학교 지방세법 박균조

韓國の 住宅.土地 課税

2. 財産税 賦課徴収

- 告知書 發給：納期開始日 5 日前 **まで**
- 少額 不徴収：告知書 1 枚を **基準で** 2,000원 未滿
- 賦課 原則：現況 賦課
 - 事實上の 現況 で 賦課, 實質課税の原則, 課税衡平の原則

한국사이버대학교 지방세법 박균조

韓國の 住宅.土地 課税

3. 税負擔の 上限制度

- 直前年度の 當該 財産に 對する 財産税額 相當額の 100分の 150を超過する 場合 100分の150に 該當する 金額を 當該年度において徴収する 税額
 - 住宅の 場合 公示價格 3億 以下は 100分の 105, 3億 超過 6億 以下は 100 分の 110, 6億 超過は 100 分の 150(2006.8.30 改正)
 - 税 負擔の 上限 適用：財産税, 都市計劃税, 共同施設税
- 税 負擔の 上限制 導入 趣旨：直前年度 對比 急激な 税負擔 増加 抑制

한국사이버대학교 지방세법 박균조

韓國の 住宅.土地 課税

4. 住宅分 財産税

- 住宅：住宅法 第2條 規定
- 個別 住宅別に 課税標準額別 税率 適用
 - * 税率：課税標準額 4 千萬원 以下: 1,000分の 1.5
 - 別荘：課税標準額の 1,000分の 40 (重課税)

한국사이버대학교 지방세법 박균조

韓國の 住宅.土地 課税

5. 土地分 財産税

- 分離課税,別途合算, 綜合合算 課税對象で 區分
- 分離課税：當該 土地の 價額を 課税標準, 筆地別で 土地の
利用用途による 低率, 高率の 税率で 課税
- 別途合算：對象 土地の 價額を 合算して 課税標準 計算,
累進税率 適用 課税
- 綜合合算：對象 土地の價額(分離課税 對象と 別途合算
課税對象 除外)を 合算して 課税標準を 計算し
累進税率を 適用して 課税
- * 農地・牧場・工場 用地 等 生産的 土地: 低率 税率
- 別荘・Golf場 用地 等 奢侈性 土地：高率 税率

한국사이버대학교 지방세법 박균조

韓國の 住宅.土地 課税

5.1 分離課税 対象

- 農地(田・畝・果樹園).牧場.林野 : 0.07%
- 工場用地 : 0.2%
- Golf場, 高級娛樂場, 遊興酒店等の營業に利用される
場所 : 4%

한국사이버대학교 지방세법 박균조

韓國の 住宅.土地 課税

5.2 別途合算課税 対象

課税基準日 現在 納税義務者の 所有している

一般 建築物の 附屬 土地 等

- 0.2~0.4%, 3段階 超過 累進税率
- 課税標準 2億 以下 : 1,000分の 2

한국사이버대학교 지방세법 박균조

5.3 綜合合算課税 対象

- 課税基準日 現在 納税義務者の 所有している
土地 中 別途合算, 分離課税 対象の土地を 除外した 土地
- 納税義務者の 当該 市郡 内に所在する 綜合合算 課税対象
土地の 價額を 合算した 價額/ 課税標準
- 0.2~0.5%の 3段階 超過 累進税率 適用
- * 課税標準 5,000萬원 以下 : 0.2% 税率

한국사이버대학교 지방세법 박균조

韓國の保有税制 改革と税制運用

所屬：大韓民國 行政安全部 人事室 年金福祉課
職位・氏名：書記官 朴 均朝(Park, kun jo)

1. 韓國の 保有税制 改革

□ 推進背景

- 住宅に對する 面積別 課税による 税負擔 不衡平
 - 時價を 未反映して 低價 住宅 所有者の 不満
- 不動産 投機抑制のため 税制 強化 必要
 - 2004年 以前 財産税 實效税率：土地 0.1%
(日本 0.3~1% / 米國 1~2% 推計)

資料-1 【財産税制 改編 比較】

區分	従前	變更(2005年)
課税對象	土地, 建築物, 船舶, 航空機(4)	土地, 建物, 住宅, 船舶, 航空機(5)
課税基準日	毎年 6.1	左同
納期	◇ 土地：10.16~10.31(綜合土地税) ◇ 建物：7.16~7.31(財産税)	◇土地：9.16~9.30(土地分 財産税) ◇建物：7.16~7.31(建物分 財産税) ◇住宅：7月, 9月(住宅分 財産税) ※ 綜合不動産税は 12月 申告納付
課標	◇ 土地：個別公示地價×適用比率 ※'04年度 全國平均 39.2% ◇ 建物：新築價額 18萬圓/m ² 構造・用途・位置指數 適用	◇ 土地：個別公示地價×50% ※ 06年から 毎年 5%p 上向, 08年 65% ◇ 建物：46萬圓×構造指數等×面積 × 50% ※ 08年：1m ² ⇒ 51萬圓 ◇ 住宅：住宅公示價格× 50% ※ 08年から 毎年 5%p 上向, 08年 55%
税率	① 土地(全國) - 綜合合算：0.2%~5%(9段階) - 別途合算：0.3%~2%(9段階) - 分離課税：0.1(農地), 0.3(工場), 5%(奢侈性) ② 建物分 - 0.3%(一般), 5%(奢侈性) ③ 住宅分(垡地と建物を個別課税) - 0.3%~7%(6段階)：建物 - 0.2%~5%(9段階)：土地	① 土地(基礎 地自體 内) - 綜合合算：0.2%, 0.3%, 0.5%(3段階) - 別途合算：0.2%, 0.3%, 0.4%(3段階) - 分離課税：0.07%, 0.2%, 4% ② 建物分 - 0.25%(一般), 4%(奢侈性) ③ 住宅分(垡地と建物を 統合課税) - 0.15%, 0.3%, 0.5%(3段階)
税 負擔 上限制	無	最初 導入/ 06年から變更
彈力税率	50% 範圍内 加減 調整	左同/ 07年から 要件 變更

※ 建物 課標=m²當 新築建物 基準價額×各種指數(用度,構造,位置)×加減算率×面積

- 2008年 m²當 新築建物 基準價額：51萬圓(Aptment, 國民住宅 85m², 鐵筋concrete 構造)

□ 2004年末 保有稅制 改革の 基本方向

- 同一 價額は 同一 稅額 實現
- 地方自治團體の 財政調達 役割 強化
- 國家政策 機能の 側面 支援
- 取引稅 緩和, 保有稅 強化 實現

□ 保有稅制 改革の 主要内容

(1) 住宅に 對する 地價と建物の統合評價

- 評價體系 變更：「原價方式」⇒「時價方式」
- 住宅の 公示價格制度 導入(價格情報 提供, 課稅の 基準價格 活用)
- 課稅の 現實化に伴う 登録稅 稅率 引下(2%⇒1%)
- 住宅公示價格 活用：國稅/ 綜合不動產稅, 相續・贈與稅 課稅
地方稅/ 財產稅, 登録稅, 取得稅
保險料/ 地域醫療保險料 算定の 基礎資料

資料-2 【 2007年 住宅價格 公示結果】

- 總 戶數：1,333 萬戶(共同住宅 903萬戶, 單獨住宅 430萬戶)
- 前年對比 價格 上昇率(共同住宅 22.8%, 單獨住宅 6.2%)
- ※ 主要地域 共同住宅 價格 上昇:江南區 等 5個區31%, 果川市 49.2%,
城南市 47.3%
- ※ '07年 個別公示地價 上昇率：11.6%(全國 平均)

資料-3【住宅公示價格別 税制（'08年 10月 現在）】

区分	公示價 3億 以下	3億~6億 以下	6億 超過
財産税額 上限	前年度 税額の5%	前年度 税額の 10%	前年度 税額の 50%
総合不動産税	-	-	課税対象(上限 300%/世帯別 合算)
終身型 逆mortgage loan	・ 加入 可能 ・ 財産税 25% 減免 ・ 貸出金 利子 所得 控除(年間 200万円 限度)	・ 加入 可能 - -	・ 加入 不可 - -
1家口 1住宅 譲渡所得税	非課税	非課税	重課 対象
1家口 2住宅 譲渡所得税 重課 (税率 50%)	地方の 3億円 以下は 重課 排除 (首都圏・廣域市 1億円)	重課 対象	重課 対象
長期住宅貯蓄 所得控除(年 300万円 限度)	可能	-	-
住宅 購入資金 申告	無	無	申告 対象

(2) 総合不動産税(国税) 新設

- 課税対象：住宅(公示價格 6億 超過), 全国の 住宅を 世帯(家族)別
合算して 課税
- 土地：課税対象別 一定金額 以上 課税
 - ・ 全国の 別途合算, 総合合算 課税対象 土地を 世帯別 合算課税

資料-4 【財産税と総合不動産税 賦課】

区分		財産の種類	財産税	総合 不動産税
住宅		住宅(Apt, 單獨, 多世帯, 多家口)	○	○
		住居用 Ofistel	○	○
		住居用 無許可 建築物	○	○
		別荘	○	×
		賃貸・ 未分譲 住宅, 社員住宅, 寄宿舍	○	×
建築物		一般 建築物(商業用, 事務室, 工場, 事業用 建物)	○	×
土地	総合合算	裸地, 雑種地 等	○	○
		分離課税 対象 土地 中 基準超過 土地	○	○
		別途合算 課税対象 土地 中 基準超過 土地	○	○
		分離課税, 別途合算 課税対象を除外した 全土地	○	○
	別途合算	一般 建築物の 附属土地(基準 面積 範囲 内)	○	○
		法令上 認許可を得た事業用 土地(terminal 用地等)	○	○
	分離課税	農地, 林野, 牧場用地の 一部(財産税 0.07% 適用) ※ 分離課税 土地 中 都市計画 地域内 土地等は 総合合算 課税対象	○	×
		工場用地の 一部(財産税 0.2% 課税)	○	×
		Golf場, 高級娛樂場用 土地(財産税 4% 課税)	○	×

資料-5 【住宅分 総合不動産税 税率】

課税標準	税率
3億圓 以下	1,000分の 10
3億圓 超過 14億圓 以下	1,000分の 15
14億圓 超過 94億圓 以下	1,000分の 20
94億圓 超過	1,000分の 30

資料- 6 【土地分 総合不動産税 税率】

総合合算 土地		別途合算 土地	
17億圓 以下	1%	160億圓 以下	0.6%
17億圓 超過 97億圓 以下	2%	160億圓 超過 960億圓 以下	1%
97億圓 超過	3%	960億圓 超過	1.6%

(3) 税負担 上限制度 導入

- 当初(2005年)は 50%
- 2006年から 住宅公示価格 3億 以下: 5% / 3億~6億以下 10%/ 6億超過 50%

(4) 『不動産価格公示・鑑定評価に関する法律』 制定

- 住宅価格 公示権者(共同住宅価格の 算定・調査: 韓国鑑定院/
単独住宅: 市長・郡守・區廳長)
- 価格 公示権者を明文化

(5) 土地と住宅の課税現実化 目標 設定

- 住宅: 2017年 / 土地: 2015年
- 土地の 課税現実化: 2004年 39.2% ⇒ 2005年 50%

(6) 総合不動産税は 全額 地方に交付(地方交付税法 規定)

- 課税標準 引上と 取引税率 引下による 税收 減少分 補填
- 首都圏 地域 (法人, 富者) ⇒ 地方へ移轉

□ 保有税制 改革の効果

(1) 不動産 価格の 安定

- 3年間 住宅価格 安定 持續

(2) 地方財政 強化(保有税収の大幅 増加)

資料-7 【'07年度 財産税 賦課 状況】

- 總額：3兆 9024億/'06年 3兆2399億 對比 20.4%(6625億) 増加
- 住宅分：1兆 2249億/'06年 對比 18.3%(1,896億) 増加
- 土地分：2兆 756億/'06年 對比 25.7%(4,238億) 増加
- 建築物：5,873億/'06年 對比 7.3%(402億) 増加
- 航空機：76億/'06年 對比 1.3%(1億) 減少
- ※ 綜合不動産税額：2.4兆圓('06年 1.1兆圓 對比81.9% 増加)
 - 2007年度 國税 平均 増加率：17.0%
- ※ 土地・建築物の 課税 適用比率 變更(55%⇒60%), 新築建物基準 價額 上昇 (47萬圓⇒49萬圓)の影響

□ 向後 展望

(1) 經濟 活力化 次元から 綜合不動産税 變更 検討

- 住宅の 課税対象 變更：6億 超過⇒ 9億 超過
- 土地・住宅の 合算變更：世帯別 ⇒ 個人別
- 住宅の 課税適用比率の 凍結(55%⇒ 50%, 住宅價格 下落に對する 住宅所有者の保護)

(2) 取引 活性化のための 對策 講究

- ※ 政治的 要因：與黨は 過半数 以上 / 支持率 下落

2. 韓國の 地方税制 運用方向

(1) Seoul市 財産税 共同課税（'08年から施行）

区分	導入前	導入後
税目	區税/財産税	特別市分 財産税/ 區分 財産税
課税権者	各 區廳長	Seoul市長, 各 區廳長
共同課税率	-	市税分('08年：40%, '09年：45%, '10年 以後 50%)
賦課徴収権者	各 區廳長	各 區廳長(市税分 賦課・徴収権を 區廳長に委任)

- 導入効果：自治區間 財産税收 格差 緩和(江南區と道峰區 :17倍 ⇒ 6倍)

-※ 税收 減少 自治區の 財政衝擊 緩和 對策

- 連次的 漸増 方式(Seoul市 課税権 比率：'08年 40%, '09年 45%, '10年 以後 50%)

- 減少 税入の 一部 補填：3年間 5,400億 韓元

(2) 地方税 税目 體系 簡素化・地方税法 分法

- 重複課税の 整備：取得税(取得段階)と登録税(登録段階)の 統合

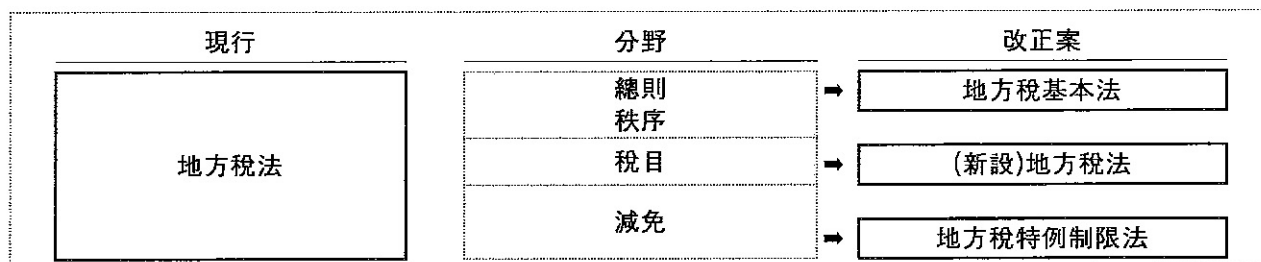
- 類似 税目の 統廃合：財産税, 都市計劃税, 事業所税の 税源 重複 問題

- 零細 税目の 廢止：課税目的 類似した地域開發税)と共同施設税 統合,

住民税 均等割の場合 一部 自治團體の 2千 韓元 賦課
(徴税費用 問題)

- 地方教育税を本税に統合

《地方税法 分法 方案》



- 1961年 以後 一部改正, 單一法 體系, 總則事項は國稅基本法 準用

(3) 地方税 非課税 減免 整備

- 地方税 規模 対比 比重(16.4%)

- 規模と内容の把握

⇒ 民主的 統制 装置(財政 健全性)として「地方税 支出予算制 導入, 公開

※ 地方税 非課税 減免 等の 地方税 支出を 予算書 形態で地方議會に 提出する制度, 2010年から全面 運営('08年 126個 機關 示範 運営 中)

- 地方税法, 租税特例制限法, 減免條例 等に散在

⇒ 一本化 必要 / 地方税特例制限法 制定

【現行 財産税と総合不動産税 比較】

区分	財産税	総合不動産税
徴収主體	・ 市・郡・區 (地方税)	・ 國家 (國税)
課税對象	・ 住宅, 土地, 建築物, 船舶, 航空機	・ 住宅 ・ 土地 (裸地, 一般建築物 附屬土地 等)
納税義務者	・ 毎年 6.1 現在 財産を 事實上 保有している者	・ 毎年 6.1 現在 - 住宅分 財産税の 納税義務者として 國內にある財産税 課税對象 住宅の 公示價格を合算した金額 6億圓 超過する者 - 裸地 等 土地分 財産税 総合合算 課税對象 土地の 課税標準を 合算した 金額 3億を超過する者 - 一般建築物 附屬土地 等 土地分 財産税 別途合算 課税對象 土地の 課税標準を 合算した 金額 40億を超過する者
納付方法	・ 告知書 發付 ・ 納付	・ 税務署に 申告納付, 08年から 賦課
納付時期	・ 建築物, 船舶, 航空機, 住宅分の1/2 : 7.16 ~ 7.31 ・ 土地, 住宅分の 1/2 : 9.16~9.30	・ 12.1 ~ 12.15
納税地	・ 土地, 建築物, 住宅: 所在地 市・郡・區 ・ 船舶: 船籍港 所在地 市・郡・區 ・ 航空機: 定置場 所在地 市・郡・區	・ 納税義務者の 住所地 (法人は 本店 所在地) 管轄 税務署
課税標準	・ 住宅: 公示價格の55% ・ 土地: 公示地價の65% ・ 建物: 時價標準額(1㎡ 當 51萬圓)の 65% 等	・ 住宅: 2008年の 場合は 世帯別 合算した住宅の 公示價格 40億を超過する金額の 90% ・ 土地 - 総合合算 課税對象: 2008年の 場合は 世帯別 合算した土地の 公示價格 3億を 超過する 金額の 90% - 別途合算 課税對象: 2008年の 場合は 所有者別 合算した 土地の 公示價格 40億を 超過する金額の 65% ※ 建築物: 該當 無
税率	・ 住宅: 0.15 ~ 0.5% (3段階) ・ 土地 - 総合合算: 0.2 ~ 0.5% (3段階) - 別途合算: 0.2 ~ 0.4% (3段階) ・ 建築物: 0.25%(單一 税率)	・ 住宅: 1, 1.5, 2, 3%(4段階) ・ 土地 - 総合合算: 1, 2, 4% (3段階) - 別途合算: 0.6, 1, 1.6% (3段階)

地方税における資産課税のあり方に関する調査研究

－今後の固定資産税のあり方について－

平成21年3月

編 者 財団法人 資産評価システム研究センター（略称：評価センター）

発行者 堤 新二郎

発行所 財団法人 資産評価システム研究センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-1-13 葺手ビル8階

TEL 03-5404-7781

FAX 03-5404-2631

(URL <http://www.recpas.or.jp> <http://www.chikamap.jp>)
